

令和6年2月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(行ウ)第16号 住民訴訟事件

口頭弁論終結日 令和5年11月9日

判 決

5

東京都町田市

原 告

東京都町田市

原 告

東京都町田市

10

原 告

上記3名訴訟代理人弁護士 千 葉 恒 久

針ヶ谷 健 志

東京都町田市森野2丁目2番22号

被 告 町 田 市 長

15

石 阪 丈 一

同訴訟代理人弁護士 伊 東 健 次

秋 山 一 弘

同指定代理人 松 田 勇 貴

東京都町田市野津田町3114-7

20

被告補助参加人 町 田 市 議 会

会派まちだ市民クラブ

同代表者 渡 部 真 実

同訴訟代理人弁護士 内 野 経 一 郎

長 野 宰 士

25

東京都町田市森野2-2-22

被告補助参加人 町 田 市 議 会

会 派 自 由 民 主 党
同 代 表 者 佐 藤 伸 一 郎
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 岸 愛
藤 間 崇 史

5 東京都町田市森野2-2-22

被 告 補 助 参 加 人 町 田 市 議 会
会 派 保 守 連 合
同 代 表 者 清 算 人 新 井 よ し な お
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 水 島 昂
10 三 木 原 健 太

東京都町田市成瀬が丘1-14-12 サンホワイトE103-13

被 告 補 助 参 加 人 吉 田 勉
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 前 場 俊 文
同 訴 訟 復 代 理 人 弁 護 士 剛 力 大

15 主 文

- 1 被告は、被告補助参加人町田市議会会派まちだ市民クラブに対し、480万
15 14円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年3分の割合に
よる金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、被告補助参加人町田市議会会派自由民主党に対し、351万472
20 3円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年3分の割合による金
員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、被告補助参加人町田市議会会派保守連合に対し、175万8795
円及びこれに対する本判決確定の日から支払済みまで年3分の割合による金員
を支払うよう請求せよ。
- 25 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを3分し、その2を原告らの、その余を被告の各負担とし、

補助参加により生じた費用は、これを3分し、その2を原告らの、その余を被告補助参加人らの各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

5 1 被告は、被告補助参加人町田市議会会派まちだ市民クラブに対し、1271万6181円及びうち240万1432円に対する平成27年5月1日から、うち306万4398円に対する平成28年5月1日から、うち293万5894円に対する平成29年5月1日から、うち431万4457円に対する平成30年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

10 2 被告は、被告補助参加人町田市議会会派自由民主党に対し、1211万4349円及びうち253万9930円に対する平成27年5月1日から、うち317万3810円に対する平成28年5月1日から、うち249万9221円に対する平成29年5月1日から、うち390万1388円に対する平成30年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

15 3 被告は、被告補助参加人町田市議会会派保守連合に対し、659万6581円及びうち172万3992円に対する平成27年5月1日から、うち122万8711円に対する平成28年5月1日から、うち140万3218円に対する平成29年5月1日から、うち224万0660円に対する平成30年5月1日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

25 本件は、東京都町田市（以下「町田市」という。）の住民である原告らが、町田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年町田市条例第17号。平成27年町田市条例第46号による改正の前後を問わず「本件条例」という。）に基づき平成26年度から平成29年度までに町田市から政務活動費の交付を

5 受けた町田市議会の会派である被告補助参加人ら（ただし、被告補助参加人吉田勉を除く。）において、その一部を違法に支出し、悪意で不当に利得したにもかかわらず、町田市の執行機関である被告が不当利得返還請求権等の行使を怠っているなど主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、被告補助参加人ら（ただし、被告補助参加人吉田勉を除く。）に対して上記不当利得の返還及びこれに対する上記各支出に係る当該年度の収支報告期限の翌日である5月1日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による法定利息の支払等を請求することを求める住民訴訟の事案である。

10 1 関係法令等の定め

別紙「関係法令等の定め」に記載のとおりである（なお、同別紙中で定義した略称等は、以下の本文においても同様に用いるものとする。）

15 本件において、平成26年度及び平成27年度の政務活動費については改正前条例が適用され、平成28年度及び平成29年度の政務活動費については改正後条例が適用される。

なお、改正後運用指針は平成28年4月に定められたものであるが、それ以前は、改正前運用指針の「政務調査費」を「政務活動費」に読み替える形での運用がされていた（弁論の全趣旨）。

20 2 前提事実（当事者間に争いが無い後掲各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実並びに当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも町田市の住民である。

イ 被告は、町田市の執行機関である。

25 ウ 被告補助参加人町田市議会会派まちだ市民クラブ（以下「会派まちだ市民クラブ」という。）、被告補助参加人町田市議会会派自由民主党（以下「会派自民党」という。）及び被告補助参加人町田市議会会派保守連合（以下「会

派保守連合」といい、会派まちだ市民クラブ及び会派自民党と併せて「本件各会派」という。)は、いずれも町田市議会における会派である。

平成26年度から平成29年度までに本件各会派に所属していた町田市議会議員は、以下のとおりである。(甲20)

5 (ア) 会派まちだ市民クラブ

谷沢和夫 (以下「谷沢議員」という。)

戸塚正人 (以下「戸塚議員」という。)

河辺康太郎 (平成30年2月まで所属。以下「河辺議員」という。)

佐藤和彦 (以下「佐藤和彦議員」という。)

10 森本せいや (以下「森本議員」という。)

田中のりこ (以下「田中議員」という。)

わたべ真実 (以下「わたべ議員」という。)

おぜき (小関) 重太郎 (以下「小関議員」という。)

石井くにのり (以下「石井議員」という。)

15 (イ) 会派自民党

岩瀬和子 (以下「岩瀬議員」という。)

三遊亭らん丈 (以下「三遊亭議員」という。)

佐藤伸一郎 (以下「佐藤伸一郎議員」という。)

市川勝斗 (平成29年5月まで所属。以下「市川議員」という。)

20 渡辺巖太郎 (以下「渡辺議員」という。)

藤田学 (以下「藤田議員」という。)

熊沢あやり (以下「熊沢議員」という。)

長村敏明 (以下「長村議員」という。)

若林章喜 (以下「若林議員」という。)

25 松岡みゆき (以下「松岡議員」という。)

木目田英男 (以下「木目田議員」という。)

石川好忠（以下「石川議員」という。）

(ウ) 会派保守連合

白川哲也（以下「白川議員」という。）

大西のぶや（以下「大西議員」という。）

新井克尚（以下「新井議員」という。）

被告補助参加人吉田勉（以下「吉田議員」という。）

(2) 本件各会派に対する政務活動費の交付及び本件各会派による収支報告書の提出

ア 平成26年度の政務活動費

町田市は、平成26年4月1日に本件各会派から交付申請書の提出を受け、同月7日に交付決定をし、本件各会派に宛てて通知した。町田市は、本件各会派に対し、同月21日に上半期分を、同年10月21日に下半期分をそれぞれ支給した。

本件各会派は、平成27年4月30日に収支報告書を町田市議会議長に提出した。会派まちだ市民クラブは同年9月1日、会派保守連合は同年8月10日、支出証拠書類に誤りがあったとして、上記収支報告書に係る修正届を提出した。

町田市議会議長は、平成27年9月29日、被告に対し、本件各会派の収支報告書及び収支報告書修正届を提出した。

イ 平成27年度の政務活動費

町田市は、平成27年4月1日に本件各会派から交付申請書の提出を受け、同月6日に交付決定をし、本件各会派に宛てて通知した。町田市は、本件各会派に対し、同月21日に上半期分を、同年10月21日に下半期分をそれぞれ支給した。

会派自民党は平成28年4月27日に、会派まちだ市民クラブ及び会派保守連合は同月28日に、それぞれ収支報告書を町田市議会議長に提出し

た。同各収支報告書のうち、会派自民党のものは同年8月17日に、会派保守連合のものは同月4日に、会派まちだ市民クラブのものは同年9月16日に、それぞれ收受された。

町田市議会議長は、被告に対し、平成28年8月22日に会派自民党及び会派保守連合の収支報告書を、同年10月3日に会派まちだ市民クラブの収支報告書を、それぞれ提出した。

ウ 平成28年度の政務活動費

町田市は、平成28年4月1日に本件各会派から交付申請書の提出を受け、同月6日に交付決定をし、本件各会派に宛てて通知した。町田市は、本件各会派に対し、同月21日に上半期分を、同年10月21日に下半期分をそれぞれ支給した。

会派自民党は平成29年4月27日に、会派まちだ市民クラブは同月20日に、会派保守連合は同月28日に、それぞれ収支報告書を町田市議会議長に提出した。同各収支報告書のうち、会派自民党のものは同年8月17日に、会派保守連合のものは同月14日に、会派まちだ市民クラブのものは同年10月5日に、それぞれ收受された。

町田市議会議長は、被告に対し、平成28年8月21日に会派自民党及び会派保守連合の収支報告書を、同年10月6日に会派まちだ市民クラブの収支報告書を、それぞれ提出した。

エ 平成29年度の政務活動費

町田市は、平成29年4月1日に本件各会派から交付申請書の提出を受け、同月10日に交付決定をし、本件各会派に宛てて通知した。町田市は、本件各会派に対し、同月21日に上半期分をそれぞれ支給したが、会派自民党が同年5月26日付けでした交付変更申請に基づき同年6月5日に交付金変更決定をし、同日納付書を発送し、同月7日に納付を受けた。

町田市は、本件各会派に対し、同年10月20日に下半期分をそれぞれ

支給したが、会派まちだ市民クラブが平成30年2月19日付けでした交付変更申請に基づき、同月21日に交付金変更決定をし、同月22日納付書を送付し、同年3月15日に納付を受けた。

5 会派自民党は平成30年4月5日に、会派まちだ市民クラブは同月6日に、会派保守連合は同月4日に、それぞれ収支報告書を町田市議会議長に提出した。同各収支報告書のうち、会派自民党のものは同年9月19日に、会派保守連合のものは同月14日に、会派まちだ市民クラブのものは同年10月10日に、それぞれ收受された。

10 町田市議会議長は、被告に対し、平成30年9月25日に会派自民党及び会派保守連合の収支報告書を、同年10月15日に会派まちだ市民クラブの収支報告書を、それぞれ提出した。

オ 本件各会派に対する交付額

15 町田市が平成26年度から平成29年度までに本件各会派に政務活動費として交付した金額は、別紙1-1「会派まちだ市民クラブ総括表」、別紙1-2「会派自民党総括表」及び別紙1-3「会派保守連合総括表」の各「①交付額」欄記載のとおりである。

(3) 住民監査請求等

20 原告らは、令和元年11月6日、町田市監査委員に対し、本件各会派の平成26年度から平成29年度までの政務活動費について、本件各使途基準に適合していない支出があるとして、本件各会派に対して政務活動費の返還を求めることを請求する旨の住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした。町田市監査委員は、同年12月17日、本件監査請求は監査請求期間を徒過した不適法なものであるとして、これを却下した。（甲6、7）

(4) 本件訴訟の提起

25 原告らは、令和2年1月15日、本件訴訟を提起した。

原告らが違法と主張する支出（以下「本件各支出」という。）は、別紙2-

1 「会派まちだ市民クラブ一覧表」、別紙2-2「会派自民党一覧表」及び別
紙2-3「会派保守連合一覧表」（以下、併せて「本件各一覧表」といい、一
覧表中の個別の費目については「会派まちだ市民クラブ一覧表（燃料費）」等
と表記する。）の支出日、費目、議員名、支出金額（ただし、修正届が後日出
5 されたものについては修正後の金額）及び支出内容の各欄記載のとおりであ
り、以下、支出を特定する際には、「C14-1」など、支出番号欄記載の番
号で特定することとする。なお、支出番号欄記載の番号のうち、「C」は会派
まちだ市民クラブ、「J」は会派自民党、「H」は会派保守連合の略称であり、
略称の直後の「14」（2014年の略）は平成26年度を、「15」（201
10 5年の略）は平成27年度を、「16」（2016年の略）は平成28年度を、
「17」（2017年の略）は平成29年度をそれぞれ指す。

本件各会派は、平成26年度から平成29年度まで、上記(2)の収支報告書
作成に当たり、本件各一覧表の「議員名」欄記載の議員（空欄である場合に
は当該会派所属の議員）が、「支出日」欄記載の日に「支出金額」欄記載の金
15 額を「費目」欄記載の政務活動費の項目に該当するとして計上したものであ
る。

（甲8～19。枝番号を含む。）

3 争点

(1) 適法な監査請求の前置の有無（争点1）

20 (2) 本件各支出の本件各使途基準適合性等（争点2）

ア 判断枠組み等（争点2-1）

イ 会派まちだ市民クラブに係る支出の本件各使途基準適合性等（争点2-
2）

ウ 会派自民党に係る支出の本件各使途基準適合性等（争点2-3）

25 エ 会派保守連合に係る支出の本件各使途基準適合性等（争点2-4）

(3) 悪意の受益者該当性又は遅延損害金の発生の有無（争点3）

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1 (適法な監査請求の前置の有無)

(被告の主張)

原告らが「怠る事実」として主張しているのは、政務活動費として交付された金員について町田市が有する不当利得返還請求権（ないし余剰金返還請求権）の不行使であるところ、同不当利得返還請求権は、政務活動費の交付を受けた会派が当該政務活動費を地方自治法100条14項及び本件条例の定めに適合する使途に用いていない場合に発生するものである。本件各会派の政務活動費の支出が法令の定めに適合しないと判断された場合、政務活動費の支出金額を確定させる承認行為という財務会計上の行為が違法又は無効であったことになるから、実質的、客観的にみて、本件監査請求は、財務会計上の行為を対象とする監査を求める趣旨を含んでいる。被告の上記承認行為が違法・無効であることを請求原因とする不当利得返還請求等については監査請求期間の制限規定（地方自治法242条2項本文）が適用される一方で、本件各会派の政務活動費の支出が違法であることを請求原因とする不当利得返還請求等については同規定の適用がされないとすれば、原告らが構成する請求原因によって監査請求期間の制限規定の適用の有無が分かれることとなり、法的安全性が害されることを防止するという同規定の趣旨が没却されることとなる。

したがって、本件監査請求には地方自治法242条2項本文が適用されるべきである。本件監査請求は、監査請求期間経過後にされているから不適法であり、適法な監査請求を経ないで提起された本件訴訟は不適法である。

なお、町田市議会は、毎年度の政務活動費につき、議会図書館での紙資料の閲覧やホームページの掲載を通じて公開しているから、町田市の住民が、その公開日から1年以内に監査請求を申し立てることは十分に可能である。

(会派保守連合の主張)

5 本件における不当利得返還請求は、本件各会派が、本件条例及び本件各使
途基準に適合しない政務活動費を支出したことを理由とするものであるが、
政務活動費については、被告の承認行為により、初めて収支報告書（本件条
例7条）記載の支出が確定され、逆に、本件条例及び本件各使途基準に適合
しない政務活動費について被告の承認がなく、本件各会派の支出が政務活動
費として交付された金員を下回る場合には、本件各会派は残余金を返還しな
ければならない。すなわち、仮に本件条例及び本件各使途基準に適合しない
違法な支出があった場合、被告の承認行為の後に初めて差額部分が利得とな
り、不当利得返還請求権が発生することとなる。

10 本件においては、町田市が政務活動費の前払い制を採っており、公金支出
の段階では違法の余地がなく、政務活動費の個別支出は地方自治法242条
1項の対象とならない本件各会派の行為であることからすれば、被告の承認
行為を財務会計行為と捉えない場合、政務活動費の支給に関する全ての事案
で同条2項の期間制限が及ばないこととなり、法的安定性を損なうことに加
え、議員の調査活動が萎縮し、ひいては議会の審議能力が低下する。また、
15 交付額の確定手続が条例上明示されている場合とそうではない場合において、
期間制限が及ぶ場合と及ばない場合が生じることも看過できない。

（原告らの主張）

20 政務活動費の支給は概算払いには該当せず、本件条例においても被告の承
認行為は予定されていないから、被告及び会派保守連合が主張するような財
務会計行為は存在しない。

(2) 争点2-1（判断枠組み等）

（原告らの主張）

ア 判断枠組み

25 原告たる住民の側で政務活動費の支出の詳細を明らかにすることが通常
困難であること、公金を支出する以上、それが使途基準等に合致すること

5 についての説明が求められること、このような説明は議員に過度な負担を
もたらすものではないこと、地方自治法が支出の透明性の確保を目的とし
ていること等からすれば、返還を求める側が使途基準等に適合しないこと
を推測させる一般的、外形的な事実について立証したときは、適切な反論
がない限り、当該支出は使途基準等に適合しないものであると判断される
べきである。

10 なお、会派（議員）が行う政務活動は、一般に秘匿性を帯びるものでは
ないこと、本件監査請求は、本件各会派が帳簿の保存義務を負う期間内に
申し立てられており、被告補助参加人らにおいて反証が困難であるという
事情は存しないことからすれば、本件において上記判断枠組みを採用する
ことを妨げる事情はない。

イ 「会派の行う」という限定について

15 本件各使途基準が認めているのは、「会派の行う」政務活動の経費に充て
る支出のみである。このことは、会派が経理責任者を置いて支出内容を管
理すること、経理責任者が報告書（領収書添付）を議長に提出することを
義務付けられていることにも対応しており、本件各条例は、使途を会派の
活動に限定した上で、会派の責任者に、使途基準に反する支出がないよう
に管理させようとしているものである。こうした規定の背景には、議員の
20 活動が政務活動だけではなく政治的な活動や個人的な取組などに広範に
及んでおり、政務活動以外の目的に交付金を使用される危険性が高いとい
う事情がある。こうした条例の趣旨に鑑みれば、会派の行うものと認めら
れない活動について支出を認める余地がないことは明らかである。

（被告の主張）

25 本件各使途基準にいう「会派の行う」には、会派がその名において自ら行
うもののほか、会派の所属議員等にこれを委ね、又は所属議員による政務活
動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれている。

すなわち、具体的な政務活動ごとに、その内容及びこれに必要な政務活動費からの支出を求める金額を会派に申請し、会派の代表者及び経理責任者からその内容及びその金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けたという事実が認められれば、会派の代表者がした承認は、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る政務活動を会派のためのものとして当該議員に委ね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認める余地があり、そのように認められる場合には、本件各使途基準にいう「会派の行う」の要件は満たされる。

(会派まちだ市民クラブの主張)

ア 判断枠組み

政務活動費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の政務活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務活動費の使途の透明性を確保しようとしたものである。

地方自治における三権分立の理念の下、地方自治体の議会が、審議を通じて執行機関に対する監視を行う役割を担っていることに鑑みると、政務活動は、上記監視機能を果たすための活動という性格を有しており、議会の構成員たる議員ないしその集団たる会派が、執行機関に対し、政務活動の内容について詳細に明らかにしなければならないとすると、政務活動に対する執行機関や他の会派又は議員からの干渉を受けることを通じて、上記監視機能が阻害される事態につながるおそれがある。このことから、各地方自治体の条例においては、使途の透明性の確保を担保するための制度を限定的なものにとどめており、町田市においても同様である。訴訟告知を受けた会派ないし議員が、被告敗訴の事態を避けるために当該訴訟に参加した場合において、原告たる住民が、違法な支出がされたことを推測させる一般的、外形的な事実を主張立証しただけで当該支出に係る政務活動

が使途基準に適合するものであることについて反証しなければならないとすると、当該会派ないし議員は、執行機関たる被告に対して政務活動の内容が明らかになることを承知で反証を行わざるを得なくなり、ひいては上記政務活動費制度の趣旨が損なわれる事態となる。

5 また、本件各支出は、長期間の経過により、当該支出に係る議員の記憶が希薄化し、会派ないし議員が保有していた資料も相当程度散逸している上、既に議員を辞職している者については在職時の記録を既に廃棄していることもある。仮に、政務活動費の返還請求に係る監査請求について地方自治法242条2項が適用されないとすると、政務活動費の充当の違法性を主張するものとしては、不当利得返還請求権が時効により消滅しない範囲において監査請求及び訴え提起を意図的に遅らせることが可能となる
10 ところ、その期間の経過による証拠散逸の不利益を会派ないし議員に負わせるべきではない。

 以上より、原告らが、使途基準に適合しない支出がされたことを推測させる一般的、外形的な事実を主張立証しただけで、被告ないし補助参加人がこれに対する反証をしない限り、当該支出への政務活動費の充当が違法なものであることが事実上推定されるとするのは相当ではない。また、仮に原告ら主張の判断枠組みを採用したとしても、少なくとも各議員が使途基準に適合しない支出をしたことにつき、相当程度具体的な事実が立証され
15 ない限り、原告らがその立証責任を果たしたとはいえない。

イ 本件各使途基準にいう「会派の行う」の解釈

(ア) 本件各使途基準にいう「会派の行う」の解釈については、被告の主張と同じである。

(イ) 会派まちだ市民クラブでは、所属議員による政務活動を会派のためのものとして承認することについて特別な手続を定めた内規等はないが、
25 各所属議員が行った政務活動に係る支出につき、当該議員が会派まちだ

5 市民クラブに対して領収書を提出し、会派代表者及び経理責任者が当該支出を承認して会派の支出として収支報告書にまとめ、町田市議会議長に対して提出したものである。したがって、会派まちだ市民クラブが平成26年度から平成29年度までに政務活動費を充当した各支出に係る政務活動は、いずれも会派まちだ市民クラブが会派のためのものとして承認する方法によって行われたものであるから、「会派の行う」との要件を満たしている。

(会派保守連合及び吉田議員の主張)

ア 判断枠組み

10 住民訴訟において、主張立証責任について一定の修正を図るべき場面があること等については争わないが、本件においては、以下のとおり、主張立証責任を修正する前提を欠く。

(ア) 使途基準違反を推測させる一般的、外形的事実とは、内規違反の事実や、内規で定められた証拠書類の不提出の場合などが典型とされる。本件では、原告らは本件各運用指針違反という内規違反の事実を指摘して
15 おらず、また、証拠書類が提出されていないといった典型的な使途基準違反に関する一般的、外形的事実はない。

(イ) 各会派の行う政務活動は、政治活動の自由とも密接に関連しており、原告らの主張するように各会派において被告に対し活動に関する領収書
20 等の証票類や現金出納簿の一切を詳らかにしなければならないとすると、各会派の議員の政治活動の自由を過度に制限し自制的であることを強いることとなり、ひいては住民の利益を害するので、妥当ではない。

(ウ) 立証責任について一定の修正を図る要請があるのは、証拠資料の被告側への偏在という被告側の優位性が挙げられるところ、その優位性が低下する場合には当該立証責任の修正の根拠を失う。すなわち、証拠資料
25 は永久保存が義務付けられるものではなく、本件条例は、収支報告書の

提出期限の日（毎年4月末日）から起算して5年を経過する日までを保存期間として定める。そうすると、吉田議員が補助参加の申出をした令和2年9月3日までの間に、平成26年度については保存期間を満了しており、平成27年度から平成29年度までについても保存開始から相当期間が経過しているから、証拠資料の被告側への偏在という被告側の優位性は、消失ないし相当程度低下している。

イ 本件各使途基準にいう「会派の行う」の解釈

本件各使途基準にいう「会派の行う」の解釈については、被告の主張と同じである。

本件において、会派保守連合には、内部的な意思決定手続に関する特別の取決めはないが、当時、会派保守連合の代表者であった新井議員は、各所属議員の支出について全て承認しているため、いずれの支出も本件各使途基準にいう「会派の行う」との要件を充足している。

(3) 争点2-2(会派まちだ市民クラブに係る支出の本件各使途基準適合性等)

原告らの主張は、会派まちだ市民クラブ一覧表の「原告らの主張する違法性を裏付ける事情」欄に記載のとおりであり、被告及び会派まちだ市民クラブの主張は同「会派まちだ市民クラブの主張」欄に記載のとおりである。

以下、判断に必要な範囲で当事者双方の主張を補充する。

ア 河辺議員の鉄道賃及び宿泊費に係る支出（C15-101～104）

(原告らの主張)

C15-101から104までにおいて、河辺議員が平成28年2月22日及び23日に岩手県釜石市（以下「釜石市」という。）を訪問した際の鉄道賃と宿泊費が計上されているところ、これはラグビー関連の活動の一環によるものと推測され、このような活動は、政務活動との間に合理的な関連性を認めることはできず、改正前使途基準に適合しない。

(被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

5 河辺議員は、学生時代にラグビー部に所属していたこともあって、スポーツに関する市の福祉の向上に関心があり、「町田ワールドマッチラグビー実行委員会」という任意団体（同団体には町田市文化スポーツ振興部スポーツ振興課もオブザーバーとして関与していた。）の事務局長として町田市のラグビーの振興を図っていた。平成27年、ラグビーのワールドカップ2019年大会の開催都市が釜石市と決定したが、同市は東日本大震災からの復興途上であり、財源の確保に課題を抱えていた。そこで、河辺議員は、町田市における福祉の向上を図るだけでなく、釜石市に対する復興支援という意味も込めて、ワールドカップ大会の開催を前に、ラグビーを通じて町田市と釜石市との交流を図ることを企画し、その実現のため、平成28年2月22日から23日にかけて、現地視察のため釜石市に出張したものであり、その支出がC15-101から104までである。

10
15
20 その後、町田市では、釜石市への復興支援の一環として、平成28年8月6日、町田市を拠点とするラグビーチーム「キャノンイーグルス」と、釜石市を拠点とするラグビーチーム「釜石シーウェイブス」との試合をチャリティーマッチとして開催し、これに伴い、町田市では、同年7月11日から15日まで、町田市内の市立小・中学校の給食で釜石市の特産品であるわかめを使ったメニューを提供する学校給食を実施し、同月11日には、上記「キャノンイーグルス」の選手が町田市内の小学校を訪問し、生徒と共に給食を食べたり、ラグビー体験教室を行ったりした。

25
上記一連の活動は、数年後に迫ったラグビーワールドカップに向けて市民、取り分け児童のスポーツへの関心を高めるとともに、町田市民がスポーツを通じて被災地の復興支援を考えるきっかけを得るという意味で、「住民福祉の増進を図るために必要な活動」に該当する。また、被災した他の地方自治体の復興を支援することもまた、自治体間の良好な関係の構築を通じ、自市の住民福祉の増進を図る活動に該当し、政務活動といえる

から、これに係る支出は改正前使途基準に適合するものである。

イ タクシー代に係る支出

(原告らの主張)

以下のタクシー代は、政務活動との間に合理的な関連性を有さないから、
5 本件各使途基準に適合しない。

(ア) 深夜のタクシー利用

「市政相談」等の理由で深夜（午前0時台から午前4時台のものも含まれる。）に利用したタクシー代が計上されているところ、このような時間帯に市政相談をすることは考えられない。

10 (イ) 八王子市のタクシー会社の利用

東京都八王子市（以下「八王子市」という。）周辺でタクシーを利用したものと推測されるどころ、うち7件は「市政相談」の名目で利用されているが、町田市に関する市政相談を八王子市で繰り返し行うことは考え難い。

15 (ウ) 祭りや記念式典等に参加した際のタクシー利用

議員が上記式典等において挨拶をすることは政務活動のためのものとはいえない。

(エ) 議会の定例会の最終日のタクシー利用

議会の定例会の最終日に、決まって2台のタクシーが利用されているところ、議員らの打上げの後のタクシー利用であることが推測される。

(被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

以下のタクシー代は、政務活動との間に合理的な関連性を有し、本件各使途基準に適合する。

(ア) 深夜のタクシー利用

25 市政相談を含む政務活動は、午後9時を超えることが珍しくなく、帰宅が午前0時を過ぎることもあるから、当該タクシー利用が深夜である

5 事実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実
とはいえない。

(イ) 八王子市のタクシー会社の利用

原告らは当該タクシー利用が八王子市内でされたことを立証してい
ない。仮に当該タクシー利用が八王子市内でされたとしても、議員は町
田市外においても頻繁に政務活動を行っているところ、八王子市は町田
市に隣接する大きな市であり、会派まちだ市民クラブの議員はしばしば
八王子市内に赴いて政務活動を行っている。したがって、当該タクシー
会社が八王子市の会社である事実は、当該支出が本件各使途基準に適合
10 しないことを推測させる事実とはいえない。

(ウ) 祭りや記念式典等に参加した際のタクシー利用

市政に対する市民からの相談や要望、批判等は、議員と市民とが交流
する機会にされることが多いところ、祭りや記念式典には、市民が多数
集まるため、議員は当該イベントに参加することでより多くの市民と接
15 することができるのであるから、当該タクシー利用が祭りや記念式典へ
の参加の際になされたという事実は、当該支出が本件各使途基準に適合
しないことを推測させる事実とはいえない。

(エ) 議会の定例会の最終日のタクシー利用

原告らは、議員らの打上げ後の帰宅時のタクシー利用であることを裏
20 付ける事実を立証していない。

ウ 燃料費に係る支出

(原告らの主張)

会派まちだ市民クラブ一覧表（燃料費）記載の各支出は、政務活動との
間に合理的な関連性を有しないから、本件各使途基準に適合しない。

25 (ア) 本件各運用指針においては、燃料費、ホームページ運営費及び通信費
において支出額の上限に関する記述が存在するところ、「限度額」ないし

「上限」という文言が用いられていることからしても、実支出額にかかわらず定額の計上を認める趣旨ではないことは明確である。本件各運用指針は、実費の把握が必ずしも容易でないという状況の中で、交付金について無限定な支出が行われることを防ぐ目的で支出額に上限を設けたものであって、上限以下の支出を合法化（合理化）する趣旨は読み取れないから、本件各使途基準に反する支出は、上限額以下であっても違法である。

上記主張は、会派まちだ市民クラブの通信費、会派自民党及び会派保守連合に係る燃料費及び通信費においても同様に該当する。

(イ) 以下の事情があるものについては、第三者が行った給油であることが推測され、政務活動との間の合理的関連性を認める余地はなく、全額が違法である。

a 同日給油、近接した日の給油

同じガソリンスタンドでほぼ同時刻に行われた給油については、少なくとも一方は第三者がしたものである。

近接した日に行われている給油については、政務活動のための移動が、通常は町田市内など近距離のものが大半を占め、長距離の車両移動が必要となることはないことからすれば、第三者による給油であると推測される。

b 議会の本会議開催中の給油

議会の本会議開催時間の給油は、議員以外の第三者が行ったものである。

c 異なる支払方法による給油

いつも給油を行っているガソリンスタンドにおいては、通常、同じ方法で燃料費の支払を行うものであるから、支払方法が異なる領収書の給油は、第三者によるものと推測される。

d ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの混在

通常、同じ車両でレギュラーガソリンとハイオクガソリンを混用することはないため、一人の議員の燃料費の領収書に、上記ガソリンが混在している給油については、第三者によるものと推測される。

5 (ウ) それ以外の燃料費についても、議員は政務活動だけでなく、日常的に政党活動（選挙活動や後援会活動）等の活動を行っている上、車両を私用で使うことも多いから、自家用車の燃料費の全額が政務活動のために使用されたものとはいえない。個々の活動と燃料の使用量との対応を明らかにすることは困難であるため、自家用車の使用目的における政務活動のおおよその割合によって政務活動費として認められる割合を定める
10 ほかないところ、政務活動の場合は車両の利用範囲が町田市を中心とするものであり車両の走行距離は大きくないという事情、議員が所有する車両は政務活動だけでなく、政党活動、選挙活動、後援会活動にも広く使われ、私的な目的でも頻繁に利用されるものであるという事情の下では、社会通念上、支出された燃料費のうち政務活動に対応する部分は特
15 段の事情が認められない限り4分の1とするのが合理的である。

(被告の主張)

本件各運用指針において按分の考え方は示されているものの、個別に燃料費（ガソリン・軽油代）について按分すべきとは定められていないのは、
20 町田市議会が、実際の政務活動に要する燃料費が政務活動費として認められている上限額を上回っている実情等を考慮し、「活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でない」と認められる場合」等に該当しないものとしたものである。したがって、町田市議会が、本件各使途基準において、按分すべき項目として燃料費を挙げていない以上、本件各会
25 派が燃料費につき按分率を乗じて計上しなかったのは当然のことであり、そのことをもって本件各使途基準に適合していないとはいえない。

(被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

会派まちだ市民クラブ一覧表（燃料費）記載の各支出は、政務活動との間に合理的な関連性を有し、本件各使途基準に適合する。

5 (ア) 燃料費につき、改正前運用指針は議員1人当たり年額12万円という上限を、改正後運用指針は14万4000円に会派の人数を乗じた額という上限をそれぞれ定めているが、他方、同じ交通費に分類される駐車場代、タクシー代、鉄道料金、自家用車ではない車の燃料費について、同様の上限規制を設けたものはない。これは、他の交通手段とは異なり、
10 自家用車の燃料費には、政務活動のための支出と、政務活動以外の活動のための支出が混在することが回避し難いことを考慮したものである。

すなわち、自家用車の燃料費について上限が設けられている趣旨は、政務活動以外の活動のための支出が混在する自家用車の燃料費について、
15 個々の支出を按分するのではなく、当該年度における燃料費の総額について上限を定め、当該上限以下の額の支出は政務活動のための支出であるとみなし、これを超える支出については、政務活動のための支出ではないとみなして、政務活動費の充当を認めないという取扱いをすることにあるものである。現に、本件各運用指針は、調査研究又は調査研究その他の活動のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料費）について、「実費の把握が困難であること等から、一定の基準（定額を上限）で
20 充当する。」としているものである。

(イ) 本件において、自家用車の燃料費について本件各運用指針の定める上限規制に違反していない以上、別途按分比率を適用することは相当ではなく、その全額が使途基準に適合している。

a 同日給油、近接した日の給油

25 給油は、常に1回でタンクが満タンになるまで行うとは限らず、例えば手持ちの現金が少ないため、先行して少量の給油を行い、現金を

取りに行った上で再度給油を行うことがあり、その場合には、当然、2回の給油の時期が近接することになる。

また、複数の車両を使用している場合には、偶然、複数の給油が同じ日に行われたり、給油時期が近接したりすることはあり得る。

したがって、複数の給油が同じ日になされている事実や、近接して行われている事実は、当該支出が使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

b 議会の本会議開催中の給油

C14-359は、議会の開会時刻の21分前の給油であり、グーグルマップでの移動時間は20分以内なのであるから、余裕はないにせよ、開会に間に合わせることは十分可能である。

C14-360は、議会の開会時刻の31分前に支払われているところ、グーグルマップでの移動時間は10分程度である。

したがって、これらの給油は、いずれも、議会の開会時刻に間に合わない給油には当たらないから、第三者による給油であるとの原告の主張はその前提を欠く。

c 異なる支払方法による給油

市議会議員の給油に限らず、およそ一般に、どのような決済手段を使うかは全く自由であり、様々な理由で決済手段を選択するのが通常であるから、決済手段が他と異なる事実は、当該支出が使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

エ 駐車場・駐輪場代（以下「駐車場代」という。）に係る支出

（原告らの主張）

以下は、本件各会派の駐車場代等に係る支出に関する共通の主張である。

(ア) 極めて短時間の駐車

政務活動に関連して市民から相談を受けることや現地調査を行うこと

はあり得るが、議員が相談場所や調査場所に出向いて目的地付近に自車を駐車させるにしても、駐車に要する時間、駐車場と相談場所との間を往復する時間を考えると、市民相談や現地調査を行うためには少なくとも1時間程度を要するはずである。本件各会派は30分以内という極めて短時間の駐車を繰り返し行っており、このような駐車の態様は、駐車場の真の使用目的が「市民相談」や「現地調査」ではなく、支出内容について事実に反する申告がされたことを推測させるものである。

(イ) 長時間の駐車

「市政相談」、「市民相談」又は「打合せ」のために駐車場を利用するとしても、長くても3時間程度のはずである。相談や打合せが長時間に及ぶ可能性は否定できないが、そのような駐車が頻繁に繰り返されるとは考え難く、「現地調査」も、よほど大掛かりな調査でもなければ3時間を超えとは考え難い。本件各会派が長時間の駐車を繰り返し行っていることは、申告された駐車目的が事実に反することを推測させる。

(ウ) スポーツ施設での駐車

体育館やプールは「市政相談」、「会議」又は「打合せ」を行うに適した場所ではなく、繰り返し「現地調査」を行う必要が生ずるとも考え難い。本件各会派が体育館での駐車を繰り返しているのは、駐車の目的が「市政相談」や「現地調査」ではなく、議員による個人的な体育館の利用など、政務活動以外の目的で行われたことを示すものである。

(エ) 病院での駐車

病院は会議や打合せを行うための場所ではなく、平成26年度から平成29年度までの間に町田市の病院において会議が行われたことはない(甲49)。また、病院が、市議会議員による現地調査の対象となるとも考え難い。

(オ) 商業施設での駐車

ショッピングモールなどの商業施設は会議や市政相談を行うには適さない場所であり、逆に、議員が個人的な目的で訪れる機会が多い場所であることからすると、私的な目的での利用を推測させる。商業施設での駐車が多数回にわたることは、申告された駐車目的が事実と反することを推測させるものである。

(カ) 深夜に及ぶ駐車

「市政相談」や「現地調査」を理由にした深夜（午後9時以降）の時間帯に頻繁に駐車が行われており、しかも、町田駅周辺の繁華街（飲食店街）付近での駐車も多い。相談、会議及び現地調査は通常、深夜の時間帯に行くものではなく、申告された駐車目的が事実とは異なることを推測させる。

(キ) 早朝の駐車

同じ駅の周辺において、午前6時又は午前7時頃に始まり、午前9時頃に終わるといったパターンの駐車は、通勤客で混み合う朝の時間帯の駅頭で街頭宣伝を行ったときのものと推測される。

議員が駅頭でマイクを片手に話をするのは、政治情勢や市議会の状況などについて一方的に自身の考えを伝えることを主眼とするものであって、「現地調査」や「市政相談」を目的とするものではないし、本件各使途基準の「会派の行う調査研究活動及び情報収集のための活動」にも当たらない。また、選挙が近くなる時期の駅頭宣伝は、議員の住む場所を中心にそれぞれの陣営がのぼり旗を立て、支援者も参加の上でチラシを配るものであり、こうした活動は議員の政治活動に該当するから、政務活動との間の合理的な関連性は認められない。

(ク) 町田市内の繁華街での駐車

小田急線とJR線に囲まれた町田駅周辺は、多数の飲食店や商店などが集まる繁華街になっており、繁華街を囲むようにして、多数の駐車場

が設置されている。これらの繁華街には、会合・会議に適した場所は少なく、通常は繁華街内であえて会議や会合を行うことはない。通常は会議を行わない早朝や深夜の時間帯での駐車が多いことは、申告された駐車目的が事実とは異なることを推測させる。

5 (ケ) 政党の事務所付近の駐車

「まちだ・生活者ネットワーク」という政党（会派まちだ市民クラブのわたべ議員が所属）の事務所がある町田市中町1-28-18付近の駐車、会派まちだ市民クラブの議員（河辺議員、森本議員、佐藤和彦議員、戸塚議員）が当時所属していた民進党東京都第23区総支部の事務所（町田市森野2-25-13）付近の駐車、自民党の町田総支部（町田市旭町2-1-3）付近の駐車、自民党の立川総支部（立川市高松町3-14-14）及び三多摩支部（立川市曙町2-9-1-501）付近の駐車、立川駅付近にある民主党（会派まちだ市民クラブの議員の多くが所属）の東京立川支部又は東京都21区総支部付近の駐車は、いずれも政党の活動のためのものであることが推測される。政党の活動は、議員としての活動ではあるが政務活動とはいえず、会派の活動ともいえない。

10 (コ) 立川市内での駐車

東京都立川市（以下「立川市」という。）には、自民党の立川総支部及び三多摩支部があり、自民党の三多摩議員連絡協議会による会合や研修などが頻繁に開催されており、また、会派まちだ市民クラブの議員の多くが属する民主党の東京立川支部と東京都21区総支部も立川駅付近にある。こうした政党関連の研究、会合、行事などのための駐車について、政務活動との関連性を認めることはできない。

15 (カ) 多摩市内での駐車

会派まちだ市民クラブは、「市政相談」や「現地調査」を理由として、

東京都多摩市（以下「多摩市」という。）にある聖蹟桜ヶ丘駅、多摩センター駅付近での駐車を繰り返している。市外の同じ場所で繰り返し「市政相談」や「現地調査」を行う必要が生じるというのは通常あり得ない。

(シ) その他の遠隔地での駐車

5 町田市から遠く離れた場所で「市政相談」や「現地調査」を行う必要が頻繁に生じることは考えにくいが、このような駐車が繰り返されている。

町田市外での駐車の中には、他の自治体の選挙に立候補している所属政党の候補者を応援するためのものと推測されるものが多数あるが、こ
10 うした支出は政務活動のためのものとはいえない。

(ス) 鶴川駅周辺での駐車

会派まちだ市民クラブは、鶴川駅周辺の駐車場での駐車を頻繁に繰り返しており、160件以上に上る。同所は、スーパー、パチンコ店、銀行、コンビニエンスストア、飲食店等が立ち並んでおり、大型スーパー
15 もあるところ、短時間での駐車も多く、同駅付近で買い物などの用事を済ませるための駐車も多数混じっていると推測される。

(セ) 南大沢駅周辺での駐車

会派まちだ市民クラブは、八王子市にある南大沢駅付近でも多数回に
20 わたり駐車を繰り返しており、その回数は95回に及ぶ。平成26年度及び平成27年度の利用者は全て河辺議員であり、平成28年度及び平成29年度も同議員による駐車であると推測される。平成26年度は全て「市政相談」、翌年度以降は全て「現地調査」とされているが、真の駐車目的を反映しているとは認め難い。

(ソ) 市役所の駐車場での駐車

市役所の駐車場は、議員であれば無料で利用できるにもかかわらず、
25 市役所の駐車について駐車場代が計上されており、議員以外の第三者に

よる利用と思われる。

また、市役所内での執務は市議会議員にとって日常の仕事であって、政務活動以外のもろもろの事柄に関わるものであるところ、無料で駐車できるにもかかわらず政務活動費としての支出の必要性を認める余地はない。

(夕) あり得ない同日駐車

会派まちだ市民クラブの支出には、同一の議員が同日に2か所又は3か所した駐車場の駐車時間が一部重なっていたり、時間的には重ならないものの駐車場間の移動に通常要する時間からすると同一人が両方の駐車を行うことがあり得ないような駐車場が存する。これは、領収書を提出した議員以外の者が駐車を行ったことの現れであり、市議会議員以外の者が支出した領収書については、政務活動との間の合理的な関連性のない支出が行われたと推測される。

会派まちだ市民クラブは、補助者を使用して政務活動を行うことを禁じる規定は存在しない等と主張するが、議員による政務活動は基本的に議員が行うものであるところ、政務活動費は議員による政務活動のために支給されたものであり、本件各運用指針でも、人件費の支出対象を会派室内で補助を行う者に限定した上で「臨時職員雇用報告書」の記入提出を要求している趣旨が「補助」などの名目で無限定に政務活動費が支出されることを防ぐことにあることからすれば、上記主張は採用し得ない。

(被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

会派まちだ市民クラブに所属する各議員は、「市政相談」につき、市民相談だけでなく、市政に関連して広く人と情報のやり取りを行うこと全般、すなわち、市の職員との打合せ、企業担当者との面談、他の市議会議員との会合、他の地方自治体の議会議員等との面談、これらに付随する挨拶の

5 ための訪問や資料の授受など、様々な活動を含むとの認識であった。また、
上記各議員は、「現地調査」につき、広く移動を伴って調査を行うこと全
般を指す概念と認識しており、また、「会議」については、複数の者が集
まってあるテーマについて話し合う活動全般を指す概念と認識していた。
そして、これらの概念は、相互に明確に区別できるものではなく、本件各
運用指針においても、そこで例示されている使用目的について具体的な定
義等は定められていないことからすれば、同じ活動が複数の目的を兼ねる
ものである場合、どのような目的を記載するかについては、会派の判断に
委ねられていたものである。

10 議員が積極的に移動し、人に会い、物を見ることによって、初めて市民
の市政に対する関心事項や要望、市政への批判の実情が分かるものであり、
さらに、市政の改善は町田市民から話を聞くだけでできるものではなく、
町田市以外の市区町村における市政について研究したり、他の地方自治体
と町田市との交流を図ったりすることによって初めて実現することがで
15 きるものである。そして、町田市は、東京都23区のように縦横無尽に鉄
道が敷設されていたり、バス路線が開設されていたりするのではなく、移
動には車両が必要になることが多い。したがって、市内を移動するにせよ、
市外へ赴くにせよ、町田市議会議員が政務活動を行うに当たっては、日々、
自動車による移動と移動先での駐車が必要が生じるのである。

20 (ア) 短時間の駐車

政務活動に関係する書類の受渡しをするだけであれば極めて短時間
の駐車で足りるから、駐車場の所在にかかわらず、駐車時間が30分以
内である事実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測さ
せる事実とはいえない。

25 (イ) 長時間の駐車

市の職員や企業担当者、他の議員等と勉強会等を行う場合には数時間

に及ぶことがしばしばあり、また、市民相談では、会議室等で面談するよりも、飲食店で話す方がより本音を聞くことができる場合もあり、会食を伴う場合に2時間を超えることは珍しいことではない。

5 駅周辺に駐車をして電車を利用する場合には、移動時間も考慮すれば
駐車時間が2時間を超えることが通常であるから、駐車時間が2時間を
10 超えている事実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測
させる事実とはいえない。

(ウ) スポーツ施設、病院、商業施設での駐車

ある施設の駐車場に駐車したからといって、直ちに当該施設を私的に
10 利用したとはいえない（医療機関の駐車場に駐車をしたが当該医療機関
を利用していない例として、C14—143）。

議員が市政に関連して専門家と面談を行う場合には、面談相手がいる
場所へ出掛けていくのが基本である。スポーツ関係者と面談する場合には
15 運動施設、医療関係者と面談する場合には医療機関まで出掛けること
となり、また、誰かと会食しつつ面談を行う場合には商業施設内の飲食
店を利用することも珍しくないから、当該施設の駐車場に駐車した事
実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実
20 といえない。

(エ) 深夜に及ぶ駐車

20 議員が市民相談を受ける際に、相手の仕事の都合で午後5時以降の面
談となることは珍しくないし、会食を伴う場合は午後9時以降までか
かることはしばしばある。また、会議や勉強会等を行う場合、参加者の就
労時間を考慮して、開始時刻が午後5時以降に設定され、終了時間が午
後9時以降に及ぶこともある。

25 現地調査が午後9時以降に及ぶことも珍しくなく、町田市内の駅周辺
に駐車をして市外へ電車を出掛けて政務活動を行った場合には、駐車場

に戻るのが午前0時を過ぎることもある。

したがって、駐車が午後9時以降に及んだ事実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

(オ) 早朝の駐車

5 日中はそれぞれ別個に活動を行っている議員同士が集まったり、夜勤明けでなければ時間が取れない市民から相談を受けたりするなど、午前9時よりも前に政務活動を行うことは珍しくないところ、原告らは、当該駐車が当該時間帯にされたものであることを立証したにとどまり、当該議員が街頭宣伝を行ったことを立証できていない。

10 仮に当該駐車が街頭宣伝を含む街頭活動のためであるとしても、政党活動として行ったものではなく、政党名を表示したチラシ、たすき、のぼり等を用いたことはない。街頭活動は、市政について演説をしたり、議会報告等のチラシを配ったりすることを通じて、市政に関して市民に直接報告し、また、市民と直接会話をし、意見を聴取するための活動であるから、「市民の意思を把握し、市政に反映させる活動」（本件条例5
15 条）として政務活動に当たる。すなわち、市議会議員が議会活動の基礎とする上で代表的かつ極めて重要な情報の一つが、市政に関する市民の声であるところ、大多数の市民の声は議員には届きにくいことから、議員は、最も多くの市民が行き交う場である通勤時間帯の駅前に出掛け、
20 自分が市議会議員であることを伝え、市政に関して報告し、自身の信条を述べ、市政に関する疑問や要望があればいつでも言ってほしいと大きな声で伝えることで、少しでも多くの市民の生の声を聞こうとしていたものである。実際に、議員が街頭活動を行っている際に、通行した市民から声を掛けられ、市民相談を持ち掛けられることもあるし、チラシを受け取った市民から、そこに記載された連絡先に相談が寄せられること
25 もしばしばある。もちろん、通勤中の市民の大多数は、街頭活動を行っ

ている議員に構っている暇はないことが多いが、それを承知の上で各議員が街頭活動に立つのは、市政に関して市民の負託を受けた者として、少しでも多くの市民の声を聴くことで、市政を改善する機会を得るためである。

したがって、早朝駐車の実態は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

(カ) 町田市内の繁華街での駐車

町田駅周辺には、市民フォーラム、商工会議所、生涯学習センター、中央図書館等の公共施設が密集しており、議員は、これらの施設において、市民相談、市政に関わる各種会議や勉強会などを日々行っている。また、町田駅は小田急線又はJR線を利用して各地方へ出発できる交通の起点であり、町田市内外へ電車で移動して政務活動を行う際には、町田駅周辺に駐車するのが通常である。会食を伴って市民相談を行う場合や、会合の後に懇親会等が催される場合には、飲食店が多くある町田駅周辺が好都合である。

したがって、町田市内の繁華街に駐車した事実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

(キ) 政党の事務所付近の駐車

政党の事務所付近の駐車の実態は、以下のとおり、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

a 町田市中町1丁目での駐車

町田市中町1丁目は、小田急線町田駅から徒歩数分の距離にあり、町田駅を利用して政務活動を行う際の駐車場所として便利である。また、わたべ議員は、「まちだ・生活ネットワーク」の事務所を利用して、市政に関する報告書等の書面を作成する作業、電話による打合せや会議、実際に来客を迎えての市政相談、田中議員との政務活動の連携等

を行っていた。また、会派まちだ市民クラブの議員は、無所属の議員を除き、それぞれの所属政党ないし団体からの支援を受け、かつ、市民に対して所属政党ないし団体を明示し、その政治的方針ないし理念の実現を目指すことを明言して立候補し、当選しているのであり、各議員が市政に携わる中で、所属政党ないし団体内で議論をしたり、政策勉強会に参加したりするなどして日々連絡を取ることは当然であるから、仮に、わたべ議員が上記事務所において上記政党の諸活動を行っていたとしても、それが政務活動ではないということにはならない。

b 町田市森野2丁目での駐車

上記駐車場の近辺には、町田合同庁舎、保健所中町庁舎等、政務活動における会議等が行われることのある公共施設が存している。仮に、当該駐車が、民主党に所属していた会派まちだ市民クラブの議員らが民主党の事務所を利用した際になされたものであるとしても、同議員らは同事務所において政務活動に係る会議や打合せ等を行うことがあったから、同事務所を利用したことをもって直ちに政務活動のためのものではないということにはならない。

(ク) 立川市内、八王子市内及び多摩市内での駐車、その他の遠隔地での駐車

立川市は、多摩地域の中心部ともいえる市であり、立川駅周辺は、町田市を含む多摩地域全体の市政に関する各種会合や会議が行われることが多い場所である。仮に立川駅周辺での駐車が、議員の所属政党の事務所での会合や企画に参加するための駐車であったとしても、議員が政務活動を行うに当たって所属政党と日々連絡を取ることは当然であるから、立川市内での駐車について原告らが主張する事実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

(ケ) 鶴川駅周辺での駐車

鶴川駅周辺に駐車して電車を出掛けることはよくある。森本議員は同駅周辺に居住し、同駅周辺を主な活動地域の一つとしていたことから、地域住民や商店街への短時間の訪問、資料の受渡し等の短時間での市政相談や現地調査を行うために同駅の駐車場に短時間駐車することがしばしばあった。鶴川駅周辺での駐車について原告らが主張する事実、いずれも当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

(コ) 南大沢駅周辺での駐車

南大沢駅は、河辺議員の自宅の最寄り駅の一つであるところ、河辺議員は、東京都23区内に出掛けて政務活動を行う際には南大沢駅周辺に駐車して電車に乗ることが多かった。「市政相談」とは、町田市民から相談を受けることだけをいうのではなく、広く人と情報のやりとりを行うこと全般を指す概念であるところ、議員が市外へ出掛けて市外の人と会って話を聞いたり、他の地方自治体で開催される各種会議に出席したり、他の地方自治体に赴いて現地を視察したりすることは市政の改善に有用であり、議員が市外において政務活動を行うことは頻繁にある。南大沢駅周辺の駐車について原告らが主張する事実、いずれも当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

(ク) 市役所駐車場ででの駐車

議員が料金を支払って町田市役所の駐車場に駐車することは禁じられていないから、町田市役所の駐車場で有料の駐車が行われた事実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

(ク) 同日駐車

町田市において、政務活動費は会派に対して支給されるのであって、議員個人に直接支給されるのではない。条例、規則、運用指針のいずれ

の定めにおいても、駐車場代について、当該領収書を提出した議員自身による駐車でなければ政務活動費を充当してはならないという規定は存在しないし、当該議員が会派のために政務活動を行うに当たり、補助者を使用してこれを行うことを禁じる規定も存在しない。

したがって、同時に複数の駐車が行われたとしても、当該駐車が政務活動との合理的関連性がないことが推測されることはなく、複数の駐車の駐車時間が重なっている事実や、移動時間を考慮すれば両立し得ない事実は、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実とはいえない。

オ 資料購入費に係る支出

(原告らの主張)

(ア) 被告補助参加人らに対するの共通の主張

a 自宅での一般新聞の購読料

議員が自宅で購読している一般新聞の購読料が計上されているが、これらの新聞は議会図書館に備え付けられているほか、町田市関連の新聞記事はその都度、会派控室に届けられている。一般新聞は多くの家庭で購読されており、購読した新聞は議員以外の家族も読むものとして通常的生活費に含まれるものである。このように議員の個人的な支出である一般新聞の購読料に政務活動費を充当することは許されない。

b 議員が所属する政党の機関誌の購読料

議員が所属する政党の機関誌の購読料が計上されているが、これは政党活動の一環であって、会派が行う政務活動とは無関係である。

c 宗教・倫理団体の機関誌の購読料

宗教・倫理団体の機関誌の購読料が計上されているが、宗教や倫理との関わりは個人の事柄であり、そこで生じる費用は、政務活動のた

めの必要費とは認められない。

d 選挙活動のための資料購入費

町田市議会議員選挙（平成30年2月18日告示）を前にした時期に、町田市の住宅地図が購入されている例があるが、購入の時期や、
5 同じ地図帳を複数購入したと思われる形態からしても、選挙に備えるための資料購入費であり、政務活動の必要に基づくものとはいえない。

(イ) 政党機関誌を2部購入していることに係る支出（C14-543、C15-475、C16-473、C17-452）

多くの政党は、当該政党の主張を広めるだけではなく、政党の財政的な基盤の強化のために、自党の機関誌・新聞の購読者数を増加させることを目指しており、
10 党員に対して新たな購読者を見いだすことを奨励している。

谷沢議員は社会民主党町田総支部の代表者であり、政党とのつながりは明瞭であるところ、「社会新報」及び「月刊社会民主」に掲載されている記事の内容は町田市政とは関わりが乏しく、
15 複数の議員が同時に購読を希望するようなものではない。機関誌の購読料が少額であれば許されるということにはならないし、年間の購読料は決して少額とはいえない。

「社会新報」については、わたべ議員もこれを定期購読していることは、会派としての活動の必要性に関わりなく購読が行われていることを端的に示すものであり、
20 町田市政における調査研究との関連性が認められない資料を3部も購入することについて、必要性を認める余地はない。

(被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

(ア) 自宅ないし政党事務所における一般新聞の購読料

本件各運用指針には、資料購入費として新聞購入費が例示されているところ、その購読場所については、
25 会派控室、所属政党事務所、自宅などによる区別をしていない。新聞が、日々変化する社会の状況について

情報を迅速に収集する手段であることに鑑みると、会派控室でなければ新聞を購読できないとすれば、議員は新聞を読むために毎朝必ず会派控室に行かなければならないことになり、情報の迅速な収集ができなくなる。したがって、自宅や政党事務所における一般新聞の購読は、政務活動との間に合理的関連性を有する。

(イ) 政党機関誌を2部購入していることに係る支出 (C14-543、C15-475、C16-473、C17-452)

本件各運用指針には、資料購入費として新聞購入費が例示されているところ、政党の機関誌は、当該政党が政治や経済等に関する記事を掲載する新聞の一種であるから、その購入費用については、資料購入費として政務活動費を充当することができる。また、本件各運用指針において、領収書に冊数の記載が求められていることからすれば、本件各使途基準においては、同じ資料を複数購入することが許されている。

谷沢議員は、当時、9人の議員が所属しており、異なる政党に所属する議員や無所属の議員で構成されていた会派まちだ市民クラブにおいて、他の議員に対し、市政についてより多角的に研究する機会を提供する目的で、自身が所属する政党の立場からの視点を提供する「社会新報」及び「月刊社会民主」を2部購入し、会派控室に備え付け、複数の議員が同時に閲覧したり、他の議員が資料として借り出して会派控室から持ち出したりすることが可能な状態にしていた。また、上記2誌の1か月当たりの購入費は、1部につき、「社会新報」が700円、「月刊社会民主」が630円であったから、2部ずつ購入しても多大な支出とはいえず、合理的な必要を超えて所属政党の利益を図ったと評価することもできない。

カ 広報費に係る支出

(原告らの主張)

(ア) 「とんぼ製作所」に対する支出

とんぼ製作所には、ホームページの開設・管理運営を業とする事業者である実態がない。とんぼ製作所が発行した請求書として会派まちだ市民クラブが提出した請求書(丙D21、22)は断片的なものである上、事業者の電話番号等が黒塗りにされており、「HP保守管理代<<平成15年6月7月1日」(丙D22)など、通常であれば考えにくい誤記も混じっており、不自然である。丙D22は、宛名が「石井くにのり後援会」とされ、「年間割引」の記載があるなど、もともと会派まちだ市民クラブが提出していた領収書(各月ごとに作成)と合致しない。

石井議員が過去に掲載していたホームページ(甲178)は、同議員が結いの党の所属議員としてその活動を宣伝するものであり、その後に石井議員が開設していたとするホームページ(丙D23の1・2)は、開設者が石井議員とされ、同議員が所属する政党の一員としての活動状況を紹介することを主とするものであり、たとえその中に議会での質問の状況などが含まれていたとしても、それを理由に「会派の広報活動」のための広報費とする余地はない。

(イ) 「サナリイ」に対する支出

小関議員は、サナリイこと上村一弘という者に対して、議会レポートに関する支出を繰り返したものであるが、サナリイという事業者の実態は不明であり、小関議員が議会レポートの製作においてどのような作業を委託したのかやその見積り等の過程も明らかにされておらず、領収書の発行形態も不自然である。

(ウ) チラシ印刷代・ポスティング代等

平成30年2月に実施された町田市議会議員選挙(同月18日告示、同月25日投票)の前である平成29年11月頃から、大量のチラシが印刷され、ポスティング又は郵送がされたものである。これらのチラシ

には「議会レポート」や「議会活動報告」などの名称が付されているが、議員としての実績を宣伝するものであり、選挙における得票を目的としたものである。

5 (エ) 意見広告代 (C15-492、C16-489、490、C17-466、477)

武相新聞、町田ジャーナル等に掲載した意見広告の内容は、会派の活動目標を一方向的に宣伝するものであって、本件各使途基準に適合している支出とはいえない。

(被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

10 (ア) 「とんぼ製作所」に対する支出

とんぼ製作所は、実際に石井議員のホームページを開設し、管理運営していた。

15 会派まちだ市民クラブの議員は、無所属の議員を除き、それぞれの所属政党ないし団体を明示し、その政治的方針ないし理念の実現を目指すことを明言して立候補し、当選しているのであるから、その当選後の活動は、多かれ少なかれ、所属政党の一員としての活動の側面を帯びている。ある会派に所属する議員が、他方で政党に所属していても、それによって活動が色分けされるわけではないから、所属政党の一員として行っている活動というだけで直ちに政務活動ではないとするのではなく、
20 法及び条例に定める政務活動の要件を備えているかどうかで判断すべきである。

25 石井議員のホームページは、石井議員が会派名で発行した議会報告チラシのデータがダウンロードできるようになっており、議会活動の内容が報告され、政策・実績の内容が掲載されるなど、石井議員が会派の一員として行った調査研究活動や議会活動、市の施策につき報告し、広報する内容となっているから、その内容は、法及び条例に定める政務活動

の要件を備えており、その管理費は、政務活動費を充てることのできる
広報費である。

なお、丙D22が1年分の請求書となっているのに対し、領収書が月
ごとに作成されるのは、収支報告書の提出に合わせられるようにとんぼ
5 製作所が便宜を図ったことによるものである。すなわち、石井議員は、
割引を受けるために毎年7月分から翌年6月分までの1年分の管理費を
まとめて支払っていたが、政務活動費が年度に対応して支給されること
から、上記1年間の管理費をまとめた領収書が発行されると、当該年度
以外の月の管理費が含まれてくるために政務活動費を充当することがで
10 きなくなる可能性があったため、変則的な処理をしたものである。

(イ) 「サナリイ」に対する支出

サナリイは印刷会社ではなく、政治に関連してチラシ等の製作を総合
的に監修する個人事業主であり、本件各運用指針に沿って領収書添付の
15 手続が適正に履践されている以上、サナリイが当該印刷物の作成に携わ
ったことは明らかであり、上記支出と政務活動との間には合理的関連性
が認められる。

(ウ) チラシ印刷代・ポスティング代等

各議員は、平成29年11月頃以外にもそれぞれ定期的にチラシ印刷、
20 ポスティング等を行っており、平成29年11月頃のチラシ印刷代、ポ
スティング代等の支出はその一環にすぎず、選挙における得票を目的と
したものではない。

選挙前は、市民の市政に対する関心が最も高まる時期であり、そのタ
イミングで市民に対して市政に関する報告を行うことは、より効率的に
25 市政について広報するとともに、市民からの意見を広く集める絶好の機
会でもあるから、議員が選挙前に市政に関する報告を行うことはむしろ
当然である。

したがって、平成30年2月の選挙に近い時期に支出されたチラシ印刷代、ポスティング代につき、当該支出が本件各使途基準に適合しないことを推測させる事実はない。

(エ) 意見広告代

5 本件各運用指針には、広報費として意見広告代が例示されている。一方、意見広告はその紙面の面積が限定されており、調査研究活動等の詳細な報告ができるほどの情報を載せるのには適していない。したがって、意見広告については、その紙面に調査研究活動等の報告が詳細に掲載されていなくとも、紙面に掲載できる情報の範囲内において、会派の調査
10 研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために有用な情報が記載されていれば、広報費として政務活動費を充てることが認められる。

a C15-492、C16-489、490には、町田市政に関する
15 会派としての基本方針が箇条書きの方式で簡潔に記載された上で、会派の名称、電話番号、ファクシミリ番号等の連絡先が記載され、「お気軽にご連絡ください!」と付記されていることから、当該連絡先に市民からの問合せがあれば、会派の活動の詳細な内容や、市政の状況等について説明することができるようになっていし、会派に対して要望や意見を持つ市民からすぐに聴取することができる。

20 上記各意見広告は、紙面に掲載できる情報の範囲内において、会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために有用な情報が記載されているといえるから、当該意見広告に係る支出は、いずれも広報費として政務活動費を充当することが認められる。

25 b C17-466、467には、町田市政に関する会派としての基本方針が箇条書きの方式で簡潔に記載され、会派の名称、電話番号、フ

ァクシミリ番号等の連絡先が記載された上で、「お気軽にご連絡ください！」と付記されているなど、その他の意見広告と変わらない内容となっており、選挙をうかがわせるような表現は一切出てこない。したがって、当該意見広告は、同年に行われた選挙に向けて市民に政策を

5
キ 通信運搬費に係る支出

(ア) 電話代などの通信費についての総論

(原告らの主張)

a 上記(3)ウ (原告らの主張) (ア)と同じ。

10 b 固定電話等の利用に係る支出

自宅の固定電話の使用は、会派が行う政務活動との関連が認められない。また、1人の議員が複数人の携帯電話機の通信料を支払っている場合も、会派が行う政務活動の必要に基づくものとはいえない。

c はがき代、切手代に係る支出

15 一度に大量のはがきや切手の購入をする場合には、その換金の容易性に鑑み、特定の政務活動との関連性が明確であることを要するものである。したがって、特定の政務活動との関連性が明確ではない大量のはがきや切手の購入は、本件各使途基準に違反していることを推測させるものである。

20 (被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

a 本件各運用指針が定める上限について

25 通信費（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料）については、改正前運用指針の留意事項において、会派所属議員1人当たり月額1万5000円を限度に支出することができるものとし、改正後運用指針の留意事項において、会派所属議員1人当たり年額24万円を限度に支出することができる旨を定める。

町田市は、携帯電話機などの通信機器が政務活動以外の活動のためにも使用され、かつ、どの部分が政務活動のための費用であるのかを明確にすることが困難であるという特性を前提として、本件各運用指針において上限を設定することにより、それを超える部分については、政務活動のための支出であっても政務活動費の充当を認めず、他方、上限までであれば政務活動費の充当を認めるという取扱いをすることによって、不当な政務活動費の支出を抑制するとともに、政務活動費の充当に関する事務処理を簡明にしたものである。本件各会派は、町田市における上記取扱いを前提として収支報告書を作成、提出しているのであるから、上限規制とは別途、按分比率による規制を行うことは、本件条例の予定するところではない。

b 固定電話等の利用に係る支出

本件各運用指針が、通信費について議員1人当たりの支出額について上限を設けた上で、通信費の内容として固定電話を例示していることからすれば、そこで想定されている固定電話には自宅の固定電話も含まれており、町田市では、自宅の固定電話の使用料を通信費に含めることが想定されているといえる。

実際、会派まちだ市民クラブに所属する議員は、自宅において電話で市政に関する打合せや会議等の政務活動を行うこともあり、その通信料に政務活動費を充当することが認められていないと解すべき事情はない。

c はがき代、切手代に係る支出

議員は、市政に関して報告する会合を開催したり、各種会合で使用する資料を送付したりする場合などには大量のはがきや切手を必要とする。また、改正前運用指針は、通信運搬費としてはがき代及び切手代を例示しているところ、その用途を明らかにすることを義務付けて

いない。

したがって、当該はがきや切手が政務活動とは異なる活動のために使用されたことについて原告らが立証しない以上、当該はがきや切手の購入費用が、政務活動と合理的関連性を有しないとはいえない。

5 (イ) 谷沢議員に係るはがき代等の支出 (C 1 4 - 5 7 1 ~ 5 7 7、C 1 5 - 5 7 2 ~ 5 7 4、5 7 6)

(原告らの主張)

10 谷沢議員に係るはがき代等の支出は、厚木基地騒音訴訟において原告団に送付する資料や案内のためのものとのことであるが、これらは、市民クラブの議会活動や町田市の施策について報告・広報するものとはいえない上、谷沢議員が一市民として加わっている訴訟の遂行のためのものであり、会派まちだ市民クラブが行う活動ともいえない。谷沢議員の上記活動は議員としての議会活動を離れた活動であり、このような活動に政務活動費を支出することは許容されない。

15 なお、谷沢議員による宅配便代の支出 (C 1 4 - 5 7 8、5 7 9) についても、騒音訴訟関連の支出と推測される。

(被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

20 谷沢議員は、長年にわたって厚木基地騒音問題に関心を持ち、改善に取り組んでいた。同議員は、平成19年に厚木基地騒音問題に関連して運動を行っている住民団体である厚木基地爆音防止期成同盟の副委員長に就任し、同団体の町田支部長を務め、また、第四次厚木基地騒音訴訟の提起に伴い、町田市で結成された原告団の事務局長として団体の運営に携わった。第四次厚木基地騒音訴訟の第一審及び第二審において自衛隊機の一部運航差止めを認めたのに対し、国がこれを不服として上告す
25 るなど、予断を許さない状況であった際に、谷沢議員は、上記同盟の町田支部長あるいは厚木基地騒音訴訟の町田原告団の事務局長として、会

合の招集通知や資料の送付等のために上記各支出をしたものである。

上記のとおり、谷沢議員は、厚木基地の騒音問題を自身の政治家としての重要なテーマの一つに位置付けており、議会において質疑をするだけでなく、自ら市民団体に参加したり、国を相手方とする訴訟に係る活動に参加したりするなど、問題の最前線に身を置き、そこで得た知識・経験をもとに、いかにすれば町田市における騒音問題を改善して、町田市民の生活環境を改善できるかを日夜研究したものであるから、これらの活動は政務活動に該当する。

(ウ) 佐藤和彦議員に係る切手代の支出 (C14-580~582、C15-571、575、577)

(原告らの主張)

上記各支出は、社会福祉法人での切手購入であり、政務活動費との関連性もうかがわれない。

(被告及び会派まちだ市民クラブの主張)

佐藤和彦議員は、社会福祉法人からの切手の購入を勧められたことがあり、郵便局やコンビニエンスストアと同じ値段であったこともあって、当該社会福祉法人への何らかの支援になると考え、切手を購入したことがある。佐藤和彦議員は、以下のとおり、郵送費を支払う際に、現金の代わりに切手で支払うとの郵便局のサービスを利用し、議会報告チラシを郵送する際に切手で代金を支払った。

a 平成26年度に購入した切手代 (C14-580~582)

佐藤和彦議員は、平成27年1月27日、合計1290通の議会報告チラシ (町田市議会活動報告34号。甲12の3・シート384) を町田市内の支援者等に宛てて発送し、発生した郵送費合計8万6430円のうち、8万6328円を切手で支払った。これは、C14-580から582までで購入した切手合計10万6800円分の一部

を使用したものであり、残りは、別の機会に議会報告チラシを郵送する際に使用された。

b 平成27年度に購入した切手代（C15-571、575、577）

佐藤和彦議員が平成27年度に購入した切手も、同様に議会報告チラシ（主に町田市議会活動報告38号。甲13の3・シート456）

の郵送費の支払のために使用された。

ク 事務費に係る支出（C15-578、579）

（原告らの主張）

会派まちだ市民クラブは、平成27年の年度末（3月30日及び31日）に、複合機やパソコンなどを購入するため計35万2473円を支出したものである。耐用年数がそれなりに長い高額機器を複数、同時に購入するという経緯からして、緊急の必要性なく買い替えられたことは明らかであるから、会派の事務運営に必要な経費とはいえない。

（被告及び会派まちだ市民クラブの主張）

政務活動のための合理的な必要に基づく購入と、政務活動費の消化を目的とする購入は両立するものである。複数の議員が所属する会派において、事務機器を長期にわたって利用し、買換えを希望している者が複数いることは何ら不自然ではなく、年度末を迎えた際に、会派全体において未消化の政務活動費があるため、複数の議員が当該事務機器を新調することを一斉に決意したとしても、何ら不自然ではない。

河辺議員は、ラグビー経験のある議員として、令和元年のラグビーワールドカップ日本大会に向けて、町田市におけるラグビーに関する福祉の向上のために活動していたところ、その関係の各種会議のための印刷物を準備するに当たり、印刷スピードの速いレーザープリンターを購入し（C15-578）、また、戸塚議員及び小関議員は、それまで使用していたパソコンが古くなってきていたことからノートパソコンを新調し（C15-

579、580)、それぞれその後の政務活動に活用したものであるから、政務活動としての必要性を欠くものではない。

(4) 争点2-3 (会派自民党に係る支出の本件各使途基準適合性等)

原告らの主張は、会派自民党一覧表の「原告らの主張する違法性を裏付ける事情」欄に記載のとおりであり、被告及び会派自民党の主張は同「会派自民党の主張」欄に記載のとおりである。

以下、判断に必要な範囲で当事者双方の主張を補充する。

ア 鉄道賃に係る支出

(原告らの主張-J17-376~379について)

J17-376から379までの支出は、渡辺議員が平成29年4月23日及び24日に支出した鉄道賃であるところ、渡辺議員が同両日に名古屋においてタクシーを利用している(J17-20、21)ことからすると、名古屋への泊り掛けの出張のための一連の支出と推測される。

渡辺議員の平成29年4月15日のブログには、「先日、階段で足を滑らし転倒し、背中を強打し、背中側の肋骨を四本以上骨折してしまいました。」との文章が、同年5月9日のブログには、「皆さんご無沙汰してました。肋骨5本7箇所骨折から、20日間たちました。」との文章がそれぞれ掲載されている。上記ブログに記載された状況の下で、渡辺議員が同年4月23日及び24日に名古屋に出張したというのは信じ難く、同地での視察に関する視察実施届や視察報告書も提出されていないことからすると、上記各支出と政務活動との関連性は全くうかがえない。

(被告及び会派自民党の主張)

渡辺議員が、平成29年4月23日及び24日時点においてけがをしていたことは認めるが、政務活動ができないほどのものではなかった。また、原告からは、渡辺議員が入院していたり、政務を休止したりしていたといった同両日の事情について具体的な主張がないから、上記各支出が政務活

動と関連性を有しないとはいえない。

イ タクシー代に係る支出

(原告らの主張)

(ア) 深夜、早朝のタクシー利用

5 深夜や早朝に市民相談や現地調査を行うというのは社会通念上考え難く、また、深夜や早朝に市民相談や現地調査を繰り返すという事はあり得ない。

(イ) 元日等のタクシー利用

10 正月三が日に議員に会って市民相談をする市民はいない。多くの市議会議員が元旦から初詣に来た市民や氏子への挨拶回りをしているのが実情であるが、これらは政務活動には該当しない。

(被告及び会派自民党の主張)

(ア) 深夜、早朝のタクシー利用

15 タクシーを利用した移動は、市民相談等の手段であって、実際の政務活動はそれよりも遅い時間に行っているから、仮に「早朝」と評価され得る時間にタクシーを利用していたとしても、政務活動は「早朝」と評価されている時間に行われていなかった可能性が高い。また、「深夜」と評価され得る時間については、市民相談が行われる時間として不合理ではない。

20 (イ) 元日等のタクシー利用

通常、平日の日中に労務に従事している市民からの市民相談などは、休日や同市民の都合に合わせて行われるのが通常であり、元日の相談を希望する市民がいることは不合理ではない。

ウ 燃料費に係る支出

25 (原告らの主張)

上記(3)ウ (原告らの主張) (ア)と同じ。

(被告及び会派自民党の主張)

本件各使途基準において設けられている燃料費の上限規制は、政務活動以外の活動を目的とした燃料費の支出を排除するために設けられたものである。各議員はその上限額以内の燃料費のみ政務活動費として支出しているため、その費用は政務活動のために要する経費といえ、そこから更に按分する必要はない。

事務所関係者を含め複数人で移動する必要がある場合や、政務活動において、荷物などを移動させるために軽トラックなどを使用する必要がある場合に、車両を複数台使用していたことは認める。

エ 駐車場代に係る支出

(原告らの主張)

(ア) 自民党支部付近等の駐車場代

a 立川市内での駐車場代

会派自民党一覧表(駐車場代)の「違法性を裏付ける事情」欄に記載のとおり、自民党の議員連絡会議や自民党に関する選挙関連の会議・演説会などに参加することを目的とした駐車が多数存在するが、これらは選挙活動の一環であり、政務活動には該当しない。

b 町田市旭町での駐車場代(党活動関連)

会派自民党一覧表(駐車場代)の「違法性を裏付ける事情」欄に記載のとおり、自民党の町田総支部がある「旭町2-1-3」の事務所付近での駐車が繰り返されているが、これらの駐車が多くが自民党の役員会などの会合が行われた日時と重なっており、調査研究活動とはいえない。

c 町田市中心部での駐車場代(都議会議員選挙活動関連)

町田市中心部にあるシバヒロ駐車場(以下「シバヒロ駐車場」という。)は、都議会議員選挙(平成29年6月23日から7月2日まで)

に自民党から立候補していた吉原修議員の事務所のすぐそばにある。同議員の事務所では、選挙に向けて毎晩、会議・打合せが行われていたところ、自民党町田総支部の幹事長として選挙活動の中心を担っていた佐藤伸一郎議員が、都議会議員選挙前に連日連夜にわたりシバヒロ駐車場での駐車を繰り返しており、同議員以外の会派自民党所属の議員らも町田市内の中心部での駐車を繰り返していたところ、これらはいずれも選挙活動のためのものであり、政務活動には該当しない。

d 町田市中心部での駐車場代（衆議院議員選挙活動関連）

佐藤伸一郎議員が、平成29年10月に実施された衆議院議員選挙の前にシバヒロ駐車場や自民党から立候補した小倉まさのぶ議員の事務所の付近で繰り返した駐車は、いずれも選挙活動のためのものである。会派自民党所属の議員は一致団結して小倉まさのぶ候補を応援していたのであり、会派自民党所属の議員の町田市内中心部での駐車はいずれも選挙活動のためのものである。

(イ) 体育館の駐車場代

議員がスポーツ関連の競技大会等に関与することは、調査研究活動とはいえない。

（被告及び会派自民党の主張）

会派自民党一覧表（駐車場代）の各支出は、政務活動との間に合理的な関連性を有し、政務活動費に該当する。

(ア) 自民党支部付近等の駐車場での駐車

自民党支部において、市政について他の議員と意見交換等をするところがある。

(イ) 病院、体育館等の施設の駐車場での駐車

病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所である。また、いずれの施設においても、施設管理者やその施設

を拠点に活動をする市民団体や行政の外郭団体を含む任意団体との打合せや会議等を行うことは十分に合理的である。

(ウ) 繁華街・商業施設の駐車場での駐車

5 繁華街においては、人口や商業施設の多さに比例して政務活動の量も高まるため、市民相談や意見聴取をすることが多い。また、市民相談などが深夜まで長時間に及ぶことは多くある。

オ 資料購入費に係る支出

(原告らの主張)

(ア) 一般新聞の購読

10 本件各使途基準で定められているのは、会派の行う調査研究のために必要な資料の購入であり、一般教養の取得のためのものには含まれず、議員の調査研究活動において最新の情報を取得しておく必要もない。一般新聞は多くの家庭で購読しており、社会通念上も生活費の一部とされているところ、議員の政務活動のために購読が必要になるものではないし、自宅で購入すれば家族も購読することとなる。したがって、
15 自宅における一般新聞の購読は、本件各使途基準に適合しないものである。

(イ) J14-314、J15-364

20 佐藤伸一郎議員が購読した月刊誌「倫風」は、一般社団法人実践倫理宏正会が発行している機関誌である。同会によれば、「明るく元気な家庭の確立を通じて、仕合わせな暮らしの実現を目指す社会教育団体です。昭和21年、原爆の余燼おさまらぬ広島に創建されて以来、数多の会員たちが、倫理の実践で生活を改善し、仕合わせな家庭を実現しながら、今日に至りました。現在、日本全国で、毎朝、朝起会を行うほか、座談会や勉強会、講演会や春秋の大会など、さまざまな活動を行っていま
25 す。」とのことであるが、政務活動とは無関係である。

(被告及び会派自民党の主張)

(ア) 一般新聞の購読

5 一般新聞は、一般教養の取得に資する側面があり、議員にふさわしい教養を身に付けておくことや、日々変化する政治、経済及び社会の情勢について最新の情報を取得しておくことは、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動であって、そのために毎日発行される一般新聞を購読することは、目的に合致した合理的な手段である。また、1人の議員が2つの新聞を購読することも、いろいろな視点から最新の情報を取得するために合理的な手段といえる。

10 そして、各議員が最新の情報を迅速に収集するためには、議会図書館や会派控室に届けられる新聞では不十分であり、自宅など議員の居所において一般新聞を購読することも、会派の行う政務活動として必要性及び合理性があるといえる。

(イ) J14-314、J15-364

15 「倫風」は多様な角度から倫理についての記事を掲載しており、例えばハラスメント、子育て、医療、共生社会など、社会生活における問題点を取り上げた記事が掲載されている。社会生活に関する問題点を把握することは、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動であり、社会生活における問題点に関する記事は調査研究に関する情報を含むものといえるから、「倫風」の購読料の支出は用途基準に沿った適法な支出である。

カ 広報費に係る支出

(ア) 松岡議員の支出 (J17-570、571)

(原告らの主張)

25 J17-570の封筒1万枚の支出については、改正後運用指針で要求されている「印刷物等の見本」が添付されていない。

J17-571については、領収書綴り（甲11の3）に「平成29年No.15」と手書きで記入され、報告書のコピーが添付されている（435～438頁）ところ、同報告書（以下「松岡報告書」という。）は冒頭が「本年度（丁酉年・ひのととり）も宜しくお願い致します。」という文章であり、内容も前年度（平成28年度）の9月議会の質問内容などを紹介するものになっているなど、明らかに平成29年の年始に配布することを予定して印刷されたものであり、印刷代の支払日（平成29年4月29日）と大きくずれている。また、領収書綴りに添付された「後納郵便物等取扱票」（420～422頁）に記載された郵便物の数は合計4687通にすぎず、新聞折込み（416～418頁）の合計1万2500部、ポスティングの6720部（422頁）を足しても、合計は2万3907部にしかない。

松岡議員は、平成29年10月にも松岡報告書の印刷代を支出しているところ、同年年頭の挨拶を載せた報告書を10月に再度印刷したということはありません、印刷物の対象に関する領収書綴りの記載は信用性に欠けるものである。

（被告及び会派自民党の主張）

J17-570の封筒1万枚は、市政報告書（議会報告）を送るために使用した封筒及び封筒への印刷代である。

松岡報告書には「本年」ではなく「本年度」と記載されており、冒頭には「風薫る季節になりました」と5月頃の季節の挨拶が用いられていることから、平成29年度が始まる4月以降の配布が予定されていたものである。また、松岡議員は政務活動費として費用を計上したもの以外にも新聞折込みをしている上、会合や街頭においても多数の市民に対して議会報告を配布しているため、領収書綴りのある郵便物、新聞折込み、ポスティングの数と印刷数が一致しないのは当然のことである。松岡議

員は、印刷してある議会報告を全て配布し終わると、その時点での最新号を再度印刷して配布することとしているため、平成29年10月に再度松岡報告書を印刷したとの記載に誤りはない。

(イ) 岩瀬議員の支出 (J17-572, 573)

(原告らの主張)

J17-572、573が使用されたとされる「市政レポート2018年号」は、平成30年1月25日に印刷されたものであり、切手の購入時期と整合しない。

(被告及び会派自民党の主張)

J17-572、573は、「市政レポート2017年号」を郵送した際に使用したものである。切手領収書(甲11の3・357頁)に記載された「見本は別紙参照(市政レポート2018号)」は誤記であり、正しくは「見本は別紙参照(市政レポート2017号)」である。市政レポート2017年号は平成29年3月29日頃に印刷されたものであり(丙C11)、切手の購入時期(同年5月)と符合している。

(ウ) 渡辺議員の支出 (J17-574, 589)

(原告らの主張)

上記各支出は、平成30年2月の市議会議員選挙のために支出されたものである。渡辺議員の平成29年11月21日のブログには、自宅に届いた大量のチラシの写真とともに、「町田市では来年2月に4年に1度の市長・市議会議員選挙があります。頑張って配布し支持をお願いしてまいります」という決意表明とも受け止められる文章が投稿された。渡辺議員が、チラシ4万部を印刷の後(J17-574)、選挙の直前(平成30年1月26日)に再び2万部のチラシを印刷した(J17-589)ことからすれば、選挙のためのチラシ印刷であることは明白である。

(被告及び会派自民党の主張)

渡辺議員は平成30年2月に限らず、随時チラシ（市政報告書）を印刷、配布しており、市政に関する会派の議会活動及び市の施策について市民に報告してきているのであるから、選挙に近い時期に配布がされたとしても、選挙活動のためのものではない。

5 キ 通信運搬費に係る支出

(ア) はがき、切手の購入に係る支出

(原告らの主張)

10 本件各運用指針は、広報費として郵送代を支出する際に印刷物等の見本を添付すること、すなわち郵送代の用途を明確にすることを求めているところ、通信費に分類したことにより印刷物等の見本添付の必要がなくなるものではない。

(被告及び会派自民党の主張)

15 改正前運用指針は通信運搬費としてはがき代及び切手代を例示しているが、その用途を明らかにすることは求めている。また、議員は市政報告書や会派の会合のお知らせなどをする際に大量のはがきや切手を必要とするものであるから、大量のはがきや切手の購入という事実のみで本件各用途基準に適合していない支出であると推測されるものではない。

(イ) 松岡議員に係る支出（J15-390～405、J16-443、444）

20 (原告らの主張)

25 松岡議員は平成26年の市議会議員選挙を前に、選挙活動の拠点となる後援会事務所を開設したが、同事務所の電話番号は末尾が3280の番号（以下「本件電話番号」という。）であり、平成30年の市議会議員選挙を前にして開設した後援会事務所も本件電話番号を使用していた。また、松岡議員は、チラシに本件電話番号を掲載し、ポスティング、街頭駅でのチラシ配布などのサポーターを募集するなど、本件電話番号を

その後の後援会活動、選挙活動、政治活動に利用していたものである。

(被告及び会派自民党の主張)

松岡議員の後援会事務所は自宅兼事務所であったが、固定電話を2回線契約し、丙C4記載の番号を自宅の固定電話番号、本件電話番号を政務活動専用として、本件電話番号の方を市政報告書やホームページで公開していた。

松岡議員は、選挙期間中は後援会事務所に滞在することが多かったため、本件電話番号の回線を後援会事務所に移して使用していたが、選挙期間中は市民からの意見が寄せられることも多く、政務活動に利用されることもあった。

(ウ) 木目田議員に係る支出 (J16-452、453、J17-600～632)

(原告らの主張)

木目田議員は、2つの固定電話の番号を使用する「iナンバー(2回線)」という契約を締結しており、どちらの番号の料金も政務活動費として計上している。

また、木目田議員は、平成27年度までは携帯電話機端末機材の分割代金を除外した金額を計上していたが、平成28年度以降は同分割代金を含んだ金額を計上している。

(被告及び会派自民党の主張)

木目田議員は「iナンバー(2回線)」という契約を締結しているが、そのうちの1回線は同議員が公開しているファクシミリ番号である。もう1回線は固定電話であるが、これは議員活動用として開設したものであり、自宅の固定電話はこれとはまた別の契約である。

(エ) 複数の議員の電話代とされている支出 (J14-325～331)

(原告らの主張)

領収書等の提出が全くなく、支出内容が不明である。

(被告及び会派自民党の主張)

J14-325から331までの支出について、議員ごとの区別は会派自民党一覧表(通信運搬費)の「支出内容」欄記載のとおりであり、月1万5000円を超えているものについては、上限額である1万5000円を請求したものである。

当時、電話代等については会派が作成する支払証明書に基づいて請求する扱いがされており、町田市議会事務局からもその方法で了承を受けていたため、内訳明細を明らかにする請求書等の添付を要しなかったため、請求書等の資料を保管していない。各議員の電話代等の利用実態は、翌年以降もおおむねほぼ同様であると推測される。

ク 事務費に係る支出

(原告らの主張)

(ア) 熊沢議員の株式会社ケレスに対する支出(J15-425、426、J17-650)

株式会社ケレス(以下「ケレス」という。)がその所在地で営業を行っている形跡はない。J15-425の支出は6万1992円、J15-426の支出は13万9320円、J17-650の支出が12万8520円と高額であり、これらが全て封筒代であったとすると、選挙活動に使うために極めて大量の封筒を購入したといえるから、そのための支出は「会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する費用」には該当しない。

(イ) 紙折り機の購入に係る支出(J16-454)

紙折り機でチラシを一時に大量に折るのは、政党活動又は選挙活動(事前の政治活動を含む。)の目的であり、それ以外に考えられないから、上記紙折り機は、議員個人で使うために購入した備品であり、その

ための支出は「会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する費用」には該当しない。

(ウ) アンプの購入に係る支出 (J 1 6 - 4 5 5)

5
アンプは、駅前や街頭に持ち運んで使う機材であり、議員が街頭宣伝を行う際に使うものである。議員の街頭宣伝は政治活動の一部であるから、上記アンプの購入のための支出は、「会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する費用」には該当しない。

(被告及び会派自民党の主張)

10
(ア) 熊沢議員のケレスに対する支出 (J 1 5 - 4 2 5、4 2 6、J 1 7 - 6 5 0)

上記支出は、市政報告書を送る際に使用していた封筒の封筒代及び封筒への印刷代である。

ケレスは商業デザインを事業種目とし、ビジネス関連の装飾・デザインなどを行っている法人である。ケレスは基本的に一般消費者を顧客とした業態ではないため、住戸や居住用マンションの一室で業務を行っているものであり、事業実態を不明とするものではない。

15
また、封筒への印刷代を含めると、相場としては、例えば、100枚約4500円、1000枚約1万7000円、1万枚約11万円となるのであり、極めて大量の封筒とはいえ、不自然な支出にはならない。

20
(イ) 紙折り機の購入に係る支出 (J 1 6 - 4 5 4)

紙折り機は、市政報告書等を大量に折って配布するために使用するものである。市政報告書は、市民に対して会派の活動等を報告するものであるから、紙折り機の購入に係る支出は「会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する費用」である。また、購入した上記紙折り機は、25
当時、会派控室に置いて使用しており、政務活動に使用されたものといえる。

(ウ) アンプの購入に係る支出 (J16-455)

広めの会議室であってもマイク設備がない場合があるし、施設内でマイクの本数が限られていて他の会場で使用しているために使用できないこともある。例えば、小山市民センターは、施設内で利用できるマイクの本数が限られているが、50人収容の約80㎡ある会議室のほかにも300㎡の多目的ホールもあり、会議室で必ずマイクを使用できるというわけではない。長時間話をするときなどは地声で話し続けることには限界があるため、室内でもマイクを使用することはまああることである。

以上のとおり、長時間の会議や市政報告をする場合にアンプを持ち込んでマイクを使用することがあるから、アンプの購入は「会派の行う政務活動のために必要な事務運営に要する費用」に該当する。

(5) 争点2-4 (会派保守連合に係る支出の本件各使途基準適合性等)

原告らの主張は、会派保守連合一覧表の「原告らの主張する違法性を裏付ける事情」欄に記載のとおりであり、被告、会派保守連合及び吉田議員の主張は同「会派保守連合の主張」欄及び同「吉田議員の主張」欄に記載のとおりである。

以下、判断に必要な範囲で当事者双方の主張を補充する。

ア 白川議員の鉄道賃に係る支出 (H14-75、81、82)

(原告らの主張)

(ア) 選挙応援目的で支出した鉄道賃について

H14-75、81及び82は、選挙応援のためのものである。白川議員は、下記a及びbについて選挙応援の目的であったことを認めつつ、調査出張の目的であった旨主張しているが、調査出張の目的であれば、始点(町田)から目的地、目的地から終点(町田)まで経路と利用時間が連続しているはずであり、このような連続性のない鉄道利用はそもそも不自然である。

a H14-75のうち、平成26年4月13日に久喜駅から新宿駅に移動した後、新宿駅から町田駅に戻ったもの（甲16の1・54頁）については、久喜市議会議員選挙（同月20日投票）の直前であり、選挙応援のための支出である。

5 b H14-81のうち、平成26年12月14日に町田駅から新宿駅、西武新宿駅を経て西東京市内にある田無駅に移動し、同日、同市内の西武柳沢駅から西武新宿駅へと移動しているところ、これは、西東京市議会議員選挙（同月21日投票）の応援のための支出である。なお、同選挙の候補者であった、「みんなの党」の森田いさお氏は、同年2月の市議会議員選挙の際に白川議員の応援に駆け付けている。

10 c H14-81のうち、平成26年12月9日に町田駅から長津田駅、東急田園都市線で自由が丘駅、都立大学駅へと移動し、同月10日に目黒駅、同日13日に東急田園都市線で桜新町駅、学芸大学駅へと移動したものについては、「みんなの党」の解党で無所属となった三谷英弘氏の衆議院議員選挙（同月14日投票）の応援のための支出である。

15 d H14-82のうち、平成27年1月18日に町田駅から開成町内の栢山駅へ、栢山駅から町田駅への利用があるところ、上記西東京市議会議員選挙に落選した石田史行氏が神奈川県開成町議員選挙（同年4月26日投票）において「維新の党」から立候補したため、その応援のための支出である。

20 (イ) 平成26年のSuica利用について

白川議員は、平成26年度の鉄道賃について、領収書として「履歴印字されたSuicaの支出記録」を領収書等添付用紙9枚に切り貼りし、領収書として提出している（当該鉄道賃の支出をまとめたものが甲153である。）。
25

白川議員の鉄道賃の支出は、片道交通費の出張調査が36件、日付を

またいでの出張調査が30件ある。また、御徒町、新横浜等、何のための調査であるのか不明なものが多々あり、これらの支出については合理的な説明がされていない。

(被告及び会派保守連合の主張)

5 (ア) 選挙応援目的で支出した鉄道賃と指摘されている支出について

白川議員は、選挙応援のための鉄道賃は計上していない。久喜市及び西東京市への移動については選挙の応援も兼ねていたが、それぞれの地方自治体の状況把握及び情報収集を行う政務活動の目的であったため、移動の際の鉄道賃を調査活動費に計上したものである。

10 また、衆議院議員選挙の応援が指摘されている点については、国会議員の支援者で靴下販売業者の経営者から相談に乗ってほしいという依頼を受け、その国会議員の選挙区内で面談を行い、四肢欠損の子への支援についての相談を受けた際の鉄道費である。

15 神奈川県開成町議員選挙の応援が指摘されている点については、白川議員は「維新の党」及び石田史行氏とはつながりがなく、応援を行ったことはない。

(イ) 平成26年度のSuica利用について

20 白川議員が片道分のみ鉄道賃を申告した理由は、同議員が複数の交通系ICカードを保有しており、行き帰りで別々のカードを利用したからにすぎず、政務活動費等としての限度額を上回る支出であったため、往復分全ての鉄道賃までは申告していない。また、日付をまたいでいる記録は、午前0時を回ってからの帰宅となったものであり、何ら不自然な支出ではない。

25 イ 新井議員の鉄道費等に係る支出 (H14-84、85)

(原告らの主張)

外国に出向いて政務活動を行う際には調査費用が多額に上ることから、

国内調査では補えないという具体的な必要性が存在することが要求され、このような必要性が認められない限り、改正前使途基準には適合しない。新井議員は、ニューヨークで開かれた「国連グローバル・パートナーシップ・サミット」に参加したものであるが、この会議への出席は青年会議所の会員（役員）として行ったものであり、会議の議題も町田市政とは無関係である。少なくとも、大金を投じて政務活動を行う必要があるものではない。

（被告及び会派保守連合の主張）

新井議員は、ニューヨークで開かれた「国連グローバル・パートナーシップ・サミット」という「SDGs」の前身である「国連ミレニアム開発目標をどのように達成するか」を議論する会合に参加したものであり、新井議員は、この視察を経て、町田市議会の一般質問でも国連ミレニアム開発目標に関するテーマを取り上げ、その後、多くの議員がSDGsについて質問するようになった。したがって、同視察は、議会の審議能力を強化するとの政務活動費制度の目的に沿うものであり、改正前使途基準に適合する支出である。

ウ 有料道路通行料に係る支出

（原告らの主張）

会派保守連合が有料道路通行料として支出した内容・目的が不明であるから、本件各使途基準に適合しているとはいえない。

（被告及び会派保守連合の主張）

他の自治体の事例と町田市の政策を研究・比較することは重要な政務活動であり、車で遠方の自治体へ移動する際、効率的な移動のために有料道路を使用することは当然にある。本件各運用指針では、調査研究活動のために有料道路通行料を支出した場合、領収書に目的等を簡潔に記入するものとする旨定められており、会派保守連合はこれに従い、「現地調査」の

ための支出であると記入しているから、単に内容が不明との理由で本件各運用指針に違反するものとはいえない。

エ タクシー代に係る支出

(原告らの主張)

5 地方議員の地方視察は政務活動には該当しないから、これに伴う支出は本件各使途基準に適合しないものである。町田市内での利用であっても、その明細が不明である以上、本件各使途基準に適合するものとはいえない。

(被告及び会派保守連合の主張)

10 市内や市外でのタクシーは、市民相談や現地調査、打合せ等、訪問先に車を止められる場所がない地域で、かつ、公共交通機関を利用した移動手段がない場合、例えば、地域、時間帯等によりバスなどの公共交通機関が利用できない場合や、次の予定との兼ね合いで急ぐ必要がある場合に利用する。

15 地方視察の必要性についても、他の自治体の先進事例を調査し、市政に活かすことは議員として当然に求められる活動であり、本件各運用指針において管外視察に関する手続が設けられていることから、議員による地方視察は当然に議員活動として想定されている。

オ 燃料費に係る支出

(原告らの主張)

20 上記(3)ウ (原告らの主張) (ア)と同じ。

(被告及び会派保守連合の主張)

(ア) 本件各使途基準適合性

25 本会議中の給油については、給油前に議員が使用したことによって給油が必要となり、議員の家族や事務局員等が給油を行った場合、ガソリンの消費自体は調査活動等のためのものといえ、また、連日の給油については、多人数を乗せた移動や距離が長い移動等の場合、給油の頻度が

高くなることもあり得る。

各議員の個別の事情については、以下のとおりである。

a 新井議員に係る支出（H14-257、258、H15-232～237）

(a) H15-236、237については、その直前までスノータイヤを装着しており、ノーマルタイヤへの交換後、スノータイヤを積載したままの状態を移動を続けた結果、燃料消費が激しくなったため、1日おきの給油となったものである。

(b) H14-257、258、H15-232から235までについては、その期間に集中的に市内各所を回って市民との意見交換を行ったため、燃料消費が多く、連日又は1日おきの給油を必要としたものである。

b 大西議員に係る支出

大西議員は自己名義の車両3台（軽自動車2台、普通車1台）を保有しており、同人の居住地周辺や政務活動のために移動する地域は、市街化調整区域を含む幅員の狭い道路が多く、離合の際や、樹木の枝などにより頻繁に車両の故障が生じて修理することもあり、複数の車両を政務活動に利用している。急坂など高低差のある地域を通行することが多いため、連日にわたり給油をすることもままある。

c 白川議員に係る支出

白川議員は、車両2台（軽自動車1台、普通車1台）を保有しており、ともに私用との兼用であるが、政務活動において遠隔地に行く場合や、高速度で走行する幹線道路等を利用する場合には普通車を使用している。2台の車両を同じタイミングで給油することもあるため、連日又は1日おきの給油となることがある。

(イ) 燃料費を按分することの不適當性

燃料費は、政務活動と政務活動以外の諸活動との区分が困難であることから、改正後運用指針において14万4000円に会派の人数を乗じて得た額を限度に支出できるものとされている。

5 会派保守連合の各議員は、限度額以上の燃料費を支出しているものの、本件各使途基準及び本件各運用指針に従って、同指針に適合する範囲で経費としての燃料費の支出を報告しており、限度内のものについて使途基準に違反する支出と認定する余地はない。既に本件各運用指針において按分と同趣旨の制限が働いている以上、これを超えて按分することは不適當である。

10 (吉田議員の主張)

15 本件条例、本件各運用指針等の定めからすると、町田市においては、政務活動費に政務活動とそれ以外の活動が混在すること、あるいはその性格の多面性・併有性から、厳密な区別が困難な場合、特に燃料費においては、本件各運用指針上、その区別困難回避のため、按分方式によるのではなく、上限方式を採用しているというべきである。会派保守連合の燃料費支出は、各時期における本件各指針の定める上限額の範囲内での充当となっている以上、使途基準等に合致した政務活動費の支出がされなかったことを推測させる一般的、外形的な事実が存在しているとはいえない。

20 吉田議員が政務活動に用いていた車両は、小型貨物自動車1台である。当該車両はもともと私的利用のための車両ではなく、また、私的な移動や長距離移動には専ら公共交通機関を用いかつ個人負担しているため、給油された燃料費はそのほとんどが町田市内での政務活動に用いられたものである。

25 カ 駐車場代に係る支出

(原告らの主張)

上記(3)エ (原告らの主張) 欄と同じ。

(被告及び会派保守連合の主張)

会派保守連合一覧表(駐車場代)記載の各支出は、いずれも調査活動費に該当する。

(ア) 短時間の駐車

5 現地調査を目的とした短時間駐車は、現場の確認や写真撮影のためのものである。会議や打合せについても、市民から現場の状況を見せてもらい、そのまま車で市役所に向かい担当課において事情確認を行うことが多々ある。

(イ) 長時間の駐車

10 多様な市民からの声を聞くのであるから、市民との現地調査後に詳しい話を聞くことがあるし、会議や打合せのテーマや市民の人数、話し方によって長時間に及ぶこともあり、3時間以上の駐車が必要な場合がある。

(ウ) 体育館等での駐車

15 体育館にある会議室において研修会や会議、打合せが行われていた。また、体育館やプールは市の施設であり、様々な大会が開催されることから、利用者である市民から、必要設備や備品に関する利便性や改善点等を現地で聞き、実際にどのように市の施設が利用されているのかを知ること、重要な議員活動に該当する。

20 (エ) 病院での駐車

25 病院は、多くの市民が利用する場であり、今後も利用者の増加が予想され、医療・介護分野における現場のニーズを捉える貴重な場である。町田市民病院は市の施設であり、病院の対応に関する市民相談は非常に多く、また、事務部長や担当課長も病院にいるため、現地で話を聞くために町田市民病院の駐車場を利用することは議員活動に該当する。また、市内の民間病院や歯科、訪問看護、介護等は、町田市の地域福祉部所管

でネットワークづくりをしており、現場の業務従事者から、必要とするサポートや、日々変化する業界の話聞くことは、会派や議員の政策を吟味することにつながるから、議員活動に該当する。

(オ) 遠隔地・市外での駐車

5 町田市で実施を検討する事業や既に行った事業について、他の自治体の事例を研究・比較し、市政の改善につなげることも多々ある。政策に精通した他の自治体の担当者や市民から話を聞く場合には、先方の指定する場所に赴くことが多い。

(カ) 深夜駐車

10 飲食店経営者等、夜間でなければ話を聞くことができない市民については、その市民の都合に合わせて話を聞く場合がある。飲食店経営者は、地域に根差して市街地での事業活動を行っているため、市街地の活性化策として市に提言したいことなどを聞く重要な機会である。市の施策について検討を進める際には、通常何度も協議を重ねるため、午後11時、午前0時を過ぎても現地調査、市民相談、会議が続くことは多々ある。
15 町田市内の中心部（繁華街）における駐車が多い理由は、飲食店経営者から営業終了後に相談を聞くことがあるためである。

(キ) 町田市中心部の繁華街における駐車

20 町田市は、経済の中心として町田駅周辺の中心市街地を重要視しており、その経済対策も様々行っている。上記(カ)のとおり、飲食店経営者からの要望を聞く重要な機会である。

(ク) 玉川学園前駅の駐車

25 玉川学園前駅は多くの市民が利用する駅であり、その付近には、木の伐採やバスの停止場所など様々な課題があるため、現地調査に赴く必要があったものである。

(ケ) 時間帯が重複等する駐車

先方の要望や取り扱う課題の関係等により、会派内の2名の議員が担当した会議や打合せにおいて、時間帯が重複することがあった。

キ 研修費に係る支出

(原告らの主張)

5 政務活動費としての研修費は、「会派が研修会等を開催するために必要な経費、他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費及び会派が行う調査研究のための調査委託に必要な経費」とされる。研修に関する議員の活動は、「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」でなければならないが、会派保守連合一覧表（研修費等）の支出は、「違法性を裏付ける事情」欄記載のとおり、これらの要件を満たさない。

10 (ア) 吉田議員によるセミナーに係る支出（H15-321、322、H17-1～3）

15 本件条例に規定する「研修・研究・会議」の活動費は、議員の政策形成能力を向上させることを目的としたものであるが、上記各セミナーはいずれも市民向けのものであり、これらに係る支出は本件各使途基準に適合するものではない。

(イ) 「ぞっこん町田'98サポーターズクラブ」の年会費に係る支出（H15-323、H16-336）

20 よさこい踊りのチームを支援する組織「ぞっこん町田'98サポーターズクラブ」は私的な団体であり、同団体に対する年会費の支出は議員の私的な活動にすぎず、本件各使途基準に適合するものではない。

(ウ) 政治団体「都民ファーストの会」主催の「希望の塾」への参加費に係る支出（H16-337）

25 政治団体「都民ファーストの会」主催の政治塾である「希望の塾」への参加は政治活動であり、その参加費は改正後使途基準に適合するもの

ではない。

(吉田議員の主張)

(ア) H15-321 (セミナーの施設利用料等)

第31回セミナーの講演タイトル「(続)「戦時中に作られた珍しい映像作品を見る」」のとおり、この講演は、市民に歴史文化を学ぶ機会を作るとともに、会派議員たる吉田議員が参加して、市民の文化に対する意見や認識を収集することを目的とするものであった。実際にも、吉田議員が市民参加者とともに講演を受講した後、吉田議員と市民参加者との意見交換も行われた。文化芸術活動の振興を目指す町田市において、市民への歴史・文化の涵養は重要課題であり、講演を通じた会派議員と市民との直接的な交流や意見交換は、市民の歴史・文化に関する声を拾い上げ、市政の問題点や解決方法を発見し、市政に適切に反映を図る、重要な会派活動である。

形式面に関しては、主催について「吉田つとむ事務所」との表記はあるものの、「後援会の活動に関しては、基本的には別のスタイルで実施します」と付記され、自身の後援会活動とは区別されることが明示されていること、「町田市議会議員 保守連合」との肩書が付されており、会派の活動であることが明示されていることからして、会派の活動であるという性質を損なうものではない。

また、実際に要した費用は、「施設利用料」及び「付帯設備利用料」の合計1800円であって、当時適用の改正前運用指針中の「研修・研究・会議費」の例示「会場費、器材借上料」に該当するから、改正前運用指針にも合致している。

(イ) H15-322 (セミナーの施設利用料等)

第32回セミナーは、平成28年2月25日に開会した「町田市平成28年3月定例会(第1回)」(市議会3月議会)に関して、議会におけ

る会派の活動に生かすため、参加者の意見を求め、協議するために開催されたものであった。したがって会派の活動との関連性は密接であり、会派活動でないとはいえない。

形式的にも、報告者について「吉田つとむ（保守連合）」と会派名が明記され、会派としての方針報告や意見聴取であることが客観的に明らかにされており、実際に要した費用が「施設利用料」合計600円であることから、改正前運用指針にも合致する。

(ウ) H17-1～3（セミナーの講師の宿泊代等）

上記セミナーのテーマは「地場産業・商店街の繁盛店づくり」であるところ、商店街の活性化は町田市、町田市議会での重要課題の一つである。講演を通じた会派議員と市民との直接的な交流・意見交換は、市民の商店街づくり、商店街活性化に関する声・意見を拾い上げ、市政の問題点や解決方法を発見し、市政に適切に反映を図る重要な会派活動であるところ、吉田議員は、町田市の商店街の活性化をいかに図るかについて、かねてから市議会本議会での一般質問において問題提起を行っていたが、具体的な改善につながらないのが実情であったため、会派として、さらに商店街の持続可能性等の課題究明に取り組むために上記セミナーを主催したものである。したがって、上記セミナーは、専門家の説明を通じて市民（商店主・商業者等）の実情を踏まえ、市政に対する会派の意見・提案を練り上げるために実施されたものであって、単なる市民向けセミナーとは一線を画するものである。

形式的にも、主催は「町田市議会 保守連合会派 吉田つとむ事務所」として会派活動であることが明記され、議員個人の政治活動ではないことが客観的に明らかにされている。

また、実際に要した費用は、講師宿泊費6000円（講師謝金の一部）、講師謝金7万7000円、会場の施設利用料、付帯設備利用料合計55

00円であり、改正後運用指針に合致している。

(被告及び会派保守連合の主張)

「会派の行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれを委ね、又は所属議員による調査研究活動を会派のものとして承認する方法によって行うものも含まれる。すなわち、会派所属の議員が個人として行った活動であったとしても、会派の代表者が活動内容及び金額の承認をすれば、「会派の行う」の要件は満たされる。

会派保守連合には、内部的な意思決定手続に関する特別の取決めはなく、また、会派代表者である新井議員は、各所属議員の支出についていずれも承認しているため、いずれの支出も使途基準における「会派の行う」との要件を充足している。

(ア) 「ぞっこん町田'98サポーターズクラブ」の年会費に係る支出 (H15-323、H16-336)

「ぞっこん町田'98」は、踊りを中心とする祭りの開催を通してまちづくりに携わる組織で、町田市秋の四大祭りの一つである「キラリ町田祭」において、全国からよさこいの団体を招き、多くの観客を呼び寄せる町田の中心組織の一つである。サポーターズクラブは、同組織を支援するための会であり、新井議員自身は、「ぞっこん町田'98」の会員ではない。会費は、まちづくりに携わる団体の支援会の構成員として、まちづくりを進める市民の市政参画を学ぶための経費であり、研修・研究費として使途基準に沿った適法な支出である。

(イ) 政治団体「都民ファーストの会」主催の「希望の塾」への参加費に係る支出 (H16-337)

都民ファーストの会主催の勉強会に参加費を支払い、市政に活かすための勉強をしてきたものであり、正に使途基準や運用指針が想定する研

修費である。

上記勉強会は全6回の講義であり、東京都知事、豊島区長、国際政治学研究者、名古屋市長、東京大学大学院教授、青山学院大学教授、元東京都知事等を講師とし、財政が厳しい時代の行政運営、無電柱化の重要性、政治家と官僚の資質について等、数多くの講師から今後の日本の人口動態やあるべき政治の姿、役所との対峙の仕方などを学び、実際、上記勉強会を経て、議会でもこれに関連する一般質問をしている。

したがって、上記勉強会の参加費は、議会活動に資する研修費であり、使途基準に沿った適法な支出である。

ク 資料購入費に係る支出

(原告らの主張)

上記(3)オ(原告らの主張)ア)に同じ。

(被告及び会派保守連合の主張)

一般新聞の購読は、議員にふさわしい教養を身に付けるとともに、時々刻々と変わる政治、経済、社会情勢について最新の情報を取得するための手段であり、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動である。本件各運用指針においても、資料購入費の例示として新聞購入費が挙げられており、調査研究活動のために必要な経費として当然に想定されている支出である。

ケ 通信運搬費に係る支出 (H14-357~359)

(原告らの主張)

新井議員は、平成26年12月22日に52円はがきを500枚購入し(H14-357)、平成27年1月7日に50円はがき460枚を郵便局に持ち込み、52円はがき450枚と交換し、郵便局から支払われる返金額と新たなはがきの代金との差額に交換手数料を加えた金額合計2700円を支払い(H14-358)、同日、52円はがきを450枚購入したため

に2万3400円を支払った(H14-359)。

H14-358及び359の支出の根拠とされる領収証書は同一であり、新井議員から郵便局に対して2万3000円が現金で支払われたという事実がないにもかかわらず、上記金額を政務活動費として計上することは、実態のない支出を計上することにはほかならない。

(被告及び会派保守連合の主張)

原告らの上記主張は否認ないし争う。

(6) 争点3 (悪意の受益者該当性又は遅延損害金の発生の有無)

(原告らの主張)

本件訴訟における請求は、不当利得返還請求及び残余金返還請求という2つの請求原因によるものである。

ア 不当利得返還請求構成

本件条例及び本件各使途基準に違反した支出がなされた場合、当該会派は当該支出額相当の不当利得返還義務を負うこととなる。政務活動費を交付された本件各会派は、公金を適切に支出すべき立場にある上、本件各使途基準については本件各運用指針が存在するため、支出が本件各使途基準及び本件各運用指針に合致するか否かを知り得るのであり、これらに反する場合などには返還義務が生じることを十分に認識しているから、何らかのやむを得ない事情(特段の事情)により本件各使途基準に反することを知り得なかった場合を除き、本件各会派が悪意の受益者であることが推認され、悪意の受益者として年5分の利息の返還義務を負う。この利息の支払義務は、個々の違法な支出がなされた日の翌日から生じると解されるが、遅くとも当該年度の収支報告期限である翌年度の4月30日の翌日以降については悪意利息を支払う義務が生じている。

イ 残余金返還請求構成(予備的主張)

本件条例又は本件各使途基準に違反する支出につき、そもそも「支出」

と認める余地がないと解する場合には、本件各条例に基づいて収支報告書の提出期限に返還義務が生じているから、会派は当該「支出」金相当額について残余金の返還義務を負うこととなり、その場合、当該年度の収支報告期限である翌年度の4月30日の翌日以降については年5分の割合の遅延損害金の支払義務を負う。

(被告の主張)

上記(3)、(4)及び(5)で主張したとおり、本件各会派に係る支出は本件条例及び本件各使途基準に適合しており、本件各会派が町田市に対して不当利得返還義務を負うことはないが、仮に本件各会派が町田市に対して不当利得返還義務を負うとしても、本件各会派は民法704条の「悪意の受益者」ではない。

不当利得返還債務は期限の定めのない債務であり、債務者が履行の請求を受けたときから遅滞の責任を負うものであるところ、町田市は本件各会派に対して不当利得返還請求を行っていない。また、本件各会派に対する訴訟告知をもって請求があったということになるものでもない。

したがって、原告らが被告に対して本件各会派に請求するよう求めている年5分の割合による金員が遅延損害金の趣旨を含むものであるとしても、本件各会派に遅延損害金の支払義務は発生しない。

(会派まちだ市民クラブの主張)

民法704条の「悪意の受益者」とは、法律上の原因のないことを知りながら利得した者であり、不当利得返還請求訴訟において、受益者の悪意の立証責任は、同条の適用を主張する原告らが負う。そして、政務活動費の支出に係る不当利得返還請求において、特定の支出と政務活動との間に合理的関連性が認められない場合には、法律上の原因がないと認められるから、当該政務活動費の交付を受けた者が悪意の受益者である場合とは、特定の支出と政務活動との間に合理的関連性が認められないことを知りながら当該支出に

政務活動費を充当した場合である。本件において、会派まちだ市民クラブは、特定の支出と政務活動との間に合理的関連性が認められないことを知りながら当該支出に政務活動費を充当したものではないから、悪意の受益者とはいえない。

5 第3 当裁判所の判断

1 争点1 (適法な監査請求の前置の有無) について

(1) 地方自治法242条2項は、同条1項に規定された監査請求の対象事項のうち財務会計上の行為については、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができない旨を規定しているところ、
10 監査請求の対象事項のうち怠る事実については、このような期間制限は規定されておらず、怠る事実が存在する限りは期間制限なく監査請求をすることができるものと解される。もっとも、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象として監査請求がされた
15 場合には、監査委員は当該行為が違法であるか否かを判断しなければ当該怠る事実の監査を遂げることができないという関係にあり、当該監査請求は当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ないところ、当該監査請求が上記の期間制限を受けないとすれば、同条2項が期間制限を設けた趣旨が没却されることとなるから、当該行為のあった日又は終わった
20 日を基準として同項の規定を適用すべきものである(最高裁昭和57年(行ツ)第164号同62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁、最高裁平成10年(行ヒ)第51号同14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁参照)。

(2) 本件監査請求に係る請求書等(甲6、7)及び弁論の全趣旨によれば、本
25 件監査請求は、本件各会派による政務活動費の支出に違法なものがあつたことにより発生する不当利得返還請求権及び法定利息請求権の行使を怠る事実

をその対象とするものであると認められる。そして、この不当利得返還請求権及び法定利息請求権は、本件各会派が、本件条例が所定する経費に該当しない経費に政務活動費を充てたことにより、当該年度に交付を受けた政務活動費の総額が、本件条例が所定する経費に該当する経費に充てた政務活動費の総額を上回り、交付を受けた政務活動費に残余があることとなる場合に発生する実体法上の請求権であり、特定の財務会計上の行為が違法・無効であることにより発生するものではない。そうすると、本件監査請求は、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法・無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の不行使をもって、財産の管理を怠る事実とするものではないから、地方自治法242条2項は適用されないことになる。

したがって、本件監査請求は適法にされたものといえるから、本件訴訟は、適法な監査請求の前置を経ており、適法である。

(3) 被告は、政務活動費の支出金額を確定させる承認行為が財務会計上の行為に該当すると主張するが、本件条例や本件規則にそのような承認行為は規定されていないから、被告の同主張を採用することはできない。

また、被告は、毎年度の政務活動費を紙資料の閲覧やホームページの掲載を通じて公開しているため、その公開日から1年以内に監査請求を申し立てることは十分に可能である旨主張するが、上記(2)のとおり、政務活動費の支出に違法なものがあつたこと等により発生する不当利得返還請求権等は、本件各会派が、本件条例が所定する経費に該当しない経費に政務活動費を充てたことにより、当該年度に交付を受けた政務活動費の総額が、本件条例が所定する経費に該当する経費に充てた政務活動費の総額を上回り、交付を受けた政務活動費に残余があることとなる場合に発生するものであるから、政務活動費が公開されたことをもって直ちに上記不当利得の返還請求権等の行使を求めて監査請求を申し立てることが可能であることにはならない。したがって、被告の上記主張には理由がない。

2 争点 2-1 (判断枠組み等) について

(1) 政務活動費制度等について

ア 政務活動費について規定する地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるものと定めているところ、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解するのが相当である。そうすると、政務活動費を充てることが許される会派又は議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動が、その客観的な目的や性質に照らし、議員としての活動との間に合理的関連性を有することを要するものと解される。

そして、本件条例は、地方自治法100条14項の規定に基づいて政務活動費の交付に関し必要な事項を定めているところ、政務活動費を充てることができる経費につき、改正前条例は、市政に関する調査研究活動、広報広聴活動等(改正前政務活動)に要する経費とし、改正前規則別表で改正前使途基準を定め、改正後条例は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(改正後政務活動)に要する経費とし、改正後使途基準を定める。

このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還を命ずることができることとされていることからすれば、政務活動費を充てることが許される会派の調査研究その他の活動(政務活動)にかかる経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件各使途基準に則したものであることを要するものと解され、本件条例に基

づき政務活動費の交付を受けた会派が、当該政務活動費を本件各使途基準に適合しない支出に充てた場合には、当該支出は、会派（議員）としての活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費に充てられたものということになり、当該会派は、これらの支出に充てられた部分に相当する額を、町田市に対して不当利得として返還すべき義務を負うものというべきである。

イ 政務活動費制度の上記アの趣旨に加え、地方公共団体が、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることから（地方自治法1条の2第1項）、地方公共団体の重要な審議議決機関である議会を組織する議員の活動内容が広範かつ多岐にわたることや、政務活動費の財源が地方公共団体の住民による経済的負担に依拠していること、本件各使途基準における各項目が、いずれも会派による調査研究活動等のための必要性をその要件としていると解されることなどを併せ考慮すると、当該支出が、会派が行う調査研究活動等との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費であったり、調査研究活動等のための必要性を欠いていたりする場合には、当該支出は本件各使途基準に適合しないものとして違法となると解するのが相当である。

そして、会派の調査研究活動等が多岐にわたることからすると、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては、その合理的判断に委ねられる部分もあるといえるが、会派の調査研究活動等との関連性や必要性については、本件各使途基準における各項目に応じた検討がされるべきものと解される。

(2) 本件各運用指針について

改正前規則及び改正後条例において、本件各使途基準の項目、内容及び例示が定められており、本件各運用指針においては、各項目についての留意事

項、政務活動費として支出できない経費、定額・按分の考え方について規定されていることからすれば、本件各運用指針は、本件各使途基準の内容をより具体化したものであると解するのが相当である。

5 そうすると、本件各運用指針は、町田市議会が、政務活動費制度の趣旨及び目的を踏まえて、各会派の政務活動費に関する事務等の円滑かつ適正な運用を図るために自主的に制定したものと評価することができる。

10 このような本件各運用指針の制定の経緯及び内容に照らすと、本件各運用指針は、それ自体として法的拘束力を有するものではないものの、政務活動費制度の趣旨及び目的に沿って本件各使途基準の内容を具体化したものといえるから、本件各運用指針に記載された項目ごとの対象経費やその按分の考え方等に従ってされた政務活動費の支出ないし充当については、会派の調査研究活動等との関連性及び必要性の認められる経費としての該当性を認める一要素となるものと解するのが相当である。

(3) 調査研究活動の範囲等について

15 ア 調査研究活動は、町田市政における活動のために行われるものでなければならず、他の活動としての目的を兼ねているような場合には、それに要する費用の全額を政務活動費として支出することが許されないこともある。

20 もともと、地方自治法100条14項が「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」政務活動費を交付する事ができると規定していることや、政務活動費制度の趣旨が、上記(1)アのとおり、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るというものであることに照らすと、政務活動費の使途としては、調査研究に直接
25 用いられる費用に限られるものではなく、会派が行う調査研究活動等との間に合理的関連性があり、必要性が認められる費用も含まれると解すべきである。

イ また、上記(1)イのとおり、議員の活動及びその前提となる調査研究活動等が広範かつ多岐にわたるものであることに鑑みると、市政に関する調査研究活動等が他の活動にも有用なものであることは当然に想定される。

本件各運用指針には、会派（議員）の活動が、議会活動、選挙活動、政党活動、講演会活動等と多面的であり、一つの活動が政務活動等と他の活動の両面を有し、明確に区分することが困難である場合に、活動に要した費用の全額を政務活動費として充当することが適当でないと認められる場合について、各活動の実績に応じた按分により充当する方法が考えられる旨記載されている。このように、調査研究活動等が他の活動にも有用なものである場合に、当然に按分充当すべきであるとの記載ではなく、按分充当について限定した記載がされていることに鑑みれば、市政に関する調査研究活動等が他の活動にも有用なものである場合に、活動に要した費用の全額を政務活動費として充当することが適当かどうかは、当該活動の必要性及び有用性を考慮して判断する必要があると解するのが相当である。

(4) 主張立証責任

ア 不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないものと解される。しかしながら、住民は、会派が議長に対して提出した政務活動費に係る収支報告書等の内容を把握し得るとしても、収支報告書等に記載された内容を超えて支出の具体的な必要性やその原因となった行為等を把握することは困難であるといわざるを得ず、他方、会派は上記支出の具体的な必要性等を比較的容易に確認することができることなどを考慮すると、原告らにおいて、経費の支出の対象となる行為がその客観的な目的や性質に照らして政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実を主張立証した場合には、被告又は本件各会派においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、本件各使途基準に適合

していない支出であると認めるのが相当である。

イ 被告補助参加人らは、上記判断枠組みを採るべきではないと主張し、その根拠として、①当該会派ないし議員は、執行機関たる被告に対して政務活動の内容が明らかになることを承知で反証を行わざるを得なくなり、政務活動費制度の趣旨が損なわれることとなること、②本件各支出がされてから既に長期間が経過しているところ、その期間の経過による証拠散逸の不利益を会派ないし議員に負わせるべきではないことを挙げる。

(ア) 上記①について

政務活動費が飽くまで公金による助成である以上、違法な支出がされたことをうかがわせる一般的、外形的な事実が主張立証された場合に、支出した議員にその支出内容を具体的に主張立証するなどして支出の適法性を立証する責任を負わせることは、その公金としての性質上許容されるというべきであるから、上記①については理由がない。

(イ) 上記②について

本件条例7条2項、本件規則11条によれば、政務活動費の収入及び支出に関する帳簿の保存期間は、収支報告書の提出期限である、交付された政務活動費の翌年4月30日から5年を経過する日までであるところ、本件各支出のうち平成26年度の支出に係る帳簿の保存期間は令和2年4月30日まで（収支報告書の提出期限である平成27年4月30日の5年後）、平成27年度の支出に係る帳簿の保存期間は令和3年4月30日まで（収支報告書の提出期限である平成28年4月30日の5年後）、平成28年度の支出に係る帳簿の保存期間は令和4年4月30日まで（収支報告書の提出期限である平成29年4月30日の5年後）、平成29年度の支出に係る帳簿の保存期間は令和5年4月30日まで（収支報告書の提出期限である平成30年4月30日の5年後）である。前提事実(3)及び(4)のとおり、本件監査請求は令和元年11月6日にされ、本

件訴訟は令和2年1月15日に提起されているところ、これらの各時点は本件各支出に係る帳簿の保存期間内であり、本件監査請求又は本件訴訟提起を踏まえて証拠が散逸しないようにすることは可能であったことからすれば、上記判断枠組みを採ったとしても、長期間の経過による証拠散逸の不利益を会派ないし議員に不当に負わせることにはならない。

したがって、上記②についても理由がない。

(ウ) まとめ

したがって、被告補助参加人らの上記主張は、上記アの判断を左右するものではない。

(5) 本件各使途基準にいう「会派の行う」調査研究活動の意味

本件各使途基準にいう「会派の行う」調査研究活動には、会派がその名において自ら行うもののほか、会派の所属議員等にこれを委ね、又は所属議員による調査研究活動を会派のためのものとして承認する方法によって行うものも含まれると解するのが相当である。そして、一般に、会派は、議会の内部において議員により組織される団体であり、その内部的な意思決定手続等に関する特別の取決めがされていない限り、会派の代表者が会派の名においてした行為は、会派自らがした行為と解されるものである。そうすると、本件各支出について、本件各会派の所属議員が、具体的な調査研究活動ごとに、その活動内容及びこれに必要な政務活動費からの支出を求める金額を会派に申請し、会派の代表者又は経理責任者からその活動内容及び金額の承認を得た上で、経理責任者からその金員の交付を受けた場合には、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のものとして当該議員に委ね、又は会派のための活動として承認する趣旨のものと認められ得るものであり、そのように認められる場合には、本件各使途基準にいう「会派の行う」との要件が満たされることになる。

本件条例6条において、会派は政務活動費に関する経理責任者を置くこと

が義務付けられており、証拠（甲3～5、甲8～19（いずれも枝番号を含む。))によれば、本件各会派は、その会派代表者及び経理責任者の連名で平成26年度から平成29年度までの政務活動費収支報告書及び政務活動費に係る領収書を町田市議会議長に提出しており、その領収書は政務活動費の項目ごとに、各議員の領収書が整理されて添付されていることが認められることからすれば、本件各支出については、会派の行う行為としての実態を備えていない等の具体的な反証がない限り、会派の代表者から、会派の名において、各所属議員の発案、申請に係る調査研究活動を会派のものとして当該議員に委ね、又は会派のための活動としての承認を得たものと推認され、本件各使途基準にいう「会派の行う」との要件を満たすと解するのが相当である。

3 争点2-2（会派まちだ市民クラブに係る支出の本件各使途基準適合性等）

(1) 河辺議員の鉄道賃及び宿泊費に係る支出（C15-101～104）

本件各使途基準において、「調査活動費」は「会派の行う調査研究活動のために要する経費」とされ、例示として交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス代、タクシー代）、宿泊費、燃料費（ガソリン・軽油代）、道路通行料、駐車場代等が挙げられており、本件各運用指針においては、「管外視察の交通費は実費とし、経済性、効率性（金銭的、時間的）を考慮するものとする」とされている。

証拠（甲13の1、丙D8の1～6）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、河辺議員が平成28年2月22日及び23日に釜石市を視察した際の鉄道賃及び宿泊費であること、同視察は、東日本大震災の被害を受けて復興中の釜石市がラグビーワールドカップ日本大会の試合会場として決定したことを受けて、復興中の開催準備状況の調査を目的としたものであること、町田市が釜石市を支援するために同年8月6日に「2019 釜石応援チャリティーマッチ キヤノンイーグルス対釜石シーウェイブス」を開催することが決定したこと、町田市の文化スポーツ振興部スポーツ振興課が、産業支

援の観点から、同開催記念給食として、釜石産わかめを用いたメニューを町田市立の小・中学校に取り入れたことがそれぞれ認められる。

上記事実関係に照らせば、上記視察の目的は、震災により受けた被害の復興過程にある地方自治体におけるラグビーワールドカップ日本大会の開催に向けての取組の調査及び町田市と釜石市との交流、町田市の釜石市に対する支援等であると認められ、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性があるといえるから、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

- (2) 有料道路通行料に係る支出 (C14-16、17、C15-30~33、C16-1、2)

原告らは、料金所から推測される行き先や、土日の支出であること等を根拠に私的目的である旨主張するが、原告らの同主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難く、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

- (3) タクシー代に係る支出 (C14-18~24、111~118、146、147、253~255、289~291、C15-1、C16-3~10、234、C17-1~6)

証拠 (甲12の1、甲13の1、甲14の1、甲15の1) 及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、いずれも「市政相談」等を目的とした支出とされていることが認められる。

- ア 深夜又は早朝のタクシー利用に係る支出 (C14-22~24、112~118、146、147、253~255)

- a 証拠 (甲12の1) 及び弁論の全趣旨によれば、C14-23、24、111から113、116、147、253については、午前1時台から午前4時台に利用したものであることが認められるところ、通常の市

民からの市政相談を終えた帰りが上記時間帯になることは通常考え難く、被告又は会派まちだ市民クラブからは上記時間帯に降車することとなった具体的な事情についての立証はない。したがって、上記各支出は、政務活動との間の合理的関連性を欠き、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

b 証拠（甲12の1）及び弁論の全趣旨によれば、C14-22、114、115、117、118、146、254、255については、午後11時台ないし午前0時台の間に利用したものであることが認められるところ、通常の市民からの市政相談を終えた帰りに利用したものとして著しく不自然であるとまではいえないこと、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難いことからすれば、上記各支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ 町田市外のタクシー会社の利用に係る支出（C14-18～21、C16-3～10）

証拠（甲12の1、甲14の1）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出については、町田市外のタクシー会社を利用していることが認められるが、議員の活動の範囲は広く、市外において政務活動を行うことも当然に想定されること、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難いことからすれば、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

ウ 祭りや記念式典等に参加した際に利用したタクシー代に係る支出（C14-289～291、C15-1、C16-234）

弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、会派まちだ市民クラブの議員が

祭りや記念式典等に参加した際に利用したタクシー代金であることが認められるところ、議員が議員として祭りや式典等に参加することは、政務活動の一環に含まれると認めるのが相当である。原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難いことからすれば、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

エ 定例会最終日に利用したタクシー代に係る支出（C17-1～6）

原告らは、上記各支出につき、いずれも定例議会最終日の利用であり、同日に2回タクシーが利用されていることなどから、打ち上げのための利用であると推測される旨主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、打ち上げのための利用であるとは認めるに足りず、そのほか、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難いことからすれば、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(4) 燃料費に係る支出

ア 総論

(ア) 議員が支出した燃料費が政務活動との間に合理的な関連性を有するといえるためには、当該活動が政務活動に係るものであること、及びその活動のために当該車両の使用が必要であることを要すると解するのが相当である。

議員の活動は、政務活動以外にも、後援会活動、政党活動その他の政治活動のほか、議員としての立場を離れた私的活動があるなど、多面性を有するのであり、燃料費のような経費については、その一部が政務活動に必要な経費の一部として使用され、残部がそれ以外の活動の経費として使用されるということも十分に考えられるから、当該車両を使用す

る都度、その走行距離、使用目的、使用目的が複数ある場合はその割合等をそれぞれ記録するなどしていない限りは、車両の使用実態を認定し、客観的にみて合理的に区分することは困難である。

5 そうすると、本件において、本件各党派所属の各議員の支出の中で、車両の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらないものについては、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らし合理的な割合により、その経費の額を按分の上、政務活動に係る額についてのみ、政務活動費を充当することができるかと解するのが相当である。そして、上記の合理的な割合については、当該車両の使用目的等、すなわち、政務活動のほかに後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動を含む蓋然性及びその割合等、当該事案の具体的事情を考慮して定めるのが相当である。

10 (イ) 被告及び被告補助参加人らは、本件各運用指針において燃料費の上限額が定められていること、政務活動のために自家用車を使用した場合の交通費（燃料費）について、「実費の把握が困難であること等から一定の基準（定額を上限）で充当する」と定められていることを根拠に、上限以下の金額は政務活動との間に合理的な関連性を有する支出であるとみなすべきである旨の主張をする。

15 しかし、被告及び被告補助参加人らの指摘する本件各運用指針の規定を、上限以下の金額は政務活動のための支出であるとみなす旨定めたものであると解釈することは、その文言上困難であるし、前説示のとおり
20 の政務活動費制度の趣旨に鑑みて、政務活動との間に合理的な関連性を有しない燃料費の支出に政務活動費を充当することは相当でないから、上記主張を採用することはできない。

25 以下、個別事情を踏まえ、検討することとする。

イ 谷沢議員に係る支出（C14-346、347、373～392、C1

5-282~316、318~329、C16-257~262、285~290)

5 (ア) a 証拠 (甲12の1、甲13の1、甲14の1) 及び弁論の全趣旨によれば、谷沢議員が、上記各支出につき、会派まちだ市民クラブ一覧表の各「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」欄記載の給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したこと、谷沢議員は政務活動を行うに当たり、普通自動車1台を使用していたところ、当該自動車は政務活動以外のために使用されることがあったことがそれぞれ認められる。

10 b 原告らは、C14-346及び347の支出につき、同日給油、近接給油を指摘し、第三者による給油であるため改正前使途基準に適合しない旨主張する。

15 しかし、会派まちだ市民クラブはC14-346と同日に給油した燃料費 (C14-345) 及びC14-347と同日に給油した燃料費 (C14-348) については修正届を提出して政務活動費の計上を取り下げていること (弁論の全趣旨) からすれば、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出が第三者による給油に係る支出であるとは認めるに足りない。

20 c 原告らは、C15-299の支出につき、谷沢議員が御殿場を訪問した際の給油であり政務活動のための支出とは認められない旨主張する。

25 しかし、本件全証拠によっても、東名足柄の給油の際に上記支出がされたことが認められるのみであり、それが政務活動に係るものではないことをうかがわせる一般的、外形的な事実が主張立証されたとはいえず、原告らの上記主張を採用することはできない。

(イ) 他方、上記(ア) a のような給油状況に加え、谷沢議員の使用した車両が

政務活動以外のために使用されることがあったことからすれば、谷沢議員は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費を支出していたと認められる。上記各支出のうち政務活動を充当することが許される額は、被告又は会派まちだ市民クラブが上記議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については本件各使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

ウ 河辺議員に係る支出 (C14-349~352、355、393~405、407~418、C15-270、330~347、349~359、361~365、367、368、370~372、C16-252、282、284、332、346、348、442、461)

(ア)a 証拠(甲12の1、甲13の1、甲14の1)及び弁論の全趣旨によれば、河辺議員が、上記各支出につき、会派まちだ市民クラブ一覧表の各「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」欄記載の給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したこと、河辺議員は政務活動を行うに当たり、軽自動車1台及び普通自動車1台を使用していたこと、河辺議員は、同軽自動車は主に政務活動に使用され、政務活動以外のために使用されることは少なく、普通自動車は政務活動以外のために使用されることがあったと認識していたことがそれぞれ認められる。

b 原告らは、C14-349から352まで、C15-270、345、371の各支出につき、同日給油、近接給油を指摘し、第三者による給油であるため改正前使途基準に適合しない旨主張する。

しかし、上記aのとおり、河辺議員は軽自動車1台及び普通自動車1台を使用していたのであるから、2台の給油が近接することは通常

あり得ること、会派まちだ市民クラブはC14-352と同日に給油した燃料費(C14-353)、C15-345の翌日に給油した燃料費(C15-268)、C15-371の2日前に給油した燃料費(C15-269)について修正届を提出して政務活動費への計上を取り下げていること(弁論の全趣旨)からすれば、原告らの主張立証を踏まえても、C14-349から352まで、C15-270、345、371の各支出が第三者による給油のためにされたものであることを認めるに足りない。

(イ) 他方、上記(ア)aの給油状況に加え、河辺議員の使用していた車両が政務活動以外のために使用されることがあったことからすれば、河辺議員は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費を支出していたと認められる。上記各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、被告又は会派まちだ市民クラブが河辺議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないこと、上記軽自動車の主として政務活動に使用されていたとしても、上記普通自動車と軽自動車の使用比率等を認めるに足りる証拠ないし事情が見当たらないことからすれば、その2分の1と認めるのが相当である。

したがって、上記各支出のうち残り2分の1の額については、本件各使途基準に適合していないものであり、政務活動費を充当することは許されないものである。

エ 森本議員に係る支出(C14-359~362、494~511、513、C15-274、275、277~279、281、438、440~444、447、448、450~457、459~466。ただし、C15-447については後記(5)カ(ア)bで検討する。)

(ア)a 証拠(甲12の1、甲13の1、丙D17)及び弁論の全趣旨によれば、森本議員が、上記各支出につき、会派まちだ市民クラブ一覧表

の各「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」欄記載の給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したこと、森本議員は、政務活動を行うに当たり、軽自動車2台を使用していたこと、森本議員は、1台の軽自動車については政務活動以外のために使用されることは少なく、もう1台の軽自動車については政務活動以外のために使用されることもあったと認識していたことがそれぞれ認められる。

b 原告らは、C14-359、360の支出につき、本会議一般質問日の給油であることを指摘して第三者による給油である旨を主張する。

証拠（甲12の1、甲24）及び弁論の全趣旨によれば、①C14-359は、平成26年6月10日午前9時39分頃に町田市金井町37所在の萩生田石油鶴川SSでされた給油であり、同日午前10時から本会議が開会されたところ、上記給油所から町田市役所までは車両で17分から19分かかるとされていること、②C14-360は、同年12月4日午前9時29分に町田市金井町所在の中央石油販売株式会社学園金井SSでされた給油であり、同日午前10時から本会議が開会されたところ、上記給油所から町田市役所までは車両で14分から16分かかるとされていることがそれぞれ認められる。

仮に車両の入庫等の所要時間を含めたとしても上記各本会議への参加が不可能とまではいえない時間、場所において給油されていることからすると、原告らの主張立証を踏まえても、上記各給油が第三者によってされたものとは認められない。

c 原告らは、C14-361、362、C15-274、275、277から279まで、281、444の給油につき、同日給油、近接給油、支払状況の違い等を指摘し、第三者による給油である旨を主張する。

しかし、上記aのとおり森本議員は軽自動車2台を使用していたの

であるから、2台の給油が近接することは不自然ではないこと、同一人でも支払の方法が異なることは通常あり得ること、会派まちだ市民クラブは、C14-361の2日前に給油した燃料費(C14-512)、C15-274の2日後に給油した燃料費(C15-445)、C15-275の3日前に給油した燃料費(C15-446)、C15-277と同日に給油した燃料費(C15-276)、C15-278の3日後に給油した燃料費(C15-449)及びC15-279の2日後に給油した燃料費(C15-280)につき、修正届を提出して政務活動費への計上を取り下げていること(弁論の全趣旨)からすれば、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出が第三者による給油のためにされたものであることを認めるに足りない。

また、原告らは、C15-275の支出について、選挙応援目的であることを指摘するが、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされているとは直ちにはいえない。

(イ) 他方、上記(ア)aの給油状況に加え、森本議員の使用していた車両が政務活動以外のために使用されることがあったことからすれば、森本議員は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費を支出していたと認められる。上記各支出のうち政務活動費を充当することが相当である額は、被告又は会派まちだ市民クラブが上記議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないこと、1台の軽自動車については主として政務活動に使用されていたとしても、上記両軽自動車の使用比率等を認めるに足りる証拠ないし事情が見当たらないことからすれば、その2分の1と認めるのが相当である。

したがって、上記各支出のうち、残り2分の1の額については、改正

前使途基準に適合していないものであり、政務活動費を充当することは許されないものである。

オ 石井議員に係る支出（C14-364～372、519～535）

5 (ア)a 証拠（甲12の1）及び弁論の全趣旨によれば、石井議員が、会派
まちだ市民クラブ一覧表（燃料費）の、上記各支出につき、会派まち
だ市民クラブ一覧表の各「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」
欄記載の給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したこと、
石井議員は、政務活動を行うに当たり、乗用車1台及び自動二輪車1
10 台を使用しており、いずれも、政務活動以外のために使用されること
もあったと認識していたことがそれぞれ認められる。

b C14-364から372までについて、原告らは、極めて少量の
給油であって、原動機付自転車か小型バイクのものと推測されるとし
て、第三者による給油である旨主張するが、上記aのとおり、石井議
15 員は、政務活動のために自動二輪車を使用していたのであるから、少
量の給油であることは、第三者による給油を裏付けるものではない。

また、原告らは、支払状況の相違についても第三者による給油を裏
付ける事情であると主張するが、同一人であっても支払の方法が異な
ることは通常あり得ることからすれば、この点についても、第三者に
20 による給油を裏付けるものには当たらない。

そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政
務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形
25 的な事実の主張立証がされているとは直ちにはいえない。

(イ) 他方、上記(ア)aの給油状況に加え、上記各車両が政務活動以外のため
に使用されることがあったことからすれば、石井議員は、政務活動のため
30 だけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動の
ためにも燃料費を支出していたと認められる。上記各支出のうち政務活

動費を充当することが許される額は、被告又は会派まちだ市民クラブが石井議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことからすれば、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前用途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

カ 戸塚議員に係る支出（C14-419、420、422～440、C15-273、373～396）

ア) a 証拠（甲12の1、甲13の1）及び弁論の全趣旨によれば、戸塚議員が、上記各支出につき、会派まちだ市民クラブ一覧表の各「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」欄記載の給油のために、同「支出金額」欄記載の費用を支出したこと、戸塚議員は、政務活動を行うに当たり、乗用車1台を使用しており、当該車両は、政務活動以外のために使用されることもあったと認識していたことがそれぞれ認められる。

b 原告らは、C15-273につき、前日にも給油したことを理由として第三者による給油である旨の主張をするが、会派まちだ市民クラブは、C15-273の前日に給油した燃料費（C15-272）につき、修正届を提出して政務活動費への計上を取り下げていること（弁論の全趣旨）からすれば、原告らの主張立証を踏まえても、上記支出が第三者による給油であることを認めるに足りない。

そのほか、上記aの各支出について、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされているとは直ちにはいえない。

c 原告らは、C14-430、431、439、440につき、支払状況が不自然であると主張するが、同一人でも支払の方法が異なることは通常あり得、第三者による給油を裏付けるものには当たらないか

ら、原告らの上記主張を採用することはできない。

5 (イ) 一方、上記(ア)aの給油状況に加え、戸塚議員の使用した車両が政務活動以外のために使用されることがあったことからすれば、戸塚議員は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費を支出したと認められるところ、被告又は会派まちだ市民クラブが、戸塚議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、政務活動費を充当することが許される額は、2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

10 キ わたべ議員に係る支出 (C14-441~465、C15-397~417)

(ア) 証拠(甲12の1、甲13の1)及び弁論の全趣旨によれば、わたべ議員が、上記各支出につき、会派まちだ市民クラブ一覧表の各「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」欄記載の給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したことが認められる。

15 原告らの主張立証を前提としても、上記各支出と政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされているとは直ちにはいえない。

20 (イ) 一方、上記(ア)の給油状況に加え、わたべ議員の使用した車両が政務活動のためだけに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、わたべ議員は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費を支出していた蓋然性が高いところ、被告又は会派まちだ市民クラブが、わたべ議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、政務活動費を充当することが許される額は、2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費

を充当することは許されない。

ク 佐藤和彦議員に係る支出（C14-466～493、C15-418～437）

5 (ア) 証拠（甲12の1、甲13の1）及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員が、上記各支出につき、会派まちだ市民クラブ一覧表の「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」欄記載の給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したことが認められる。

原告らの主張立証を前提としても、上記各支出と政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証
10 がされているとは直ちにはいえない。

(イ) 一方、上記(ア)の給油状況に加え、佐藤和彦議員の使用した車両が政務活動のためだけに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、同議員は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費を支出していた蓋然性
15 が高いところ、被告又は会派まちだ市民クラブが、佐藤和彦議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、政務活動費を充当することが許される額は2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については改正前用途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

20 ケ 田中議員に係る支出（C14-514～518）

(ア) 証拠（甲12の1）及び弁論の全趣旨によれば、田中議員が、上記各支出につき、会派まちだ市民クラブ一覧表の「支出日」欄の各支出日に、同「支出内容」欄記載の給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したことが認められる。

25 原告らの主張立証を前提としても、上記各支出と政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証

がされているとは直ちにはいえない。

(イ) 一方、上記(ア)の給油状況に加え、田中議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、同議員は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費を支出していた蓋然性が高いところ、被告又は会派まちだ市民クラブが、田中議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、政務活動費を充当することが許される額は2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額については改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されない。

コ 小関議員に係る支出 (C15-260~267)

(ア) 証拠(甲13の1)及び弁論の全趣旨によれば、小関議員が、上記各支出につき、会派まちだ市民クラブ一覧表の「支出日」欄の各支出日に、ガソリンの給油のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したことが認められる。

原告らの主張立証を前提としても、上記各支出と政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされているとは直ちにはいえない。

(イ) 一方、上記(ア)の給油状況に加え、小関議員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、小関議員は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費を支出していた蓋然性が高いところ、被告又は会派まちだ市民クラブが、小関議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、政務活動費を充当することが許される額は2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当す

ることは許されない。

5 サ 議員不明の支出（C16-249～251、253～256、263～
281、283、291～331、333～345、347、349～4
41、443～460、462～465、C17-218～295、29
7～335、337～364、366～441）

10 上記各支出をした議員は本件証拠によっても特定されておらず、当該議
員の使用した車両が政務活動のためのみに使用されていたと認めるに足
りる証拠はないことからすれば、当該議員は、政務活動のためだけではなく、
後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも燃料費
を支出していた蓋然性が高いところ、被告又は会派まちだ市民クラブが、
当該の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、政務活動費
を充当することが許されない額は2分の1と認めるのが相当であり、残り
2分の1の額は改正後使途基準に適合していないものであるから、政務活
動費を充当することは許されない。

15 (5) 駐車場代等に係る支出

 上記(1)のとおり、本件各使途基準において、「駐車場代等」は、調査活動費、
すなわち会派の行う政務活動のために要する経費の例示として挙げられてい
るところ、当該経費に該当するためには、会派が行う政務活動との間に合理的
的関連性があり、必要性が認められる必要がある。

20 ア 短時間（30分未満）の駐車に係る支出（C14-4、6、9～11、
25、27、28、32、33、36、77、81、82、84、89、
92～95、98、99、107、170、183、188、207、2
26、232、239、240、249、283、C15-35、36、
38、46、48、85、86、108、110、148、149、15
25 6、160、184、185、194、196、199、202、203、
207～211、239、C16-19、21、30、35～37、40、

41、43～45、50～52、56、66、97～109、111～113、115～132、136～141、C17-71、91、179、180、184～189、191、192、195、200、202、206、208、214)

5 証拠（甲12の1、甲13の1、甲14の1、甲15の1）及び弁論の全趣旨によれば、会派まちだ市民クラブの議員が、会派まちだ市民クラブ一覧表の「支出日」欄の各支出日に、駐車等のために同「支出金額」欄記載の費用を支出したことが認められる。

10 会派まちだ市民クラブは、資料の受領等によって短時間の駐車になった等主張しているところ、そのような形での政務活動がされる可能性は否定できず、5分の駐車（C14-84等）という例についても、資料の受領のみであれば不可能ではない。

15 そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出の対象となる行為がその客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえないから、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であると認めることはできない。なお、原告らは、上記各支出のうち、鶴川駅前に駐車したもの（C15-207等）や繁華街に駐車したもの（C14-4等）等について私的利用である旨の主張をするが、原告らの主張立証を踏まえても、当該各支出が私的利用によるものであると認めるに足りる的確な証拠はない¹。

20 したがって、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であると認めることはできない。

25 なお、後記イ以下で検討するもののうち、上記要素の指摘も併せてされているものについても、上記と同様の理由により、上記要素を根拠に本件各使途基準に適合していない支出であると認めることはできない。

イ 政党の事務所等付近の駐車に係る支出

証拠（甲12の1、甲13の1、甲14の1、甲15の1）及び弁論の全趣旨によれば、①C14-292から321まで（ただし305を除く。）、C15-2から17まで、C16-67から86まで、C17-97から138までは町田市中町の駐車場における駐車、②C14-90、C15-153、C16-61から64まで、C17-140から145までは、町田市森野の駐車場における駐車、③C14-69から73まで、144、163、242から245まで、247、C15-97、98、135から140まで、190、229から231まで、234、235、C16-217から230まで、248は立川市内の駐車場における駐車、④C16-159、160はパルテノン多摩西駐車場における駐車であることがそれぞれ認められる。

原告らは、上記各支出は政党活動のためにされたものであると主張するが、上記各支出が政党活動のためにされたものであると認めるに足りる的確な証拠はなく、その他の原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえない。

したがって、上記各支出は本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

ウ 病院の駐車場に係る支出

(ア) C14-143

証拠（甲12の1、丙D18の1）及び弁論の全趣旨によれば、戸塚議員が、平成26年5月1日午後2時13分から22分までの間、成瀬メディカルビル駐車場を利用したこと、同駐車場は黒木整形外科、おおしま皮膚科及び園田クリニックを利用した場合は無料で利用できることが認められる。

5
病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなどの私的利用目的であることが推認されるが、上記認定事実における駐車時間の9分は病院の利用時間としては短すぎることに、戸塚議員は少なくとも上記3医療機関を利用していない可能性が高いこと、そのほか戸塚議員が病院を私的に利用したと認めるに足りる的確な証拠はないことからすれば、上記推認を覆す立証がされたと認めるのが相当である。したがって、上記支出は、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) C14-184

10
証拠(甲12の1)及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員が平成26年4月6日午前11時05分から午後0時04分までアップルパーク南町田病院駐車場を利用したことが認められるところ、病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなどの私的利用目的であることが推認される。

15
会派まちだ市民クラブは、政務活動の一環として医療関係者と面談する可能性がある旨主張するが、実際に面談をしたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらず、上記推認を覆すに足りない。

したがって、上記支出は改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

(ウ) C14-188、189

20
証拠(甲12の1、甲24)及び弁論の全趣旨によれば、会派まちだ市民クラブは、佐藤和彦議員が平成26年10月1日午後0時14分から42分までアットパーク青葉台駅前第1駐車場を利用し(C14-188)、同日午後0時48分から午後1時17分まで昭和大学藤が丘病院駐車場を利用した(C14-189)として、同各支出を調査活動費として計上したこと、アットパーク青葉台駅前第1駐車場から昭和大学藤が丘病院駐車場までは車両で9分から10分かかるとされているこ
25

とが認められる。

上記認定事実のとおり、C14-188の利用終了時とC14-189の利用開始時には6分の間隔があり、C14-188からC14-189までの移動には9分から10分が必要であるとされているが、数分の差にすぎず、領収書を発行する機器の時間設定や交通量等によっては不可能な移動とまではいい難いから、C14-188が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。一方、C14-189は病院の駐車場における駐車であるところ、上記(イ)で説示したのと同様、同支出は改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

(エ) C14-246

証拠(甲12の1)及び弁論の全趣旨によれば、森本議員が平成27年1月17日午後3時06分から午後4時24分まで川野病院駐車場を利用したことが認められる。

C14-246は上記認定事実のとおり、病院の駐車場における駐車であるところ、上記(イ)で説示したのと同様、同支出は改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

(オ) C15-95、96

証拠(甲13の1)及び弁論の全趣旨によれば、会派まちだ市民クラブは、佐藤和彦議員が平成27年11月9日午前9時01分から午前11時44分まで町田市民病院駐車場を利用し(C15-95)、同日午前11時37分から午後0時16分まで町田市中町1丁目所在の駐車場を利用した(C15-96)として、同各支出を調査活動費として計上したことが認められる。

上記各支出に係る駐車は時間が一部重なっており、同一人の支出と認めることはできず、また、C15-95は病院の駐車場における駐車に係る支出であるところ、上記(イ)で説示したのと同様、同支出は改正前使

途基準に適合していない支出であると認められる。

他方、C15-96は、その駐車場所からすると佐藤議員が支出した可能性が高いところ、同支出については改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

5 (カ) C15-99

証拠(甲13の1)及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員が平成27年8月8日午後2時14分から午後3時03分まで、東海大学八王子病院駐車場を利用したことが認められるところ、上記(イ)で説示したのと同様、同支出は改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

10 (キ) C15-100

証拠(甲13の1)及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員が平成28年2月28日午後1時05分から午後2時37分まで、慶泉病院第2駐車場を利用したことが認められるところ、上記(イ)で説示したのと同様、同支出は改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

15 (ク) C17-151

証拠(甲15の1)及び弁論の全趣旨によれば、会派まちだ市民クラブは、その所属議員が平成29年5月6日午後2時13分から午後4時42分まで、昭和大学藤が丘病院第2駐車場を利用したとして、同支出を調査活動費として計上したことが認められるところ、上記(イ)で説示したのと同様、同支出は改正後使途基準に適合していない支出であると認められる。

20 エ スポーツ施設等の駐車場に係る支出

(ア) C14-148、149、C15-52、73、75、C16-15

25 4

証拠(甲12の1、甲13の1・3、甲14の1、甲159~161

(枝番号を含む。)) 及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員は、町田市バドミントン連盟の副会長、町田市少年野球連盟の監事、町田市ソフトボール南地区運営委員会の顧問等を務めており、これらの所属団体の会合等に参加していたところ、上記各支出は、その際に駐車場代として支出したものであることが認められる。

佐藤和彦議員の上記行為は、議員としての活動との間にも合理的関連性を有するから、上記各支出は本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) C14-150から153まで、155、156、C15-53から60まで

証拠(甲12の1、甲163の1・2、甲164)及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員は、平成26年度及び平成27年度のダンススポーツ初心者講習会(全10回、4000円)を受講しており、その際の駐車場代として上記各支出をしたこと、佐藤和彦議員はその当時町田市ダンススポーツ連盟の役員ではなかったことが認められる。

ダンススポーツ初心者講習会は、通常、自らのダンスの技能の向上のために参加するものであること、上記認定事実のとおり、佐藤和彦議員は個人として上記講習会を受講していることからすれば、私的利用目的であることが推認される。

会派まちだ市民クラブは、佐藤和彦議員が町田市ダンススポーツ連盟から相談を受けたことを契機に受講した旨の主張をするが、その具体的な経緯を認めるに足りる的確な証拠はなく、上記推認を覆すに足りない。

したがって、上記各支出は、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

(ウ) C14-154、C15-62

証拠(甲12の1・3、甲13の1・3、丙D33、34)及び弁論

の全趣旨によれば、平成26年度及び平成27年度の町田市議会において健康福祉常任委員会の委員長を務めていた佐藤和彦議員が、平成27年1月16日及び平成28年1月22日に、町田市老人クラブ連合会が主催する輪投げ大会に出席し、その際にC14-154及びC15-62を駐車場代として支出したことが認められる。

佐藤和彦議員の上記行為は、議員としての活動との間に合理的関連性を有するから、上記各支出は改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(エ) C16-147

証拠（甲14の1、甲46の1・2、甲156の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、戸塚議員は、町田青年会議所の一員として、「わんぱく相撲町田場所」の運営に参加した際に駐車場代として上記支出をしたことが認められる。

戸塚議員の上記行為は、議員としての活動との間にも合理的関連性を有するから、上記各支出は改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(オ) C17-146

証拠（甲15の1、甲45、155）及び弁論の全趣旨によれば、森本議員は、平成29年8月12日に開催された全国車椅子バスケットボール大学選手権の視察の際に駐車場代として上記支出をしたことが認められる。

森本議員の上記行為は、議員としての活動との間にも合理的関連性を有するから、上記各支出は改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(カ) C14-165、191、C15-61、63、C16-46、49、148から153まで、156、C17-147から149まで

原告らは、上記各支出はスポーツ施設の私的利用によるものである旨を主張するが、利用に関する具体的な主張立証はなく、上記各支出と、政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実の主張立証があるということとはできないから、上記支出が本件各
5 使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

オ 早朝駅前での街頭活動や商業施設前での街頭活動が指摘されている支出
(C14-110、210～215、256～260、C15-82～8
4、87、88、212～218、C16-95、96、110、114、
133、C16-142～146、C17-7～34、37、39、41
10 ～43)

原告らは、上記各支出について、早朝駅前での街頭活動や商業施設前での街頭活動のための支出である旨主張する。

本件全証拠によっても実際に街頭活動が行われたことを認めるに足りず、これを措くとしても、街頭活動は、議員が個人として、市政報告や自らの
15 理念等の発信目的等で行うのであれば、広く市民からの意見を聞く場又は聞く契機となるから、政務活動に該当しないとはいえない。また、上記各支出が政党としての街頭活動を行ったものであると認めるに足りる証拠がないことから、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえず、本件
20 各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

カ 時間の重なる駐車又は移動不可能な複数の駐車が指摘されている支出

(ア) 時間の重なる駐車に係る支出

a 証拠(甲12の1)及び弁論の全趣旨によれば、①C14-75及び76、②C14-103及び104、③C14-105及び106、
25 ④C14-172及び173、⑤C14-175及び176、⑥C14-178及び179、⑦C14-195及び196、⑧C14-2

03及び204、⑨C14-208及び209、⑩C14-216から218まで、⑪C14-219及び220、⑫C14-237及び238、⑬C14-338及び339、⑭C15-169及び170、⑮C15-182及び183、⑯C15-197及び198、⑰C15-200及び201、⑱C15-232及び233、⑲C15-240から242までは、会派まちだ市民クラブが、同一の議員が支出した駐車場代に政務活動費を充当したとして計上したものであり、かつ、いずれも時間が重なっていることが認められる。そうすると、上記①から⑲までの各支出には、当該議員以外の第三者が支出したものが含まれることになるところ、議員以外の第三者による支出は、原則として政務活動との間に合理的関連性を欠くものである。被告又は会派まちだ市民クラブは、補助者を使用して政務活動を行うことが可能である等と主張するが、上記各支出において補助者が使用されたのか、当該補助者が具体的にどのように政務活動を行ったのか等について主張立証をしないことから、合理的関連性の欠如を覆すに足りない。

証拠上、いずれの駐車代について議員が支出したかの認定をすることは困難であるが、少なくとも最も低い支出額については当該議員が支出したと認められるものと解するのが相当であり、また、支出額に相違がない場合には、支出番号が先のものを当該議員が支出したものと認めることとし、当該議員が支出したものと認められない金額については、政務活動費を充当することは許されないと解するのが相当である。

b C14-171について

原告らは、C14-171がC14-172と駐車時間が重なると主張するが、甲12の1によれば、C14-171の出庫時刻は午前11時42分、C14-172の入庫時刻は午前11時47分であり、

駐車時間は重なっておらず、その他、C14-171の出庫からC14-172の入庫が不可能であると認めるに足りる証拠もない。

したがって、C14-171に係る原告らの主張を採用することはできない。

5 c C14-234から236までについて

甲12の1によれば、C14-234とC14-235及び236とは駐車時間が重なっていることが認められる。C14-235からC14-236までの移動について、原告らはグーグルマップ上の移動時間が22分とされていることから17分では移動できないと主張するが、5分程度であれば誤差の範囲内と解することができるため、C14-235からC14-236までの移動は不可能ではないと認めるのが相当である。したがって、C14-234とC14-235及び236の支出合計額を比較の上、より低い支出額であるC14-234について当該議員が支出したと認めるのが相当である。

15 d C15-192、193及び447（燃料費）について

証拠（甲13の1）によれば、会派まちだ市民クラブは、森本議員が支出したとする、①平成27年5月7日午前9時37分から午前10時11分までシンコウパーク鶴川駅前駐車場を利用した料金（C15-192）、②同日午前9時38分から午後0時48分まで同駐車場を利用した料金（C15-192）、③同日午前10時07分に町田市金井町のガソリンスタンドでガソリンを給油した料金（C15-447）を、調査活動費として計上したことが認められる。

25 C15-192、193及び447はいずれも駐車時間が重なっており、同一人が支出したものと認めることはできない。一方、C15-192及び193はほぼ同じ時間に同じ駐車場の利用を開始していることからすると、森本議員とその関係者による利用である可能性が

高い。一方、森本議員の利用に係る支出がいずれであるかについては証拠上明確ではないところ、少なくとも低い方の支出額分については森本議員が支出したものと認めるのが相当であるから、C15-192は森本議員の利用によるものであり、C15-193及び447は森本議員以外の第三者の利用によるものと認めるのが相当である。そして、C15-192については同支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえないから改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められず、C15-193及び447については森本議員以外の第三者の支出のため政務活動費を充当することは許されないと解するのが相当である。

キ 移動不可能な複数の駐車であると指摘されている支出

(ア) ①C14-78及び79、②C14-85から87まで、③C14-100及び101、④C14-221及び222、⑤C14-227及び228、⑥C14-229及び231、⑦C14-272及び273、⑧C14-274及び275、⑨C14-276及び277、⑩C15-144及び145、⑪C15-154及び155、⑫C15-167及び168について

証拠（甲12の1、甲13の1、甲21、24）及び弁論の全趣旨によれば、上記①から⑫までの駐車場の利用時間を記載した領収証から単純に計算される移動時間と、原告らがグーグルマップで調査した時間又は実査した時間とを比較すると前者の方が短いことが認められるが、いずれも数分の差にすぎず、駐車場設置の領収証を発行する機械の時間設定や交通量等によっては、不可能な移動とまではいい難い。

原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証でき

ているとはいえないから、上記各支出は改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) C14-122から124まで

証拠（甲12の1）によれば、会派まちだ市民クラブは、戸塚議員が支出したとする、①平成26年5月26日午後4時16分から午後5時14分までのアイペック町田第7駐車場の利用料金（C14-122）、②同日午後5時03分から午後6時05分までのタマパーク原町田第9駐車場の利用料金（C14-123）、③同日午後5時16分から午後7時43分までの同駐車場の利用料金（C14-124）を調査活動費として計上したことが認められる。

C14-122及び123、C14-123及び124は駐車時間が重なっているから、同一人の利用であるとは認め難い。証拠（甲12の1、甲24）によれば、C14-122の駐車終了時間とC14-124の駐車開始時間の領収書記載の時間の差は2分であり、原告らがグーグルマップで計算した移動時間は2ないし3分、原告らが実査した移動時間は3分であるところ、C14-122の駐車場からC14-124の駐車場に移動することが不可能とまではいえない。

そうすると、C14-123とC14-122及び124の支出合計額を比較の上、より低い支出額であるC14-123について戸塚議員が支出したと認めるのが相当である。

そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、同各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえないから、上記各支出は改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

そして、上記説示からすると、C14-122及び124は戸塚議員の利用に係る支出とは認められないから、政務活動費を充当することは

許されないと解するのが相当である。

(ウ) C15-150から152まで

証拠（甲13の1）及び弁論の全趣旨によれば、会派まちだ市民クラブは、河辺議員の支出として、①平成27年8月24日午前11時34分から午後0時48分までのタイムズ森野第10駐車場の利用料金（C15-150）、②同日午後0時33分から午後1時25分までの同駐車場の利用料金（C15-151）、③同日午後1時27分から38分までの同駐車場の利用料金（C15-152）を調査活動費として計上したことが認められる。

C15-150及び151は駐車時間が重なっているため、同一人の利用とは認められない。また、C15-151及び152については、C15-151の終了時刻の2分後に同じ駐車場を利用する合理的理由は見当たらないことから、同一人の利用とは認められない。他方、C15-150及び152については、同一人の利用と認めても不自然ではない。そこで、C15-151とC15-150及び152の支出合計額を比較の上、より低い支出額であるC15-151について河辺議員が支出したと認めるのが相当である。

そのほか、原告らの主張立証を踏まえても、同各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえないから、同各支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

他方、C15-150及び152は河辺議員の利用に係る支出とは認められないから、改正前使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(エ) その他の支出（C14-181、193、198、199、206、224、C15-39、91）

5 C14-181はC14-180と、C14-193はC14-194と、C14-198はC14-197と、C14-199はC14-200と、C14-206はC14-205と、C14-224はC14-223と、C15-39はC15-40と、C15-91はC15-92と、それぞれ時間が重なる駐車である又は移動が不可能な駐車である旨指摘されていたが、それぞれの後者につき、会派まちだ市民クラブは政務活動費の充当の対象から除外し（弁論の全趣旨）、また、そのほか、それぞれの前者につき政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえないことからすれば、同各支出につき改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

10 ク 選挙活動である旨指摘されている支出（C14-261～267、269～271、C15-64～68、105～107、219～225、249、C17-47、94）

15 (ア) 原告らは、選挙活動目的で上記各支出がされた旨主張するが、原告らの主張立証を踏まえても、選挙活動目的で上記各支出がされたと認めるに足りず、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとはいえない。したがって、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

20 (イ) 原告らは、C15-222から225まで及び249について、同日に4回駐車していることは不自然である、短時間の駐車である等指摘するが、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば同日に複数回駐車すること自体が不自然であるとはいえない。

25 なお、C17-94につき、会派まちだ市民クラブは、谷沢議員が、厚木基地爆音防止期成同盟の会合に出席した際の駐車場代であると主張

5 する。後記(8)イ(ア)のとおり、谷沢議員は上記同盟の副委員長に就任して
いたところ、上記同盟の会合に出席し、意見交換や報告を聞くことによ
り谷沢議員が知見を深めることは、議会の審議能力の強化につながると
いえるから、その際の駐車場代も改正後使途基準に適合していない支出
であるとは認められない。

したがって、上記各事情により、上記(ア)の結論が覆るものではない。

ケ その他

(ア) 井上スポーツクリニック町田ロードパーク駐車場の利用に係る支出
(C14-185、186)

10 証拠(甲12の1)及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員が、平
成26年6月28日午後0時47分から午後1時06分まで及び同日午
後2時12分から午後3時35分まで、井上スポーツクリニック町田ロ
ードパーク駐車場を利用したことが認められる。

15 原告らは、佐藤和彦議員の上記駐車場の利用は私的利用であると主張
し、甲25(報告書)をその根拠として掲げるが、原告らの主張立証を
踏まえても、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くこと
をうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証できているとはいえず、改
正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

20 (イ) 市役所の駐車場の利用に係る支出(C14-225、279、C16
-47、48)

証拠(甲12の1、甲14の1、甲63)及び弁論の全趣旨によれば、
上記各支出はいずれもタイムズ町田市役所駐車場の利用に係るものであ
ること、町田市議会議員は定期駐車券を交付されていること、来庁者は
駐車券の無料処理を行うことが可能であることが認められる。

25 議員が定期駐車券を携帯せず、かつ、無料処理を行わないまま出庫す
ることが通常あり得ないとまではいい難いから、原告らの主張立証を踏

まえても、上記各支出が議員以外の第三者の利用によるものと認めるに足りない。そのほか、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

5 (ウ) 早朝の利用に係る支出 (C15-20)

証拠(甲13の1)及び弁論の全趣旨によれば、わたべ議員が平成27年10月31日午前3時14分から午後1時29分までタマパーク原町田第10駐車場を利用したこと、同支出の領収書には「市政相談」との記載があることが認められる。

10 通常、市政相談が午前3時過ぎに行われることは想定し難く、改正前使途基準に適合しない支出であることが推認されるどころ、被告又は会派まちだ市民クラブは、市政相談のために上記駐車を必要とした具体的な事情を明らかにしておらず、上記推認を覆すに足りない。

したがって、上記支出は改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

15 (エ) 各種イベントの参加における利用に係る支出 (C15-25、28、29、248、C16-231、247、C17-150)

原告らは、C15-25は「障がい者学級 開級式」、C15-28は「障がい児 親の会10周年」、C15-29は「鶴川地区協議会 音楽祭」、C15-248は「町田青年会議所賀詞交歓会」、C16-231は「男女平等フェスティバル」、C16-247は「消防団 ポンプ入魂式」、C17-150は「野津田丘の上まつり」の参加の際の支出である旨主張するが、仮に原告らの主張どおりの参加に要した費用であるとしても、それが政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(オ) 高尾駅付近での駐車に係る支出 (C15-76~79、C16-12)

原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(カ) 同日駐車が不自然であると指摘されている支出

a ①C15-89及び90、②C15-236から238まで

原告らは、上記各支出は不自然な同日駐車である旨指摘するが、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば、同日に複数回駐車することが不自然であるとはいえない。原告らのその他の主張立証を踏まえても、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

b 戻って駐車していることが不自然であると指摘されている支出 (①C15-246、247、②C15-250、251)

原告らは、上記各支出について、①C15-247はC15-246の駐車から41分後に、②C15-251はC15-250の駐車から25分後に各戻ってされたものであり不自然である旨主張するが、議員の活動が広範なものに及ぶことからすれば同日に複数回駐車することや、戻って駐車すること自体が不自然であるとはいえない。原告らのその他の主張立証を踏まえても、上記各支出と政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が主張立証されたとは認められず、改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

コ その他の支出 (C14-1~3、5、7、8、12~15、26、29~31、34、35、37~52、55~68、74、83、91、96、

97、108、109、121、127～129、133、135、138、139、141、145、157～162、164、167～169、177、182、187、190、192、201、202、233、241、248、250～252、268、280～282、286～288、322～331、333～337、340～343、C15-18、19、21～24、26、27、34、37、41～45、47、49～51、65～69、80、81、93、109、111～134、141～143、146、147、157～159、161～166、171～181、186～189、191、195、204～206、226～228、243～245、252～259、C16-11、13～18、20、22～29、31～34、38、39、42、53～55、57～60、65、87～94、134、135、155、157、158、161～216、232～246、C17-35、36、38、40、44～46、48～70、72～90、92、93、95、96、139、152～178、181～183、190、193、194、196～199、201、203～205、207、209～213、215～217)

原告らの主張立証を踏まえても、上記各支出につき、政務活動との合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難く、上記各支出が本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(6) 資料購入費に係る支出

本件各使途基準においては、「資料購入費」は、「会派の行う政務活動のために必要な資料の購入に要する経費」とされ、例示として新聞購入費、雑誌購入費等が挙げられており、本件各運用指針においては、留意事項として、調査研究に適さない図書等の購入は不可とされている。

ア 一般新聞の購読に係る支出

本件各使途基準においては、「資料購入費」について、「会派の行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費」とされ、新聞購入費がその例示として挙げられている。

(ア) 総論

5 a 一般新聞の購読は一般教養の取得に資し、議員にふさわしい教養を身につけておくことや、日々変化する政治、経済及び社会の情勢について最新の情報を取得しておくことは、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動であり、そのために毎日発行される一般新聞を購読することは、目的に適合した合理的な手段といえ、新聞の購読は、政務活動と合理的関連性又は必要性を有するものといふべきである。

10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995

そして、町田市における政治、経済及び社会の情勢は、日本全体における政治、経済及び社会の情勢と切り離して考えることが困難であるから、全国紙についても上記の必要性及び合理性が妥当するものと解するのが相当である。また、年度内に複数の新聞を同時に購入している場合についても、新聞の内容は、それを発行する新聞社の主義主張や関心を反映して決定されるものであることに照らすと、複数の新聞の内容を比較することは、できる限り主観を交えない社会情勢等の変化を把握する上でも、社会情勢等に対する各新聞社の見解ないし関心事項を広く理解する上でも有意義なものといえるから、必要性及び合理性が認められる。

したがって、一般新聞の購読に係る支出は、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

b 原告らは、一般新聞は議会図書館に、町田市関連の新聞記事はその都度会派控室に届けられているから、自宅における一般新聞の購読は市政に関連する政務活動としての必要性及び合理性が認められ

ない旨主張する。

しかしながら、一般新聞の購読は、一般教養、議員にふさわしい教養の取得や、日々変化する政治、経済及び社会の情勢について最新の情報を取得し、市民の声を市政に反映させるための前提として必要な活動であるところ、これは、日常的にかつ迅速に情報を収集し、蓄積していくことにより構築されていくものである。仮に議会図書館や会派控室で購読することが可能であるとしても、議員としての幅広い職務や議員の数からすると、議会図書館や会派控室での購読が自宅での購読の代替になるとはいいい難く、本件各運用指針において、購読場所の限定が設けられていないことも、購読場所により政務活動費性が否定されないことを裏付ける事情といえるから、原告らの上記主張を採用することはできない。

(イ) C14-536から542まで、C15-467から474まで、C16-466から472まで、C17-442から448まで

証拠(甲12の2、甲13の2、甲14の2、甲15の2)によれば、上記各支出は、会派まちだ市民クラブの議員が一般新聞の購読料として支出したものであることが認められるから、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ 住宅地図に係る支出(C17-453、454)

証拠(甲15の2)及び弁論の全趣旨によれば、戸塚議員が平成29年11月15日に、会派まちだ市民クラブが平成30年1月4日に、株式会社ゼンリンの町田市南・北の住宅地図を購入したことが認められる。

市の地図は市政に関する調査研究を行う上で必要な資料であると解されるから、住宅地図の上記購入には、政務活動としての必要性及び合理性が認められ、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

原告らは、住宅地図の上記購入は、平成30年2月18日告示の市議会議員選挙に向けた準備のためのものであると主張するが、上記住宅地図が選挙活動に利用し得るものであるとしても、証拠上、これらの地図を購入した議員又は会派まちだ市民クラブが、選挙活動その他議員としての政務活動以外の活動にこれを用いたことを認めるに足りる証拠はないから、原告らの上記主張を採用することはできない。

ウ 政党機関誌に係る支出（C14-543～551、C15-475～480、C16-473～476、C17-449～452）

(ア) 総論

a いわゆる政党機関誌には、一般に発行元である政党の主義主張やそれに基づく活動が記載されるものであるところ、発行元の政党を含む会派においてこれを購入及び購読することが、政党活動としての側面を含むことは否定できない。

一方、市議会が会派によって運営されるものであることに照らすと、市議会における会派としての意見や方針決定を検討する前提として、会派の各議員が所属する各政党の主義主張や活動内容を把握することの必要性及び有用性は高く、このことからすれば、政党機関誌の購読は、政務活動との間に合理的関連性又は必要性があると認められる。

そして、会派の各議員が所属する各政党の主義主張や活動内容を把握するためには、各政党機関誌1部を購読すればその目的を達するというべきであるから、各政党機関誌1部を超える購読に係る支出については、政務活動との間に合理的関連性又は必要性があると認めるに足りる特段の事情がない限り、本件各使途基準に適合していない支出であると解するのが相当である。

b 証拠（甲12の2、甲13の2、甲14の2、甲15の2、甲135～139（各枝番号を含む。））によれば、平成26年度から平成2

8年度までは谷沢議員が「社会新報」、「月刊社会民主」、「新社会党機関紙」、「科学的社会主義」、「社会主義協会」の機関誌、「月刊社会主義」、「週刊新社会」の購読のために支出し、平成29年度は会派まちだ市民クラブが「社会主義協会」の機関誌、「新社会党機関紙」、「科学的社会主義」、「社会新報」、「月刊社会民主」の購読のために支出したこと、

「社会新報」及び「月刊社会民主」は社民党の機関誌であること、「週刊新社会」は新社会党の機関誌であること、「月刊社会主義」は社会主義協会の機関誌であること、「科学的社会主義」は社会主義協会が発刊する月刊誌であること、社会主義協会は新社会党、社会民主党又は民主党を支持する協会員により構成されるものであったことがそれぞれ認められ、上記各資料は、いわゆる政党機関誌であるといえる。

(イ) 「社会新報」及び「月刊社会民主」を2部ずつ購入した際の支出（C14-543、C15-475、477、C16-473、C17-452）

会派まちだ市民クラブは、上記各支出は、谷沢議員が、異なる政党に所属する議員や無所属の議員に対して、谷沢議員が所属する政党の立場からの視点を提供する目的で「社会新報」及び「月刊社会民主」を2部購入したものであり、政務活動と合理的関連性又は必要性を有する支出に該当する旨主張する。

市議会における会派としての意見や方針決定を検討する前提としては、各政党に所属する議員が所属する各政党の主義主張や活動内容を把握して議論することで足りるのであり、仮に、当該政党に所属しない議員が、当該政党の主義主張の理解を深めるために資料の提供を求めたとしても、通常は、当該議員が購入した政党機関誌を借り出すことで足りるから、それ以上の部数を購入することについては、特段の事情がない限り、政務活動との間に合理的関連性又は必要性が認められないと解するのが相

当である。本件について、2部購入することにつき、政務活動との間に合理的関連性又は必要性があると認めるに足りる特段の事情があるとはいえず、2部目の購入に係る支出は、本件各使途基準に適合していない支出であると認められる。

5 (ウ) 小括

以上によれば、上記各支出のうち、C14-543、C15-475、477、C16-473、C17-452の各2分の1については本件各使途基準に適合していない支出であり、その余の各支出については本件各使途基準に適合していない支出とはいえないと認めるのが相当である。

10 (7) 広報費に係る支出

本件各使途基準は、「広報費」を「会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費」とし、例示として「広報紙及び報告書の印刷製本代、郵送代、新聞折込代、意見広告代、インターネットホームページ運営費等」と定め、改正前運用指針において、「インターネットホームページ運営費（作成・運営・維持・管理）は会派所属議員1人当たり実費の2分の1とし、年額10万円を限度額とする。」、「インターネットホームページ運営費は、会派の広報活動としてホームページの作成・運用・維持・管理の際に係る一切の費用を対象にする。」、「インターネットホームページの開設者名は、個人名のみを不可とし、会派名も記載するものとする。」、「広報費で、報告書等の印刷代、郵送料（切手、はがき代等）、新聞折込代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。」、「広報紙、報告書、意見広告の各発行回数は、制限しない。」と定め、改正後運用指針においても、限度額を年額12万円とするほかは改正前運用指針と同内容の定めがされている。

したがって、政務活動費として認められる広報費に該当するか否かについて

ては、その支出が会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要するものであり、その方法が合理的であるといえるか否か、その実費の合計額の2分の1が限度額の範囲内であるか等の見地から検討する必要がある。

5 ア 「とんぼ製作所」に係る支出（C14-552～563、C15-481～490、C16-477～488、C17-455～465）

(ア) 「とんぼ製作所」に係る支出の实在性

原告らは、とんぼ製作所に係る支出が架空のものであると主張し、その根拠として、とんぼ製作所の実態が不明であること、領収書の記載の
10 不自然性を挙げ、また、「報告書(5)【とんぼ製作所】」（甲177、76の2）等により、請求書においてとんぼ製作所の代表とされている山本一仁は同請求書記載の住所所在の山本研磨工業の代表者でありとんぼ製作所は同住所には实在しない旨を報告する。

しかし、山本一仁が实在の人物であることについては原告らも否認して
15 ておらず、請求書記載の住所は山本一仁と無関係の住所地ではないこと、HPの管理・運営等は一般的にパソコン等の資材やその技術があれば可能であることを考慮すれば、原告らの上記主張及び立証を踏まえても、とんぼ製作所の請求書及び領収書が架空のものとも認めざるに足りない。

したがって、原告らの上記主張を採用することはできない。

20 (イ) 「とんぼ製作所」に係る支出の内容

a 証拠（甲12の3、甲13の3、甲14の3、甲15の3、甲178、丙D20～22、23の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出については、石井議員がとんぼ製作所にホームページの管理費として支出したものとして計上していること、石井議員は、町田市
25 議会議員選挙への立候補を考えていた平成25年12月頃にとんぼ製作所に対して自身のホームページの作成及び管理運営を委託し、同月、

上記ホームページ（以下「本件HP」という。）が開設されたこと、平成26年10月当時の本件HPにおいては、冒頭に「結いの党」と記載されており、その後に「だれもが笑顔で過ごせる街へ 石井くにのり OFFICIAL WEB」との表題が続くものとなっており、結いの党の当時の代表者や参議院議員・衆議院議員からの、石井議員の町田市議会議員選挙に向けた応援コメントが掲載されていること、石井議員が選挙に当選し町田市議会議員になった後も本件HPの運営は続けられたこと、石井議員の平成27年8月1日にとんぼ製作所が発行した請求書（丙D22）の宛名は「石井くにのり後援会」となっており、本件HP（丙D23の1・2）には会派名の記載がないが、会派まちだ市民クラブ名で発行した議会報告チラシのデータのダウンロードができるようになっており、石井議員が議会で行った質疑の記録も掲載されていたこと、本件HPは平成30年3月4日に閉鎖されたことがそれぞれ認められる。

なお、C16-477から488までについては支出議員の名は明らかにされていないが、弁論の全趣旨によれば石井議員は平成26年度から閉鎖する平成30年までとんぼ製作所にホームページの管理等を委託していたことが認められ、また、当時の会派まちだ市民クラブの所属議員の中で石井議員のほかにとんぼ製作所にホームページの管理を委託していた議員の存在を明確にする証拠ないし事情は見当たらないことからすれば、上記支出は石井議員が支出したものと認めるのが相当である。

b 他方、上記aのとおり、本件HPは石井議員個人名で開設されており、会派まちだ市民クラブ名での開設になっていないことからすれば、本件HPに係る支出（上記各支出）は、本件各運用指針の定める留意事項を満たすものではない。

上記 a のとおり、本件HPにおいては会派まちだ市民クラブ名で発行した議会報告チラシのデータのダウンロードができるようになっており、石井議員が議会で行った質疑の記録も掲載されていたものではあるが、「石井邦典政策レポート」や「石井くにのり町田市議会議員選挙出陣式」の動画などがダウンロードできるようになっており（丙D 23の1）、他の会派まちだ市民クラブ所属の議員を含めた会派まちだ市民クラブとしての政策などの情報が掲載されていないことなど、本件HPの全体を見ると、石井議員個人の広報のためのものと解するのが相当であり、会派まちだ市民クラブの広報のためのものとは認められない。本件各運用指針において、インターネットホームページ運営費は、会派の広報活動としてホームページの作成・運用・維持・管理の際に係る一切の費用と定められていることからしても、本件HPに係る支出（上記各支出）は、本件各使途基準に適合していない支出であると認められる。

イ 「サナリイ」に関する支出（C14-564～570、C15-491）

（ア）証拠（甲12の3、甲13の3）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、小関議員がチラシ代（議会レポート代）としてサナリイこと上村一弘に対し支出した費用を広報費として計上したこと、同計上に際して、「おぜき重太郎 議会レポート Vol. 1」から「おぜき重太郎 議会レポート Vol. 5」までが添付されていることがそれぞれ認められる。

（イ）原告らは、上記各支出の不自然性等を指摘するが、原告らの主張及び立証を踏まえてもなお、上記各支出がその客観的な目的や性質に照らして政務活動との間に合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実を主張立証したとは認めるとは認められない。

したがって、上記各支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

ウ 意見広告に関する支出（C15-492、C16-489、490、C17-466、467）

5 (ア) 意見広告は、会派の政策や立場を市民に表明し、これにより市民からの意見の入手及び情報交換の機会の取得につながる広報手段であるところ、本件各使途基準においても、広報費の例示として「意見広告代」が挙げられている。したがって、意見広告に係る支出については、当該会派としての意見を広報する一環としての意見広告の範囲を超えていなければ、本件各使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

10 (イ) 証拠（甲13の3、甲14の3、甲15の3）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は武相新聞及びタウンニュースの意見広告代としてされたものであること、意見広告の内容は、「町田市議会まちだ市民クラブ～市民が誇れる町田市に。～」、「町田市議会まちだ市民クラブ（民進党・生活者ネットワーク・社民党・日本維新の会・無所属の5党派で構成。国政の枠組みに囚われず、市民に対し一致団結し取り組んでいます。）～市民が誇れる町田市に。～」等を表題として、公園駐車場有料化に反対、キャンプ招致を支援、中学校給食の充実等の会派まちだ市民クラブの方針を記載したり（甲13の3、甲14の3、甲15の3）、『私たちは、町田市出身のオリンピック・パラリンピック選手を応援しています。』『私たちは、東京オリンピック・パラリンピック・ラグビーW杯を通し、人に優しい街を創ります。』町田市議会議員会派 町田市民クラブ（民進党・生活者ネットワーク・社民党・おおさか維新の会で構成。国政の枠組みに囚われず、市民に対し一致団結し取り組んでいます。）」（甲14の3）というものであることが認められ、その内容が会派まちだ市民クラブとしての意見を広報する一環としての意見広告の範囲を超えているとはいえない。

25 (ウ) 以上からすれば、上記各支出は、本件各使途基準に適合していない支

出であるとは認められない。

エ チラシ印刷費等に係る支出

改正後使途基準において、「広報費」の例示として「広報紙及び報告書の印刷製本代、郵送代、新聞折込代」が挙げられている。

5 以下の各議員のチラシ印刷代等につき、その記載内容等を踏まえ、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、広報するために要する経費」に該当するか否かを検討する。なお、選挙に向けての得票活動に係る記載がある場合には、その記載内容に応じ、その一部又は全部につき改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

10 (ア) 佐藤和彦議員に係る支出（C17-468、469、471、483、484、486）

証拠（甲15の3）及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員は、上記各支出を、議会活動報告の印刷費、チラシポスティング代及び郵便代として支出したものであること、当該活動報告には、「※当市政報告誌は、議員独自のものではなく、会派独自の取り組み及びその範囲において所属議員の取り組みについて紹介する、『まちだ市民クラブ』会派の広報誌です。」との記載があること、当該活動報告には議会で取り上げられた案件の報告がされていることがそれぞれ認められ、当該活動報告には、佐藤和彦議員個人の活動についての記載も含まれるが、選挙に向けての得票活動と疑われる記載は見当たらない。

20 以上からすれば、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) 石井議員に係る支出（C17-470、472）

25 証拠（甲15の3）及び弁論の全趣旨によれば、石井議員は、上記各支出を、市政報告2017年秋号の印刷費、新聞折込代として支出した

5
10
15
20
25

ものであること、石井議員の市政報告2017年秋号には、「市政報告誌は『まちだ市民クラブ会派』の広報誌です。」、「発行元・編集元：まちだ市民クラブ」との記載があること、当該市政報告には、パラスポーツ体験ミニフェスタ開催の報告や議会の報告の記載のほか、会派まちだ市民クラブの説明や同会派の取組内容についての記載があることがそれぞれ認められ、当該活動報告には、石井議員個人の活動についての記載も含まれるが、選挙に向けての得票活動と疑われる記載は見当たらない。

以上からすれば、上記各支出が改正後使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

10 (ウ) 森本議員に係る支出（C17-473から476まで、485）

証拠（甲15の3）及び弁論の全趣旨によれば、森本議員は、上記各支出を、議会報告の印刷費、ポスティング費として支出したこと、森本議員の議会報告書には、「町田市議会議員森本せいや まちだ市民クラブ」、「一番身近な政治＝市政にご関心を持って下さい。●一番身近な政治であり、一番生活にダイレクトに影響がある政治は町田市政です。●前回の選挙では、50%の方が棄権しました。4年に1度の機会、是非ご参加ください。」、「森本せいやが、ご意見を『直接』伺います。●皆様のお困りごと、ご意見をお気軽にご連絡ください。FAX・MAILでのご連絡は勿論、市内どこにでも『直接』伺います！！市政について、どんな些細なことでも構いません。」、会派まちだ市民クラブの説明・取組等について記載した最後に、「市議会議員選挙が『2月25日実施』と決定致しました。今までと変わらず4つの信条に基づいて、地道に働いて参ります。」との記載があることが認められる。上記議会報告の内容には、会派まちだ市民クラブの取組等に関するものも含まれるが、全体として見ると、市議会議員選挙に向けての得票活動目的の記載が含まれていると解するのが相当であり、その記載内容を踏まえると、上記各支出

のうち2分の1について、改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(エ) 小関議員に係る支出 (C17-477、481、482、487)

証拠(甲15の3)及び弁論の全趣旨によれば、小関議員は、上記各支出を、議会報告(平成29年12月号、平成30年1月号)の印刷費、ポスティング費等として支出したものであること、上記各議会報告の発行元はいずれも会派まちだ市民クラブであること、平成29年12月号には、休日・準夜急患こどもクリニックの現状や中学校給食について等の記載があり、小関議員自身の活動として、道路の凍結を抑えるための山の本の伐採の手伝いをした旨の記載等があり、平成30年1月号には冒頭に、平成29年12月の定例会が任期最後の定例会であったこと、「一番大切なことは普段なかなか伝わらない市民の皆様の声を住民の代表としてしっかり行政にお伝えすることであると思います。」「2018年2月には町田市議会議員も改選を迎えますが、地域の皆様の生活をより向上させるという使命を忘れずに、市民の皆様から頂いている大切な住民要望を最後の最後まで、一つでも多く実現して、地域の行政サービスの向上に努めたいと思っております。」との記載があり、小関議員の取組の観点をまとめた上で、「おぜき重太郎は、一層、地域の皆様の声を市政の場で実現するために、皆様から今まで以上にお声を伺い発信して参ります！」等の記載があることが認められる。

平成29年12月号については、選挙に向けての得票活動と疑われる記載は見当たらないから、当該号に係る各支出(C17-477、482)は改正後使途基準に適合していない支出とは認められない。他方、平成30年1月号については、その記載の全体を見ると、平成30年2月に実施予定の市議会議員選挙に向けての得票活動目的の記載が含まれると解するのが相当であり、その記載内容を踏まえると、平成30年1

月号に係る支出（C17-481、487）のうち2分の1について、改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(オ) 戸塚議員に係る支出（C17-478～480）

証拠（甲15の3）及び弁論の全趣旨によれば、戸塚議員は、上記支出を、平成29年11月1日号外分の印刷費等として支出したこと、上記号外1枚目の冒頭には「～まちだ市民クラブ会派活動報告～戸塚正人」とあり、「町田市長選挙・市議会議員選挙が来年2月25日（日）投票日で執行が決まりました！」、「私の3期目の任期も残すところ12月定例議会を残すのみとなりました。（中略）この度町田市選挙管理委員会より、2018年2月18日（日）告示、2月25日（日）投票日で町田市長選挙及び町田市議会議員選挙が執行される事が決まりました。」「現状で言えば、先日施行されました総選挙におきまして私の所属する民進党が目まぐるしく変動している状況であり、私としましても今後どのように進んでいくのか不透明な部分が多く不安な気持ちもありますが（中略）今後どのような状況になろうとも市議会議員として活動・運動をしていきたいと気持ちを新たにしております。」とあり、末尾には「戸塚正人後援会事務所」の連絡先が記載されていること、同号外の2枚目以降においては戸塚議員の3期目の議会活動内容と取組についての記載があり、4枚目の末尾には、「戸塚正人はボランティアの方々のご協力で活動しています。ご協力して頂ける方、大募集しています！（中略）①ニュースやチラシを配る事が出来る。②自宅や近所にポスターを貼れる。③その他などなど、ご協力頂けることをご連絡ください。」として問合せ先を記載していることがそれぞれ認められる。

上記記載内容は、戸塚議員の議員としての取組の記載が含まれるが、全体として見ると、主たる目的は平成30年2月実施の町田市議会議員選挙に向けての得票活動と認めるのが相当であり、その記載内容を踏ま

えると、上記各支出については、その全額について、改正後使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(8) 通信運搬費に係る支出

ア 総論

5 (ア) 本件各使途基準は、「通信運搬費」を「会派の行う調査研究活動のために必要な通信運搬に要する経費」とし、例示として「はがき代、切手代、電話代、ファクシミリ代等」と定める。

したがって、政務活動費として認められる通信運搬費に該当するか否かについては、その支出が会派の行う政務活動のために必要な通信運搬に要するものに該当する必要がある。

10 (イ) 本件各使途基準においては、通信運搬費は「会派の行う調査研究活動のために必要な通信運搬に要する経費」と定めるところ、改正前運用指針において、「(1)通信費（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料）については、会派所属議員1人当たり月額15,000円を限度に支出することができるものとする。(2)インターネット回線使用料は、会派所属議員が調査研究活動としてインターネットを利用する際の費用（回線使用料・プロバイダ契約料など）とする。」と定め、改正後運用指針は、改正前運用指針所定の上記(1)を「(1)通信費（固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット回線使用料）に
15 ついては、会派所属議員1人当たり年額24万円を限度に支出することができるものとする。」、上記(2)の「政務研究活動として」を「政務活動として」とするほかは上記改正前運用指針と同内容の定めがされている。

20 そうすると、議員が支出した通信費が本件各使途基準に適合するといえるためには、当該活動が政務活動に係るものであること、及び、その活動のために固定電話、携帯電話、ファクシミリ及びインターネット回線使用料の使用が必要であることを要すると解される。

そして、本件各運用指針の上記規定からすれば、会派の計上した通信費について、当該会派所属の議員ではない第三者が利用したものや、政務活動のために利用されていないもの等については、原則として政務活動費を充当すべき通信費の対象から除外されると解するのが相当である。

上記のとおり、本件各使途基準の定める通信運搬費に含まれない支出を控除したものの性質を考慮するに、議員の活動は、政務活動以外にも、後援会活動、政党活動その他の政治活動等のほか、議員としての立場を離れた私的活動など多面性を有するのであり、通信費のような経費については、その一部が政務活動に必要な経費の一部として使用され、残部がそれ以外の活動の経費として使用されるということも十分に考えられるから、当該通信機器を使用する都度、その使用目的、使用目的が複数ある場合はその割合を記録するなどしていない限り、通信機器の使用実態を認定し、客観的にみて合理的に区分することは困難である。

本件において、本件各会派所属の各議員の支出の中で、通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらないものについては、諸般の事情を考慮し、社会通念に照らし合理的な割合により、その経費の額を按分の上、政務活動に係る額についてのみ、政務活動費を充当することができると解するのが相当である。そして、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動を含む蓋然性及びその割合等、当該事案の具体的事情を考慮してその按分割合を定めるのが相当である。

(ウ) 被告及び被告補助参加人らは、本件各運用指針において通信費の上限額が定められていること、通信費について、「実費の把握が困難であること等から一定の基準（定額を上限）で充当する」と定められていることを根拠に、按分の考えを用いることは本件各運用指針の定めと整合しな

い旨の主張をする。

しかしながら、本件各運用指針の規定の文言は、原則は実費弁償であるが通信費については実費の把握が困難であることから定額を上限とすること、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが適当でない場合には各活動の実績に応じた按分により充当することができる旨を定めるものであり、通信費について按分を制限する旨を定めたものと解するのは相当ではなく、また、定額を給付する旨を定めるものでもない。前説示のとおり政務活動費の制度の趣旨に鑑みても、調査研究に関係しない通信費の支出を政務活動のためのものと解することは相当ではないことも考慮すると、上記主張を採用することはできない。

イ 谷沢議員に係る支出

(ア) はがき代等の支出 (C14-571~577、C15-566~570、572~574、576)

a 証拠 (甲12の4、丙D12の3・4) 及び弁論の全趣旨並びに当裁判所に顕著な事実によれば、谷沢議員は厚木基地爆音防止期成同盟の副委員長に就任し、同団体の町田支部長を務めており、第四次厚木基地騒音訴訟 (横浜地裁平成19年 (行ウ) 第100号、平成24年 (行ウ) 第69号) の町田原告団の事務局長であったこと、同訴訟の第一審判決は平成26年5月21日に、第二審判決は平成27年7月30日に、最高裁判決は平成28年12月8日にそれぞれ言い渡されたこと、谷沢議員は、上記同盟の町田支部長又は厚木基地騒音訴訟の町田原告団の事務局長として、第四次厚木基地騒音訴訟に関係する会合の招集通知や資料の送付等のために上記各支出をしたことがそれぞれ認められる。

上記招集通知や資料の送付等は、谷沢議員が、第四次厚木基地騒音訴訟の裁判の進行や内容を踏まえて、上記同盟の町田支部長又は厚木

基地騒音訴訟の町田原告団の事務局長としての立場で、司法手続上の争訟活動目的で行ったものであり、客観的に見て、議会の審議能力の強化を図るために議会の議員活動の基礎となるものとして情報や資料を収集する調査や研究の活動とは本来の目的や性質を異にするものである。

したがって、上記各支出は政務活動との間に合理的関連性が認められるものではなく、改正前使途基準に適合していない支出であると認められる。

b なお、上記(5)ク(イ)のとおり、上記同盟の会合に参加した際の駐車場代(C17-94)については改正後使途基準に適合しないとはいえないと判断したが、これは、会合に参加して参加者等と意見交換等をして知見を深めることは議会の審議能力の強化につながると解したことによるものである。これに対し、上記同盟等の運営や発信等は、政務活動とは一線を画する、上記同盟等自体の活動であると認めるのが相当なのであり、C17-94と結論が異なることについて矛盾はない。

(イ) 宅配便に係る支出(C14-578、579)

証拠(甲12の4)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、谷沢議員が、会派まちだ市民クラブ一覧表(通信運搬費)欄の、C14-578及び579の各「支出日」欄の各支出日の、同「支出内容」欄の支出内容に係る同「支出金額」欄記載のとおり支出した費用であることが認められる。

原告らは、上記各支出について、厚木基地騒音訴訟関連のものと推測される旨主張するが、本件全証拠によっても、上記各支出が同訴訟関連のものと認めるに足りず、そのほか、上記各支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主

張立証がされたとは認め難く、原告らの上記主張を採用することはできない。

したがって、上記各支出が改正前用途基準に適合していない支出であるとは認められない。

5 (ウ) 通信費に係る支出 (C14-598~609、C15-493~504、C16-493、C17-492)

a 証拠 (甲12の4) 及び弁論の全趣旨によれば、谷沢議員が実際に支出した通信費の金額及びその内訳は、①平成26年度は別表C1-1「議員の実際の支出金額」欄 (なお、NTTファイナンス株式会社の料金については、別表も含め、以下、「NTT東日本利用分料金」といい、ドコモ利用分の料金は「ドコモ利用料金」という。) のとおり、②平成27年度は別表C1-2「議員の実際の支出金額」欄のとおり、③平成28年度は別表C1-3「議員の実際の支出金額」欄のとおり、④平成29年度は別表C1-4「議員の実際の支出金額」欄のとおりであること、谷沢議員のNTT東日本分料金には自宅の固定電話料金が含まれること、ドコモ利用料金は携帯電話の利用料金であることが認められる。

10
15
20
25
b 一方、谷沢議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動を含む蓋然性が高いこと等を考慮すると、谷沢議員が通信費として支出した金額のうち、2分の1 (別表C1-1から別表C1-4までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額) の限度で本件各用途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C1-1から別表C1-4までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のと

おりと認めるのが相当である。

ウ 佐藤和彦議員に係る支出

- (ア) 切手の購入に係る支出 (C14-580~582、C15-571、575、577)

証拠 (甲12の3・4、甲13の3・4、丙D25の1~3) 及び弁論の全趣旨によれば、佐藤和彦議員は、C14-580から582までの支出により購入した切手の一部を同議員の町田市議会活動報告34号の郵送費用として利用し、残部についても活動報告の郵送費用として利用したこと、C15-571、575、577の支出により購入した切手についても町田市議会活動報告38号等の郵送費用として利用したことがそれぞれ認められる。

以上によれば、上記各支出は改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

- (イ) 通信費に係る支出 (C14-585、C16-491)

証拠 (甲12の4、甲14の4) によれば、佐藤和彦議員が平成26年度及び平成28年度に実際に支出した通信費の金額は、別表C2-1及び別表C2-2の各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

原告らは、上記金額に家族分の通話料金が含まれている可能性が否定できない旨主張するが、本件全証拠によっても、原告らの主張するような料金が含まれていると認めるに足りない。したがって、上記各支出は佐藤和彦議員の使用した電話料金等であると認めるのが相当である。

一方、佐藤和彦議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、佐藤和彦

議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表C2-1及び別表C2-2の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C2-1及び別表C1-2の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

エ 森本議員に係る支出

(ア) 切手等の購入に係る支出（C14-583、584）

上記各支出につき、原告らの主張立証を踏まえても、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとはいえず、上記各支出が改正前使途基準に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) 通信費に係る支出（C15-529～540、C16-496、C17-493）

証拠（甲13の4、甲14の4、甲15の4）によれば、森本議員が平成27年度から平成29年度に実際に支出した通信費の金額は、別表C3-1から別表C3-3までの各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

一方、森本議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、森本議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表C3-1から別表C3-3までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C3-1から別表

C3-3までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

オ わたべ議員に係る支出（C14-586～597、C15-517～528、C16-500）

5 (ア) 証拠（甲12の4、甲13の4、甲14の4）及び弁論の全趣旨によれば、わたべ議員が平成26年度から平成28年度に実際に支出した通信費の金額及びその内訳は、別表C4-1から別表C4-3までの各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであること、わたべ議員のNTT東日本利用分料金には、「フレッツ光利用料（N・ファミリーHS）」、「リモートサポートサービス料金」のほかに、「フレッツ テレビ伝送サービス利用料」（月額450円）及び「スカパーJ SAT施設利用料」（平成26年10月分まで月額216円、同年11月以降月額227円。以下「フレッツ テレビ伝送サービス利用料」と合わせて「スカパー利用料等」という。）が含まれていたこと、わたべ議員が実際に支出した金額からスカパー利用料等を控除した金額は別表C4-1及び別表C4-2の各
10 「AからCを控除した金額」欄記載のとおり各金額並びに別表C4-3の「AからDを控除した金額」欄記載のとおり金額であることが認められる。

15 なお、スカパー利用料等は、通常政務活動との間に合理的関連性が認められないというべきであり、会派まちだ市民クラブも、令和5年1月26日、平成26年度から平成28年度までのわたべ議員の通信費に関して、スカパー利用料等を控除する形での収支報告書の修正届を提出した（丙D43の1～3、弁論の全趣旨）。

20 (イ) 上記(ア)の認定事実によれば、別表C4-1から別表C4-3までの各「議員の実際の支出金額」欄の「NTT東日本利用分料金(A)」及び「BIGLOBE」は、いずれもわたべ議員の自宅のインターネット回線使
25

用料と、同「KDD I 料金 (B)」は、わたべ議員の携帯電話料金とそれぞれ推認される。

他方、わたべ議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、わたべ議員が通信費として支出した金額のうち、スカパー利用料等を控除した金額の2分の1（別表C4-1から別表C4-3までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C4-1から別表C4-3までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

カ 石井議員に係る支出（C14-610～619、C15-553、C16-498、C17-489）

（ア） 証拠（甲12の4、甲13の4、甲14の4、甲15の4）によれば、石井議員が平成26年度から平成29年度に実際に支出した通信費の金額は、別表C5-1から別表C5-4までの各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

原告らは、上記支出は携帯電話3台分の料金であり議員の家族などの利用料金が含まれている可能性が高い等と主張するが、携帯電話1回線とwifi機器2回線の料金であるとの会派まちだ市民クラブの主張を覆すに足りる証拠ないし事情は見当たらず、また、携帯電話機本体の分割払い分が含まれると認めるに足りる証拠もない。

一方、証拠（甲14の4）によれば、平成29年1月分の支出には携帯電話機種変更料6000円が含まれる。改正前運用指針においては、例示及び留意事項に携帯電話機の購入に関する定めがなく、かつ、「事務

費」の留意事項に「(6)携帯電話の購入費は、支出できないものとする。」との定めがあることからすると、携帯電話機の購入費用は、改正前使途基準に適合していない支出となるが、改正後運用指針においては、「政務活動費として支出できない経費」に、「携帯電話の購入及び通信に係る費用のうち、2台目以降に要する経費」が新たに設けられ、上記事務費の留意事項が削除されていることからすれば、1台目の携帯電話の購入費用等を政務活動費と認める内容に改定されたと解するのが相当である。携帯電話機種変更は、新たな携帯電話機の購入には当たるものの、通常、2台目の携帯電話機として使用するために購入するものではなく、1台目の携帯電話機と交換するために購入するものであることからすれば、上記携帯電話機種変更料の支出が直ちに改正後運用指針に適合していない支出であるとは認められない。

(イ) 石井議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、石井議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表C5-1から別表C5-4までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C5-1から別表C5-4までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

キ 田中議員に係る支出（C14-620～626、C15-541～552、C16-497、C17-491）

(ア) 証拠（甲12の4、甲13の4、甲14の4、甲15の4）によれば、田中議員が平成26年度から平成29年度に実際に支出した通信費の金

額は、別表C6-1から別表C6-4までの各「議員の実際の支出金額」欄のとおりである。

なお、前説示のとおり、携帯電話機本体分の支出については全額が改正前使途基準に適合していないと認めるのが相当であるところ、証拠(甲12の4、甲13の4)によれば、携帯電話機本体の分割払いは平成27年5月が最終支払月となっていることから、平成26年4月分から平成27年2月分及び同年4月分及び5月分については、別表C6-1及び別表C6-2の各「携帯電話機分割支払金」欄記載の金額は改正前使途基準に適合していない支出であると認めるのが相当である。

(イ) 田中議員の上記通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、田中議員が通信費として支出した金額のうち、別表C6-1及び別表C6-2の「携帯電話機分割支払金」欄及び「かんたん決済分」欄記載の金額を控除した金額の2分の1(別表C6-1から別表C6-4までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額)の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C6-1から別表C6-4までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

ク 戸塚議員に係る支出

(ア) 郵送に係る支出(C15-565)

原告らの主張立証を踏まえても、上記支出につき、政務活動との間の合理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的な事実の主張立証がされたとは認め難く、上記支出が改正前使途基準に適合していない

支出であるとは認められない。

(イ) 通信費に係る支出 (C15-505~516)

5 a 証拠(甲13の4)によれば、戸塚議員が平成27年度に実際に支出した通信費の金額は、別表C7の「議員の実際の支出金額」欄のとおりであること、上記支出の根拠として提出された通帳には、各支出欄に「電話」「DCMXクレジット」との記載があることが認められる。

10 別表C7のと通りの平成27年度の支出金額の推移、特に、平成27年6月、9月、10月、12月、平成28年2月分は3万円を超えており、そのうち平成27年9月及び10月は4万円を超えていること、クレジットカードによる一括引き落としによる清算方法が用いられていることからすると、別表C7の「議員の実際の支出金額」欄記載の金額が全て通信費であるとは認め難く、他に具体的な通信費の額を認めるに足りる証拠はない。

15 他方、上記認定事実からすれば、通信費が含まれている蓋然性が高いと認められることから、本件においては、支出金額が一番少ない月である平成27年5月分の1万2190円を基準とし、その半額である6095円の限度で通信費として支出されたことを認めるのが相当である。

20 b 一方、戸塚議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、戸塚議員が通信費として支出したと認めるのが相当な金額(6095円)の2分の1(別表C7の「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額)の限度で改正前使途基準に適合している支出であると認めるのが相当
25 であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、

別表C7の「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

ケ 小関議員に係る支出（C15-554～564、C16-499、C17-488）

5 (ア) 証拠（甲13の4、甲14の4、甲15の4）によれば、小関議員が平成27年度から平成29年度までに実際に支出した通信費の金額は、別表C8-1から別表C8-3までの各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

10 原告らは、上記各支出金額には小関議員の家族等の利用代金が含まれる旨主張するが、同事実を認めるに足りる証拠はなく、原告らの同主張を採用することはできない。

15 (イ) 一方、小関議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、小関議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表C8-1から別表C8-3までの各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C8-1から別表C8-3までの各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

20 コ 河辺議員に係る支出（C16-494）

25 (ア) 証拠（甲14の4）によれば、河辺議員が平成28年度に実際に支出した通信費の金額は、別表C9の各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

原告らは、上記各支出金額には河辺議員の家族等の利用代金が含まれ

る旨主張するが、同事実を認めるに足りる証拠はなく、原告らの同主張を採用することはできない。

5 (イ) 一方、河辺議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、河辺議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表C9の「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で改正後使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C9の「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

10 サ 議員名不明の通信費の支出(C16-492、495、C17-490、494)

15 証拠（甲14の4、甲15の4）及び弁論の全趣旨によれば、会派まちだ市民クラブ所属の議員が平成28年度及び平成29年度に実際に支出した通信費の金額は、別表C10-1から別表C10-4までの各「議員の実際の支出金額」欄のとおりであることが認められる。

(ア) C16-492、C17-490、494

20 原告らは、上記各支出金額には上記各議員の家族等の利用代金が含まれる旨主張するが、同事実を認めるに足りる証拠はなく、原告らの同主張を採用することはできない。

25 他方、会派まちだ市民クラブ所属の各議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、各議員が通信費として支出した金額の2分の1（別表C1

0-1、別表C10-3及び別表C10-4の各「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額)の限度で改正後使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C10-1、別表C10-3及び別表C10-4の各「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

(イ) C16-495

a 証拠(甲14の4)によれば、当該議員が平成27年度に実際に支出した通信費の金額は、別表C10-2の「議員の実際の支出金額」欄のとおりであること、上記支出の根拠として提出された通帳には、各支出欄に「電話」「Dカード/DCMX」との記載があることが認められる。

別表C10-2のと通りの平成27年度の支出金額の推移、特に、平成28年4月から6月まで、9月、12月分は2万5000円を超えており、特に同年5月、9月及び12月は3万円を超えていること、クレジットカードによる一括引き落としによる清算方法が用いられていることからすると、別表C10-2の「議員の実際の支出金額」欄記載の金額が全て通信費であるとは認め難く、他に具体的な通信費の額を認めるに足りる証拠はない。

他方、上記認定事実からすれば、通信費が含まれていることは認められることから、本件においては、支出金額が一番少ない月である平成29年2月分の1万1391円を基準とし、その約半額である5695円の限度で通信費として支出されたと認めるのが相当である。なお、平成28年8月分の通信費は計上されていないが、甲14の4・488頁において同年9月30日に合計記帳された旨の記載があることからすれば、支出が生じてはいるが合計記帳されたことにより同年

8月分の支出を証明することができなかったことによるものと考えられ、そのほか平成29年2月分よりも低額であることを認めるに足りる証拠はない。

b 一方、当該議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情は見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いこと等を考慮すると、当該議員が通信費として支出したと認めるのが相当な金額の2分の1（別表C10-2の「裁判所の認定する適法支出額」記載の金額）の限度で改正後使途基準に適合している支出であると認めるのが相当であり、会派まちだ市民クラブが政務活動費を違法に充当した額は、別表C10-2の「裁判所の認定する違法支出額」欄記載のとおりと認めるのが相当である。

(9) 事務費に係る支出

本件各使途基準においては、「事務費」について、「会派の事務運営に必要な経費」としており、例示として、消耗品購入費、備品購入費、事務機器代、複写機等リース代等が挙げられており、本件各運用指針において、「備品は、1件3万円以上のものとし、リース又はレンタル契約によることも可とする。」「消耗品を購入した場合は、領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする。」と記載されている。

ア 会派控室で使用する各種備品に係る支出（C15-581～586）

会派控室で使用する各種備品に係る支出については、通常、会派の事務運営に必要な経費であり、政務活動との間に合理的関連性があると解するのが相当である。

証拠（甲13の5、丙D41）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、会派控室備付けのプリンターのトナーカートリッジ及びコピー用紙の

ために支出されたものであることが認められるから、その全額につき、改正前用途基準に適合していない支出であるとは認められない。

イ 議員事務所など会派控室以外の場所で使用する物品に係る支出（C15-578～580）

5 (ア) 市議会議員の活動は、その性質上広範かつ多岐にわたるものであることからすれば、議員事務所など会派控室以外の場所における活動には、政務活動以外の政治活動等も含まれることが一般的に推認される。議員事務所など会派控室以外の場所で使用する事務機器、複写機等の購入費については、政務活動に資する備品等に係る費用についてのみ正当な支出
10 となるといえるが、同部分とそれ以外の部分とを判然と区別することは事実上不可能であるから、その2分の1を政務活動に資する備品等に係る費用であるものと推定し、その限度で正当な支出であると認定するのが相当である。

15 (イ) 証拠（甲13の5、丙D61、62の1～3）及び弁論の全趣旨によれば、C15-578は河辺議員が複合機を、C15-579及び580は、戸塚議員及び小関議員がそれぞれパソコンを購入した際の支出であり、各議員とも、上記複合機及びパソコンを、政務活動にも使用していたことがそれぞれ認められることからすれば、その2分の1の限度で、政務活動費を充当することが許されると認めるのが相当である。

20 原告らは、上記各支出には緊急の必要性がないから会派の事務経営に必要な経費とはいえない旨の主張をするが、弁論の全趣旨によれば、上記各議員が上記購入した機器を政務活動に用いていたことが認められ、また、上記各支出が不必要又は不合理なものであったと認めるに足りる的確な証拠はないことからすると、原告らの同主張を採用することはできない。

25 a C15-578